

武雄市
地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

令和7年3月

武雄市・武雄市社会福祉協議会

目次

第1章 計画策定にあたって	1
計画策定の趣旨.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の目的.....	2
3 取組の期間.....	2
4 計画の位置づけ.....	3
5 地域福祉推進に大切な4つの助けあいの視点と役割.....	4
6 計画における「地域」のとらえかた.....	4
第2章 武雄市の地域福祉をめぐる概況	5
1 人口・世帯の状況.....	5
2 支援を必要とする人の状況.....	10
第3章 計画の基本的な考え方	13
第1節 基本理念.....	13
第2節 基本目標.....	14
第3節 計画の体系.....	15
第4章 具体的な施策	17
基本目標1 地域福祉を支えるネットワークづくり.....	17
基本目標2 住民一人ひとりに対応した多様なサービスを提供する仕組みづくり.....	29
基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり.....	55
第5章 重点項目	65
福祉に関する相談・支援体制の充実.....	65
第6章 計画の推進方法	67
1 関係機関等との連携・協働.....	67
2 計画の普及・啓発.....	67
3 計画の進捗管理.....	67
資料編	
1 本計画と関係計画の取組期間.....	68
2 アンケート調査結果からみる武雄市の状況.....	69
(1) アンケート調査の概要.....	69
(2) 武雄市の住みやすさについて.....	69
(3) 自分が住んでいる地域や周辺環境について.....	69
(4) 地域における支え合いについて.....	70
(5) 武雄市民の福祉に関する関心について.....	70
(6) 福祉サービスの利用について.....	71
(7) 福祉に関する理解について.....	72
3 地域資源（地域福祉を支える人・組織）の状況.....	73
4 第2期武雄市地域福祉計画のふりかえり.....	74
基本目標1 地域福祉を支えるネットワークづくり.....	74

基本目標2 住民一人ひとりに対応した多様なサービスを提供する仕組みづくり……………	75
基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり……………	77
5 第4次武雄市地域福祉活動計画のふりかえり……………	79
基本目標1 地域で支え合う体制をつくろう……………	79
基本目標2 生活の困りごとを見逃さず、解決しよう……………	81
基本目標3 災害に負けないまちをつくろう……………	82
6 計画策定の体制と市民参加……………	83
7 社会福祉法(抜粋)……………	84
8 武雄市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱……………	87
9 武雄市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿……………	89
10 用語解説……………	90

第1章 計画策定にあたって

計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

令和2(2020)年4月、武雄市では「第2期武雄市地域福祉計画」（以下「第2期計画」という。）及び、武雄市社会福祉協議会では「第4次武雄市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

しかし、地域福祉を取り巻く環境はさらに厳しさを増してきています。国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口は今後も一貫して減少する見込みです。少子高齢・人口減少、家族形態の変化や、暮らしかたや働きかた、価値観の多様化や社会情勢の変化などにより、個人や世帯が抱える生活課題は複雑化・複合化しています。また、青少年層や中年層においては、生活不安とストレスが増大し、自殺や虐待、ひきこもりなどが社会問題となっています。認知症高齢者の増加や孤立死・8050問題・ヤングケアラーやダブルケアの課題・地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど従来の福祉サービスだけでは解決の難しい問題が増えつつあります。このように、子ども・障がい・高齢・生活困窮の問題など、複数の問題が重なりあう生活課題を解決するためには、これまで以上に制度や分野を超えた支援が必要です。

また、大規模災害が頻発する中で地域コミュニティの必要性が再認識されてきており、災害時における要支援者への支援体制の構築も求められています。

このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく安心して充実した生活が送れるよう、地域の人々が手を携えて共につくっていくことのできる「地域共生社会」の充実に向けた体制整備など地域福祉の推進に努める必要があります。

具体的には、地域福祉の理念として、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携などによる解決が図られることを目指すことが社会福祉法の改正で明記されました。

また、そのために

- ① 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ② 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整などを行う体制
- ③ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関などの関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

などの包括的な支援体制づくりに、市町村が務めることと規定されました。

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

（平成29(2017)年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

2 計画策定の目的

地域では、いろいろな方々が住民の福祉の向上に努められています。その地域と行政との連携を図り、方向性を同じにすることが、地域福祉の向上のより一層の推進につながるものと考えます。

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域における福祉課題を地域で解決していく総合的な仕組みづくりとして作成します。また、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられ、それらの計画との整合性を図り、地域福祉の視点から住民のみなさまとさまざまな関係機関などを「つなげていく」ことを目的とします。

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に基づき社会福祉協議会が中心となって策定する民間の行動計画です。「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業所を経営する者」が相互に協力し、地域福祉の推進を目的として定める活動・行動計画です。

「地域福祉とは」

健やかに楽しく生活することは、住民の誰もが願っていることです。福祉に問題を抱えた人を社会福祉施設だけで受け止めるという考え方ではなく、地域住民や福祉関係者などが協力してその問題を解決しながら、住み慣れた地域や家で生活が送れるようにするという考え方です。

3 取組の期間

本計画の計画期間は、令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度までの 5 年間とします。ただし、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
武雄市地域福祉計画	第2期					第3期(地域福祉計画) 第5次(地域福祉活動計画)					次 期 計 画
武雄市地域福祉活動計画	第4次										

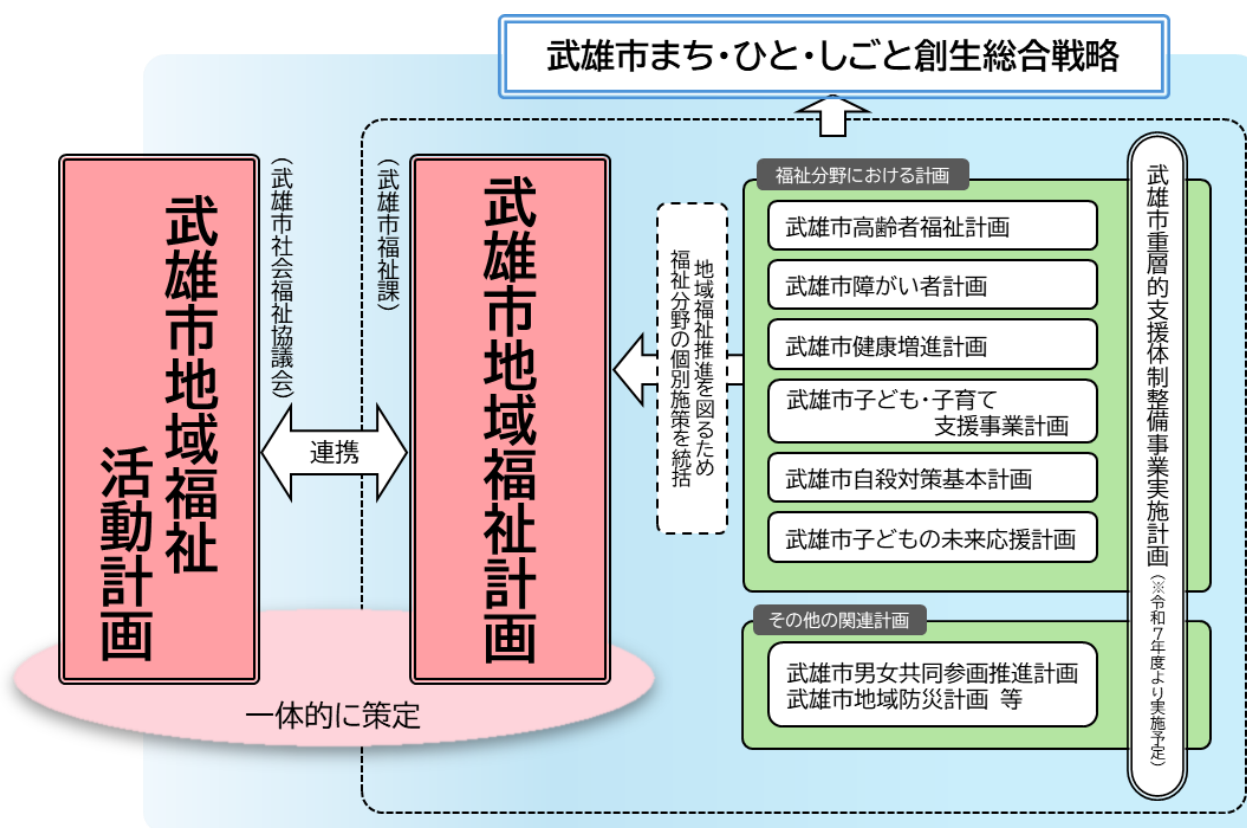
※地域福祉計画・地域福祉活動計画一体化(R7～)

4 計画の位置づけ

・武雄市と武雄市社会福祉協議会による一体的な計画作成

武雄市地域福祉計画は、「第3期武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画としており、さらに、本市における各福祉分野の総合的な計画として位置づけ、地域福祉推進に関する事項を一体的に定めるものです。

また、上記計画を実行するための活動、行動のあり方を定める「武雄市地域福祉活動計画」についても一体的に策定し、効果的に事業を行います。



・再犯防止推進計画の内包

佐賀県内における刑法犯及び特別法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）が50%付近を推移し「再犯の防止」は佐賀県における地域の安全にとっても重要な課題となっています。

こうした中、平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定されました。

そこで、本市では誰もが安心していきいきと暮らしていける地域共生社会の充実に向け、再犯防止推進計画を「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に内包する形で策定しました。

5 地域福祉推進に大切な4つの助けあいの視点と役割

本計画では、住民一人ひとりの役割や、地域において取り組むこと、行政機関等がどのような支援を行っていくのかなどについてできるだけ明確にした上で、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの視点で整理しています。

地域福祉活動を進めるには、公的サービスが整備されるだけでなく、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）や、近隣の身近な人がお互いに助けあい、支えあうこと（互助）、地域の事業所も含めた連携体制の枠組みの中でそれぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと（共助）も大切です。

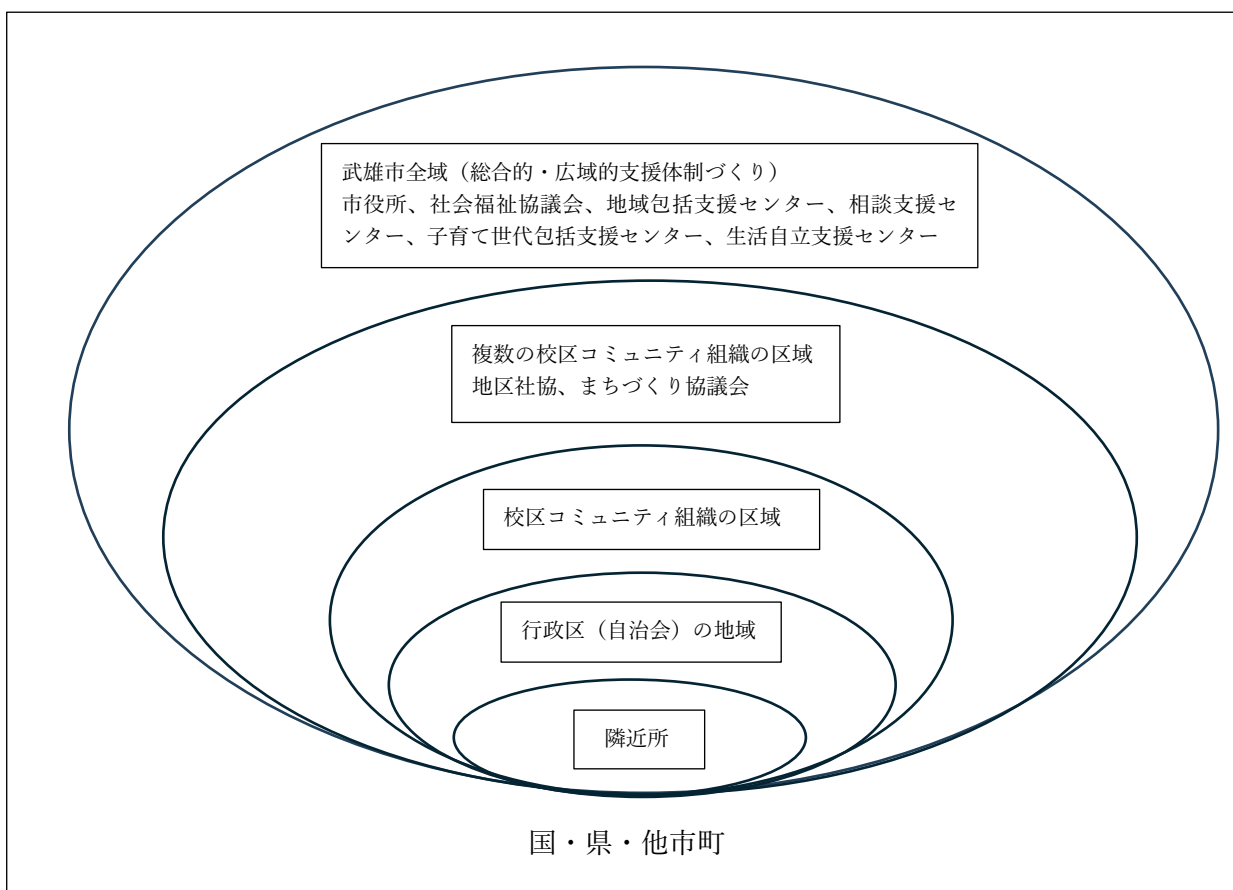
市は、公的な制度による福祉サービスの整備や、自助・互助・共助を支援していくこと（公助）により、地域と協働しながら地域福祉を進めていきます。

地域福祉の推進に向けた4つの助けあいの視点

自助	本人や家族の力で課題を解決すること
互助	身近な人間関係（隣近所、遠方の家族等）が、お互い様の気持ちで助けあうこと
共助	地域住民、地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、行政等が協働し助けあうこと
公助	行政による支援や公的な福祉サービスを提供すること

6 計画における「地域」のとらえかた

本計画では、市民に身近な隣近所や行政区等の地域から市全域まで、重層的な支えあいの仕組みづくりに取り組みます。



第2章 武雄市の地域福祉をめぐる概況

1 人口・世帯の状況

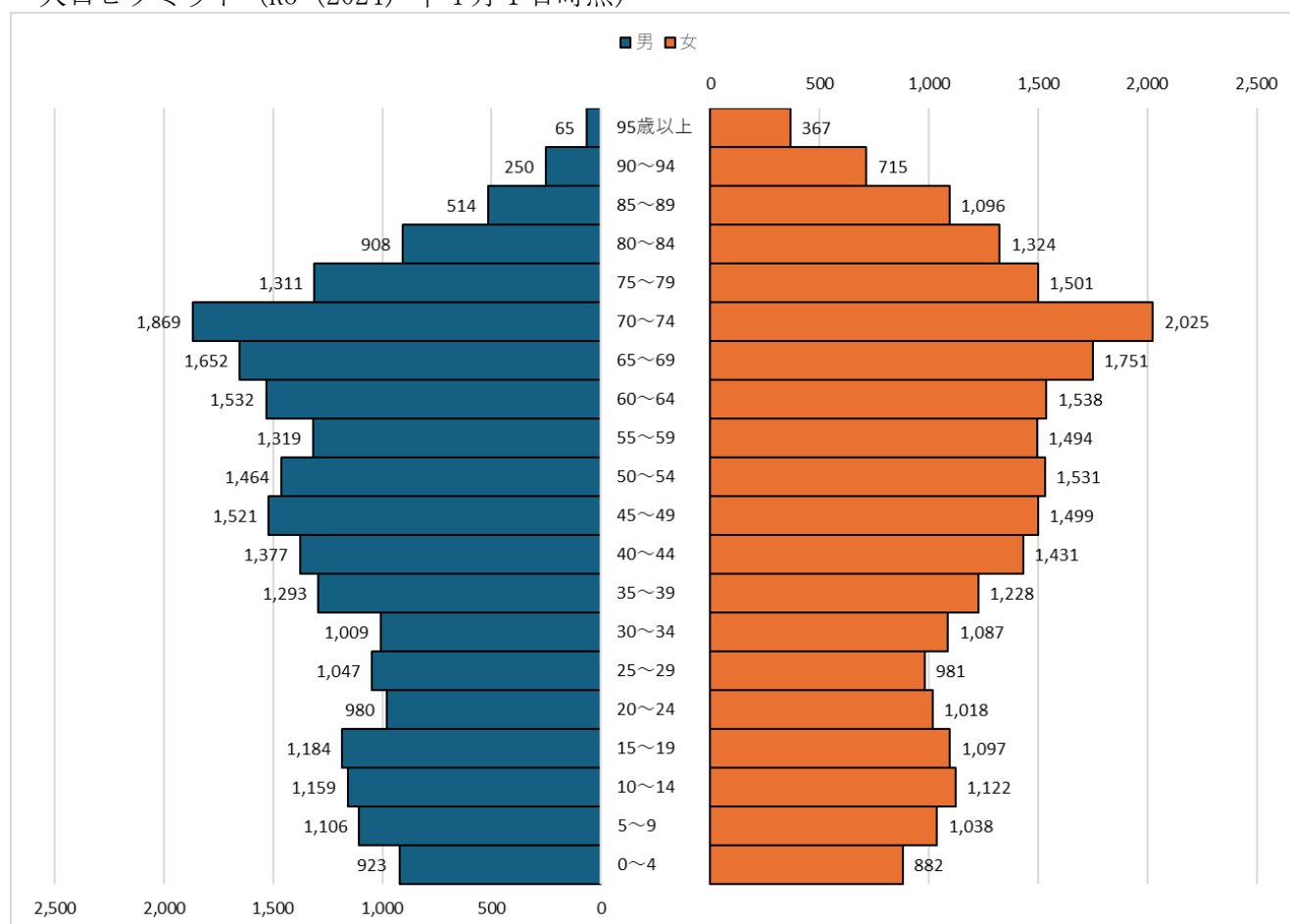
○少子高齢化の進行

本市の人口は、平成18(2006)年3月1日の合併時は、52,416人でしたが、以降、一貫して減少を続けています。令和6(2024)年4月1日現在の人口は、47,208人であり、合併時と比較すると18年間で、10ポイント減少しています。

人口ピラミッドをみると、男性・女性とも70歳～74歳、65歳～69歳の順に多くなっています。

また、45歳以上の人口と比較して45歳未満の人口が相対的に少なくなっていることから、今後本市の高齢化はさらに進行していくものと予想されます。

・人口ピラミッド（R6（2024）年4月1日時点）



（資料：市民課）

各町別で人口をみると、人口が最も多いのが武雄町であり、令和6（2024）年4月1日現在16,949人となっています。一方で、人口が最も少ないのが若木町で1,470人となっています。

また、令和6（2024）年4月1日現在と5年前を比較すると、武雄町と朝日町は人口が増加しています。逆に人口の減少率が一番高いのは西川登町となっています。このように、本市の中でも町別で人口や世帯数の差が大きく、今後もそれぞれの町に応じた地域福祉のあり方を検討していく必要があります。

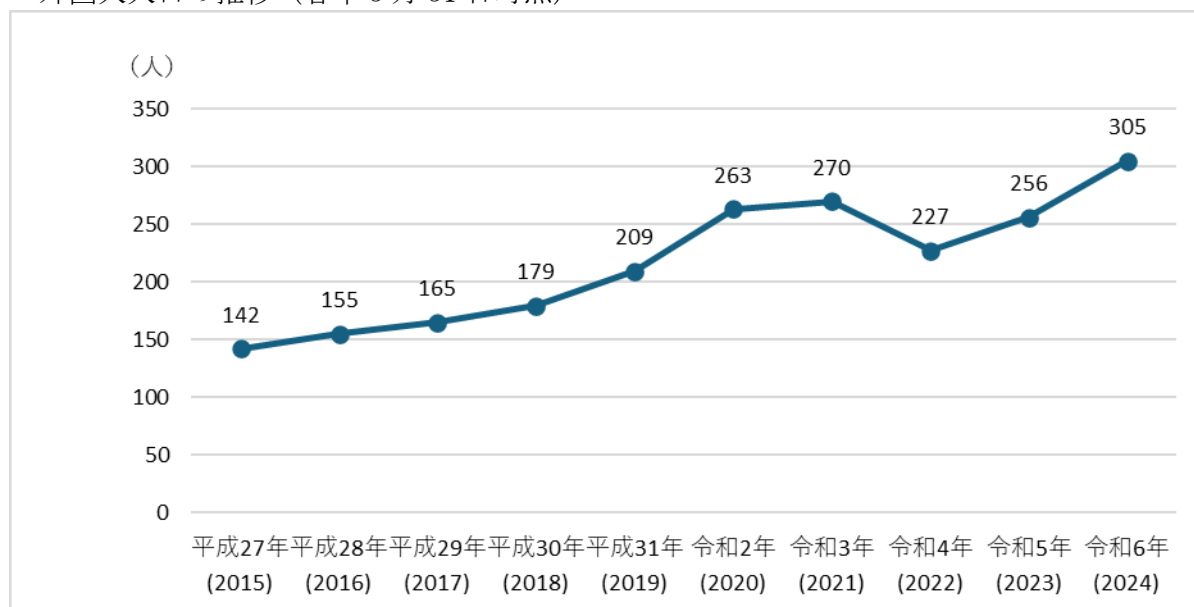
・各町人口及び世帯数の推移（各年4月1日時点）

行政区名	平成31（2019）年				令和6（2024）年				増加数				増加率（％）	
	世帯数	人口			世帯数	人口			世帯数	人口			世帯数	人口
		合計	男	女		合計	男	女		合計	男	女		
総数	18,363	48,950	23,264	25,686	19,145	47,208	22,483	24,725	782	△ 1,742	△ 781	△ 961	0.04	△ 0.04
武雄	6,793	16,553	7,868	8,685	7,326	16,949	8,024	8,925	533	396	156	240	0.07	0.02
橘	861	2,562	1,201	1,361	842	2,306	1,106	1,200	△ 19	△ 256	△ 95	△ 161	△ 0.02	△ 0.11
朝日	2,282	6,105	2,881	3,224	2,481	6,271	2,988	3,283	199	166	107	59	0.08	0.03
若木	546	1,608	785	823	548	1,470	718	752	2	△ 138	△ 67	△ 71	0.00	△ 0.09
武内	753	2,356	1,109	1,247	739	2,119	1,004	1,115	△ 14	△ 237	△ 105	△ 132	△ 0.02	△ 0.11
東川登	759	2,154	1,028	1,126	759	1,965	979	986	0	△ 189	△ 49	△ 140	0.00	△ 0.10
西川登	587	1,791	870	921	577	1,540	737	803	△ 10	△ 251	△ 133	△ 118	△ 0.02	△ 0.16
山内	2,949	8,504	4,070	4,434	2,989	7,814	3,735	4,079	40	△ 690	△ 335	△ 355	0.01	△ 0.09
北方	2,833	7,317	3,452	3,865	2,884	6,774	3,192	3,582	51	△ 543	△ 260	△ 283	0.02	△ 0.08

（資料：市民課）

外国人の人口推移をみると平成27（2015）年3月31日時点では142人であったのが、令和6（2024）年3月31日時点では305人となっています。10年間で約2倍に増加しており、今後も増加すると思われます。

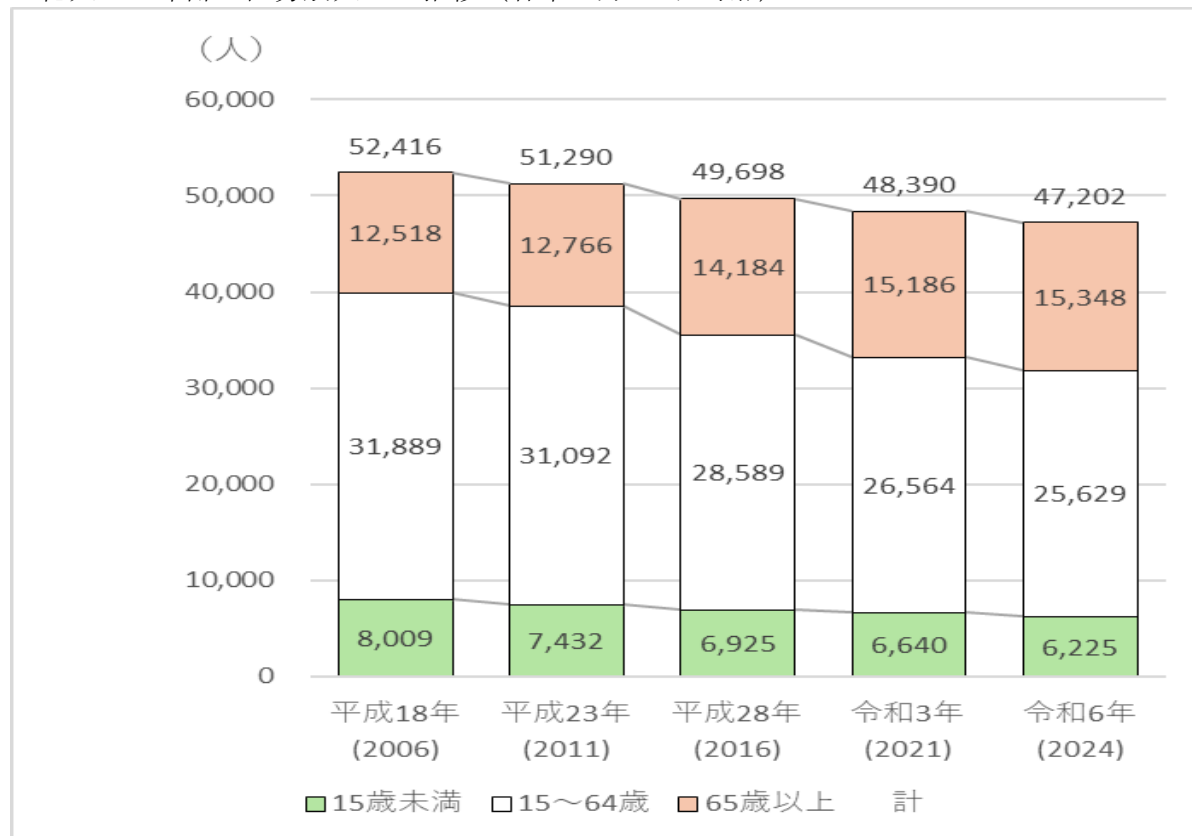
・外国人人口の推移（各年3月31日時点）



（資料：市民課）

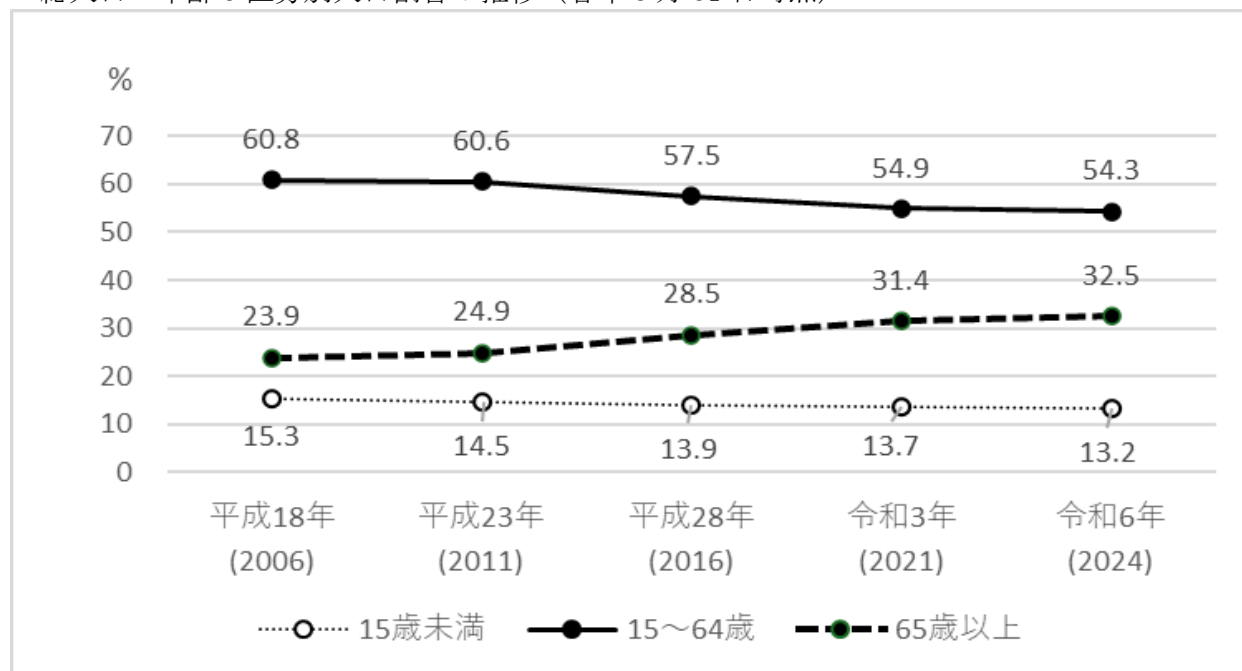
年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口の割合（15歳未満）と生産年齢人口の割合（15～64歳）は年々減少している一方、老年人口（65歳以上）は増加を続けています。令和6(2024)年3月31日現在、年少人口の割合は13.2%、老年人口の割合は32.5%で、その差は年々大きくなっています。

・総人口・年齢3区分別人口の推移（各年3月31日時点）



（資料：市民課）

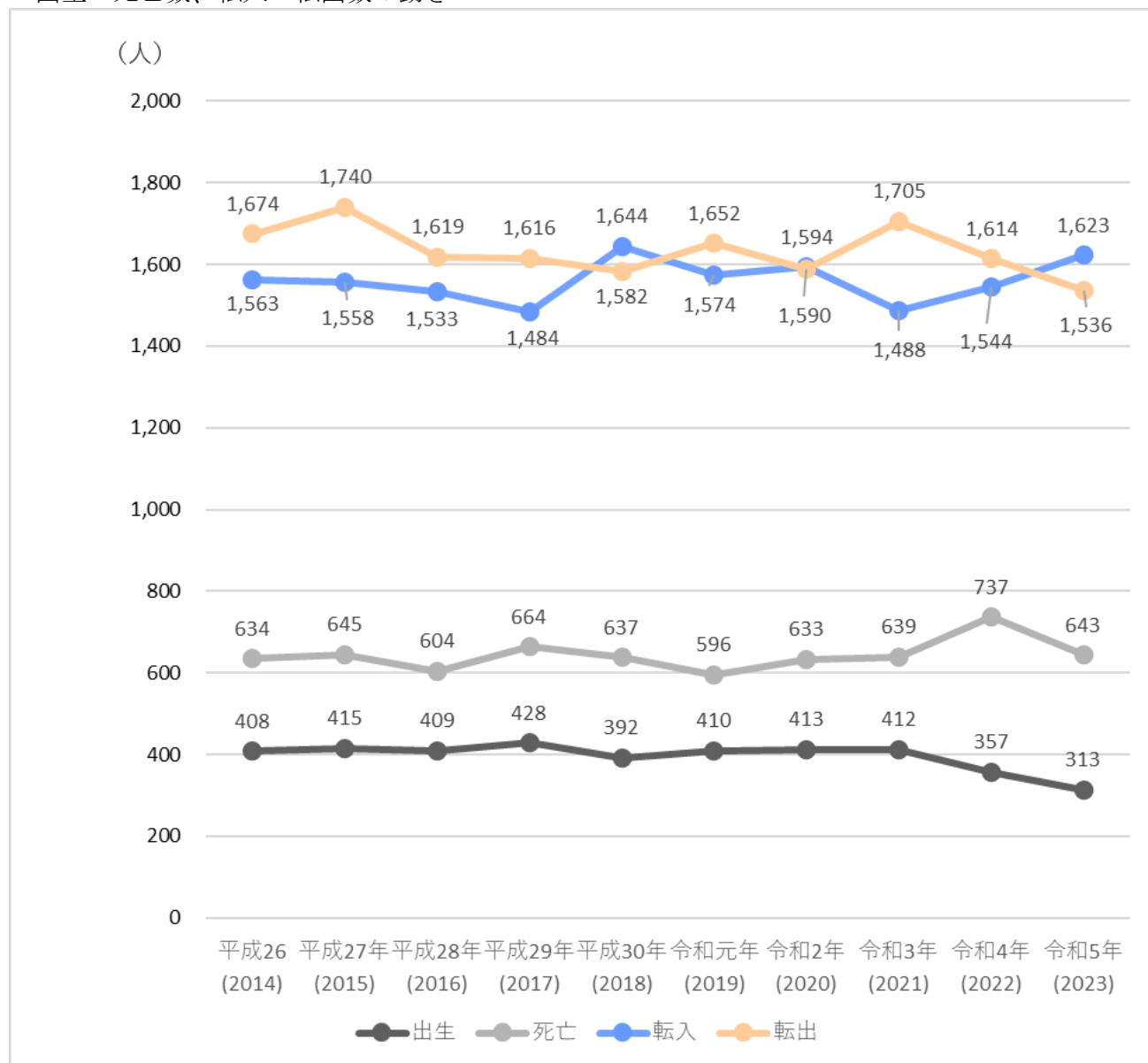
・総人口・年齢3区分別人口割合の推移（各年3月31日時点）



（資料：市民課）

過去10年における本市の人口動態の推移をみると、自然増減（出生数－死亡数）は、死亡数が出生数を上回る「自然減」が続いています。社会増減（転入数－転出数）は、転出数が上回る年が多いものの、令和3（2021）年から転入数は増加、転出数は減少し続き、令和5（2023）年には、転入数が転出数を上回る「社会増」に転じています。自然増減、社会増減を合わせた人口増減は、減少して推移しており人口減少が進行しています。

・出生・死亡数、転入・転出数の動き



（資料：市民課）

○家族形態の多様化

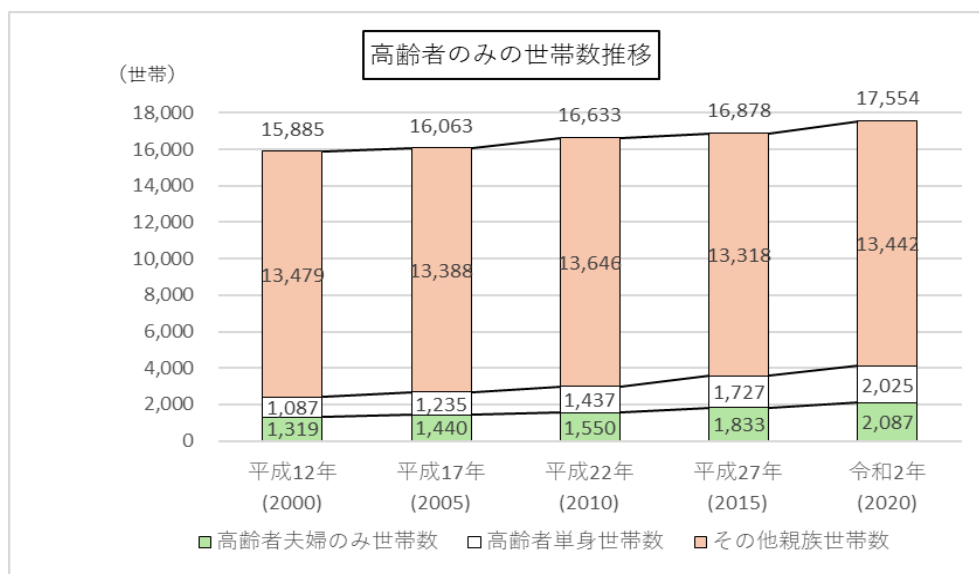
本市の人口は一貫して減少していますが、一般世帯数は増加傾向にあります。内訳をみると、「高齢者夫婦のみ世帯」や「高齢者ひとり暮らし世帯」が増加しており、令和 2（2020）年時点で本市の一般世帯総数の 23.4%を占めています。また、「核家族世帯」や「単独世帯」は増加傾向となっており、世帯構成はより小規模化、より高齢化している傾向があります。このことから、家族に日常的なケアが必要な家庭では、相談できる相手がいなかったり、家族の状況の変化に気づきにくくなったりするなど、地域社会から孤立することも考えられます。

・世帯構成の推移

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
一般世帯総数	15,885	16,063	16,633	16,878	17,554
親族世帯	13,178 83.0%	13,023 81.1%	12,928 77.7%	12,682 75.1%	12,567 71.6%
核家族世帯	8,528 53.7%	8,654 53.9%	8,898 53.5%	9,143 54.2%	9,604 54.7%
夫婦のみ	2,635 16.6%	2,694 16.8%	2,900 17.4%	3,100 18.4%	3,371 19.2%
うち高齢者夫婦のみ ※下段の%は夫婦のみ 世帯に対する割合	1,319 8.3%	1,440 9.0%	1,550 9.3%	1,833 10.9%	2,087 11.9%
夫婦と子ども	4,484	4,363	4,254	4,265	4,395
男親と子ども	193	211	241	268	279
女親と子ども	1,216	1,386	1,503	1,510	1,559
その他親族世帯	4,650 29.3%	4,369 27.2%	4,030 24.2%	3,539 21.0%	2,963 16.9%
非親族世帯	36 0.2%	40 0.2%	116 0.7%	114 0.7%	128 0.7%
単独世帯	2,671 16.8%	3,000 18.7%	3,589 21.6%	4,082 24.2%	4,842 27.6%
うち高齢者ひとり暮らし ※下段の%は単独世帯に対す る割合	1,087 6.8%	1,235 7.7%	1,437 8.6%	1,727 10.2%	2,025 11.5%
	40.7%	41.2%	40.0%	42.3%	41.8%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

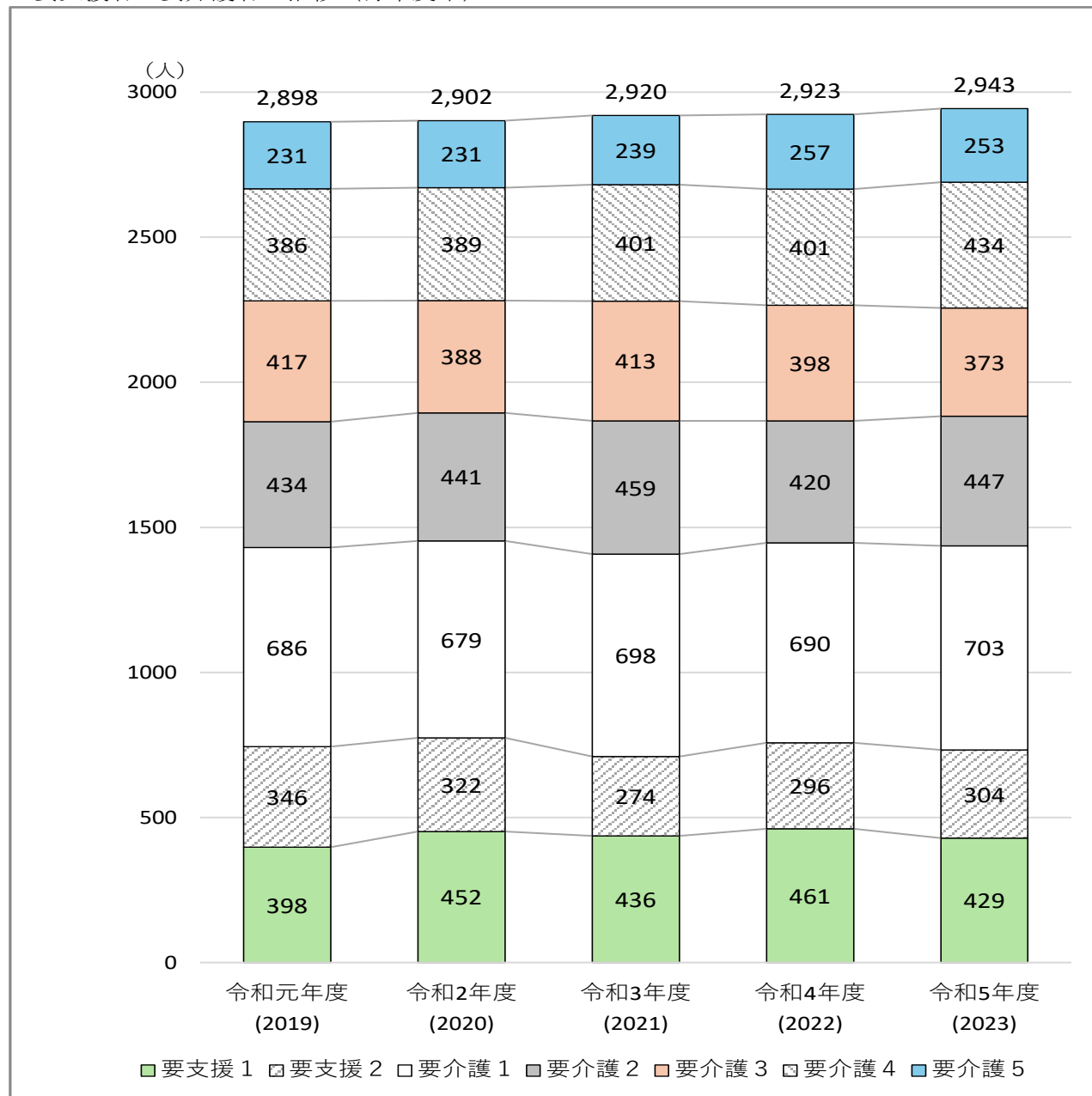
※一般世帯総数は、世帯の家族類型「不詳」を含む



2 支援を必要とする人の状況

本市の介護保険の要支援・要介護認定の推移は、高齢者数の増加に伴いゆるやかに増加しています。

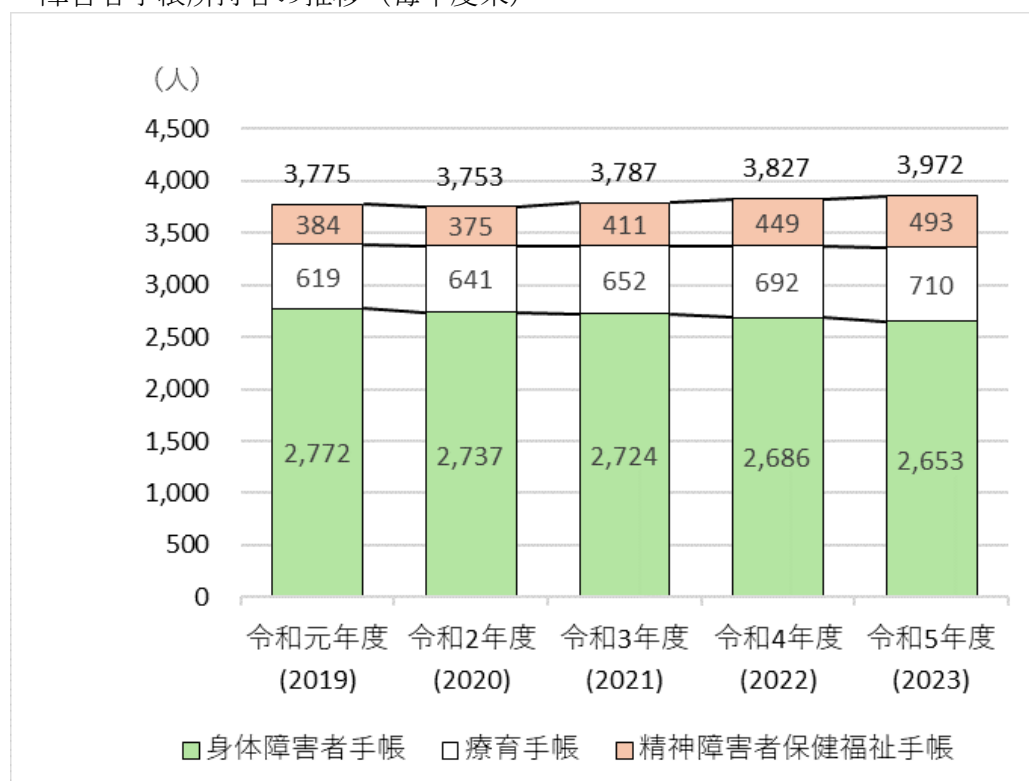
・要支援者・要介護者の推移（毎年度末）



（資料：健康課）

本市の障害者手帳所持者の推移は、ゆるやかに増加し令和 5（2023）年度末現在の手帳所持者数は、3,972 人で、総人口（47,202 人）に占める手帳所持者数の割合は 8.4%となっています。内訳として「身体障害者手帳所持者数」は、わずかに減少の傾向で推移しています。「療育手帳所持者数」は、増加傾向にあり令和 5（2023）年度では、令和元（2019）年度と比較すると 1.1 ポイント増加しています。また、「精神障害者保健福祉手帳所持者数」は、令和 2（2020）年度に減ってはいるものの、令和 5（2023）年度では、令和元（2019）年度と比較すると 1.3 ポイント増加しており、増加傾向にあります。

・障害者手帳所持者の推移（毎年度末）



・障害者手帳所持者の推移（毎年度末）

（単位：人）

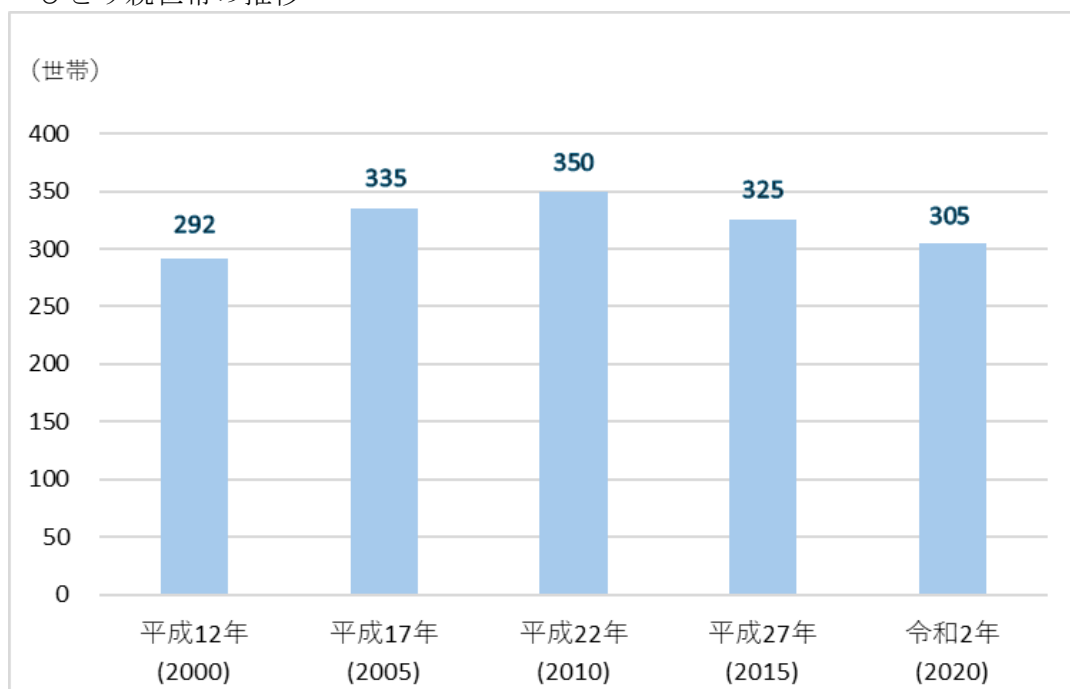
	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
身体障害者手帳	2,772	2,737	2,724	2,686	2,653
療育手帳	619	641	652	692	710
精神障害者保健福祉手帳	384	375	411	449	493
	3,775	3,753	3,787	3,827	3,972
総人口（年度末）	48,629	48,390	47,951	47,502	47,202
総人口に占める割合（%）	7.8	7.8	7.9	8.1	8.4

（資料：福祉課）

※複数の手帳を併せ持つ人がいるため、手帳所持者数の合計は障がいのある人の実数とはなりません。

本市のひとり親世帯数については、平成 22（2010）年以降は減少しています。令和 2（2020）年と比較すると、1.3 ポイントの減少となっています。

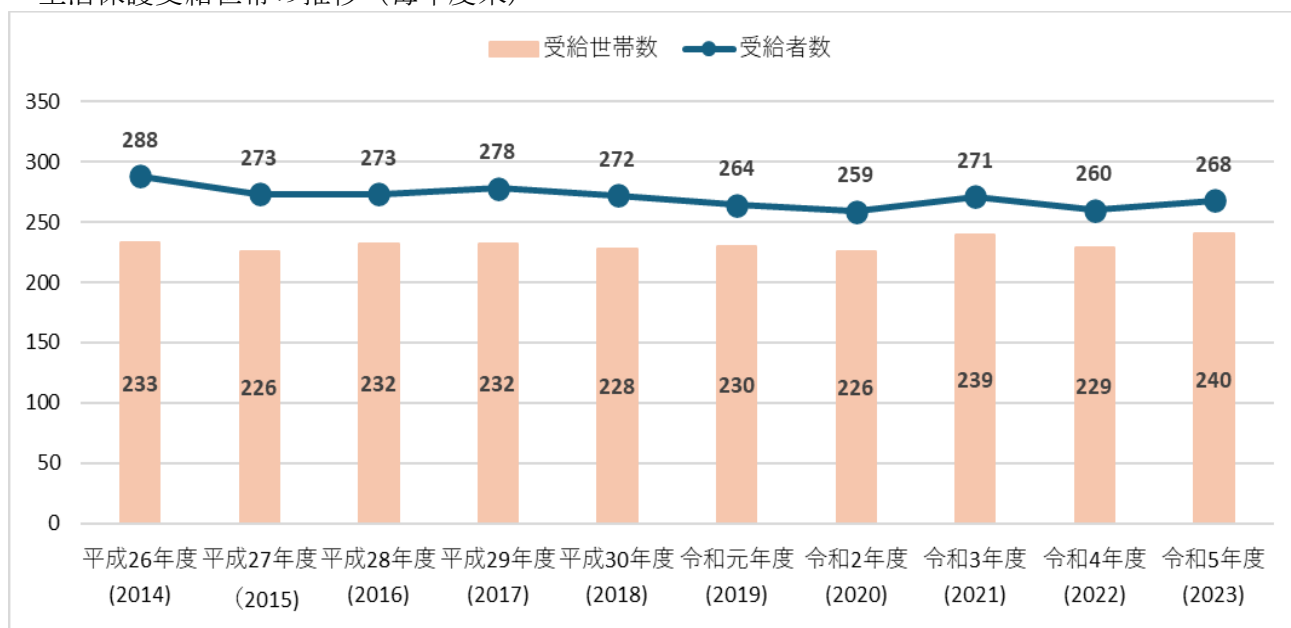
・ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

本市の生活保護世帯数については、令和 5(2023)年度は、平成 26（2014）年度と比較すると 7 世帯増加し 240 世帯で、受給者数は 20 人減少し 268 人となっています。本市では高齢者世帯の受給が増加傾向にあり、今後さらに生活困窮世帯が増加する可能性も考えられます。

・生活保護受給世帯の推移（毎年度末）



（資料：福祉課）

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

「第3期武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、基本目標として「①守る～安心して暮らせるまち～」 「②稼ぐ～働きがいのあるまち～」 「③育む～成長を支えるまち～」 「④彩る～交流しにぎわうまち～」 「⑤つなぐ～未来へ続くまち～」の5つが掲げられており、すべての人が住み慣れた地域や家庭において、健康を維持しつつ、それぞれが生きがいと自己目標の実現を目指し生活できるよう、地域共生社会の充実と包括的な支援体制の構築を目指す旨が明記されています。

第2期計画は、行政や社会福祉事業者のみならず、地域住民一人ひとりが地域の生活課題に『我が事』として携わり、サービスの担い手としても『丸ごと』参画していく協働のまちづくりを目指して、「人と地域がつなぐ明るく安全・安心なまちづくり」を基本理念として掲げ計画を推進してきました。この基本理念は、第3期武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略で目指す方向と一致しており、近年の様々な社会変化の中にあっても目指すべき道筋として不変の価値を有すると考えられることから、本計画においても踏襲することとします。

基本理念

人と地域がつなぐ明るく安全・安心なまちづくり

また、武雄市における武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略「もっと輝く☆スター戦略☆」の考え方に基づき、本計画においてもSDGsの視点を持って施策を推進します。

《本計画と関連の強い目標》



第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

基本目標1

地域福祉を支えるネットワークづくり

地域福祉の向上を図るには、地域での体制（ネットワーク）づくりが必要です。そのネットワークは地域住民のつながり、また、住民と関係機関との連携など多岐にわたります。この計画では、そのつながり、連携を推進していき、お互いが支えあうことにより、その地域に住むすべての人に居場所と出番のある拠点づくりを目指します。

基本目標2

住民一人ひとりに対応した多様なサービスを提供する仕組みづくり

住民一人ひとり、それぞれ取り巻く環境は違います。また、新たな課題もでてきており、それに合わせたサービスの提供が必要です。地域住民がそれぞれ必要とするサービスを、地域と行政が連携した中で提供できる仕組みづくりを推進していきます。また、複雑化・複合化した課題の解決に向けて、アウトリーチによる支援を進め、福祉に関する相談・支援体制の充実を図ります。

基本目標3

安全・安心に暮らせるまちづくり

近年、日本各地で大規模な災害が多発していることや、子どもへの虐待、自殺などが増加する中で、誰もが住み慣れた地域で、安全に安心して暮らすことのできる「生活の場」としての整備を進める必要があります。

災害に備えた自主防災組織の促進や、日頃から顔の見える関係づくり、要支援者を守る体制づくり、また、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりなど、生活者起点の環境整備を推進していきます。

第3節 計画の体系

基本理念	基本目標	施策名	具体的な事業
人と地域が つながり 明るく 安全・ 安心な まちづくり	1 地域福祉を 支える ネット	(1)ネットワークづくり	①地域福祉ネットワークづくり ②ヤングケアラー支援チームの連携強化 ③社会福祉協議会との連携強化
		(2)福祉の担い手づくり	①民生委員・児童委員との連携強化、見直し ②ボランティア・CSO等との協働
		(3)地域で暮らせる拠点づくり	①地域の人の居場所と出番がある拠点づくりの推進 ②全庁的な体制整備及び補助事業の活用 ③地域づくりにおける官民協働の促進
	2 住民一人ひとりに 対応した多様な サービスを提供する	(1)権利擁護	①福祉サービス利用援助事業の活用 ②成年後見制度の充実・推進 ③中核機関の整備による権利擁護支援 ④消費生活センターの活用
		(2)子ども・子育て支援	①利用者支援事業 ②乳児家庭全戸訪問事業 ③養育訪問支援事業 ④子育て短期支援事業 ⑤児童手当給付事業 ⑥子どもの医療費助成事業 ⑦ひとり親家庭等支援事業 ⑧教育・保育施設の充実 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩子育て援助活動支援事業 ⑪一時預かり事業 ⑫延長保育事業 ⑬障がい児保育事業 ⑭病児保育事業 ⑮放課後児童健全育成事業 ⑯子どもの貧困対策事業
		(3)高齢者支援の充実	①地域包括ケアシステムの構築 ②認知症対策事業 ③地域ケア会議の推進 ④共生型サービスの推進

基本理念	基本目標	施策名	具体的な事業
人と地域がつなぐ明るく安全・安心なまちづくり	2 住民一人ひとりに対応した多様なサービスを提供する	(4)健康づくりの推進	①糖尿病等生活習慣病予防対策事業 ②脳血管疾患や心疾患等重症化予防事業 ③がん予防事業 ④認知機能・運動機能の維持増進 ⑤こころの健康づくり事業
		(5)障がい者への支援	①発達障がい児等の支援 ②医療的ケア児等コーディネーターの配置 ③障がい者就労支援の推進 ④共生型サービスの推進
		(6)男女共同参画の推進	①ドメスティックバイオレンス(DV)の相談体制の充実 ②仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
		(7)生活困窮者の自立支援	①生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業 ②生活困窮者の包括的な相談窓口の充実 ③住宅確保給付金の支給
		(8)福祉に関する相談・支援体制の充実(重層的支援体制整備事業の推進)	①包括的相談支援体制の整備 ②社会参加に向けた支援 ③地域における交流や活躍の場を確保する地域づくり支援 ④アウトリーチ等を通じた継続的支援 ⑤多機関協働による支援体制の整備
	3 安全・まちづくり安心に暮らせる	(1)虐待防止対策	①高齢者・障がい者・子ども等への虐待防止
		(2)災害対策	①要配慮者の災害等における安全確保 ②自主防災組織の育成強化
		(3)ユニバーサルデザインの推進	①ユニバーサルデザインの意識啓発 ②合理的配慮の周知 ③既存公共施設等のバリアフリー化の促進 ④多文化共生事業の推進
		(4)再犯防止対策(武雄市再犯防止推進計画)	①就労・住居の確保の支援 ②医療や福祉の支援が必要な犯罪者等の社会復帰支援 ③学校等と連携した健康教育の推進 ④広報啓発活動の推進

第4章 具体的な施策

基本目標1 地域福祉を支えるネットワークづくり

(1) ネットワークづくり

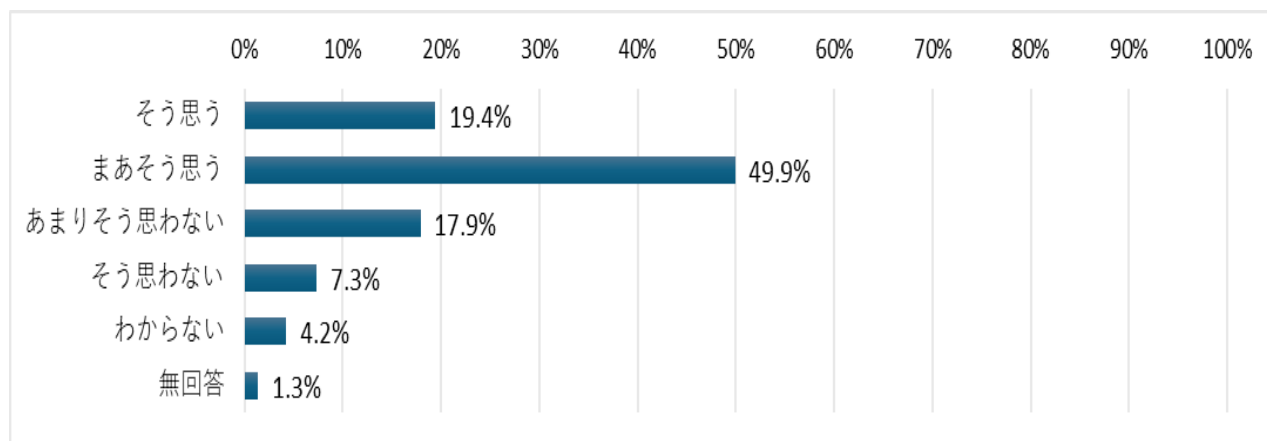
【現状と課題】

少子高齢化や核家族化、一人暮らしの世帯の増加や生活様式の多様化など様々な理由により地域のつながりが希薄化している状況が見られます。そのため、隣近所の気軽な助け合いや日常的な見守りなど以前ほど容易ではなくなってきています。多くの人が、高齢期のひとり暮らし、健康や災害などに不安を感じています。地域住民が安心して暮らしていくためには、住民のつながりを回復し、地域社会の「支え合い」を維持・充実し、地域力を高めていく必要があると考えられます。

<アンケート調査>

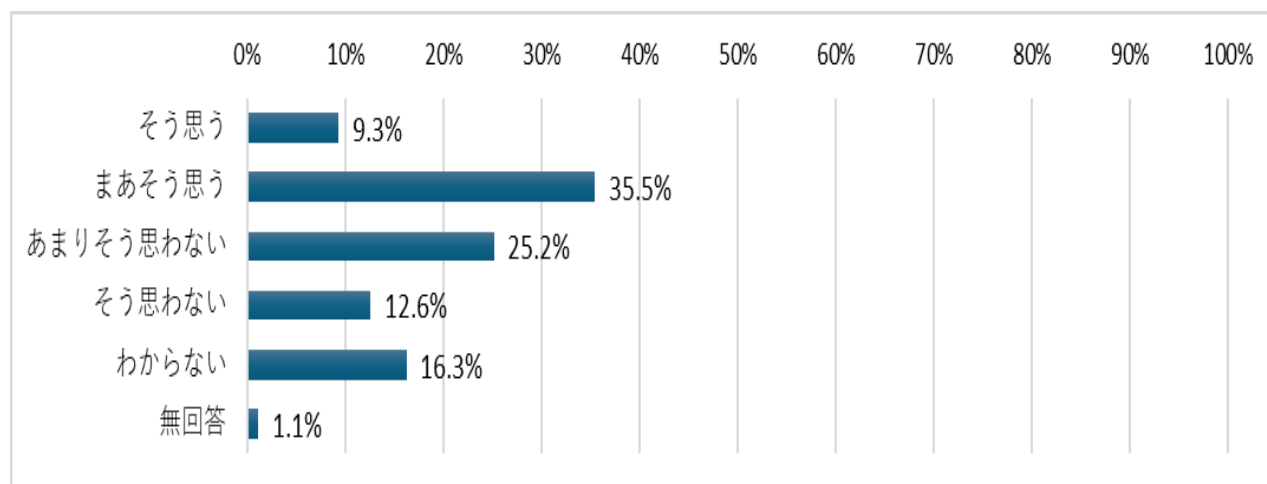
住んでいる地域や周辺の環境について、あいさつや世間話を交わすなど近隣関係が良好だと思う（そう思う、まあそう思う）の割合は 69.3%、思わない（あまりそう思わない、そう思わない）の割合は 25.2%でした。

●自分が住んでいる地域について、あいさつや世間話を交わすなど近隣関係が良好だと思うか。



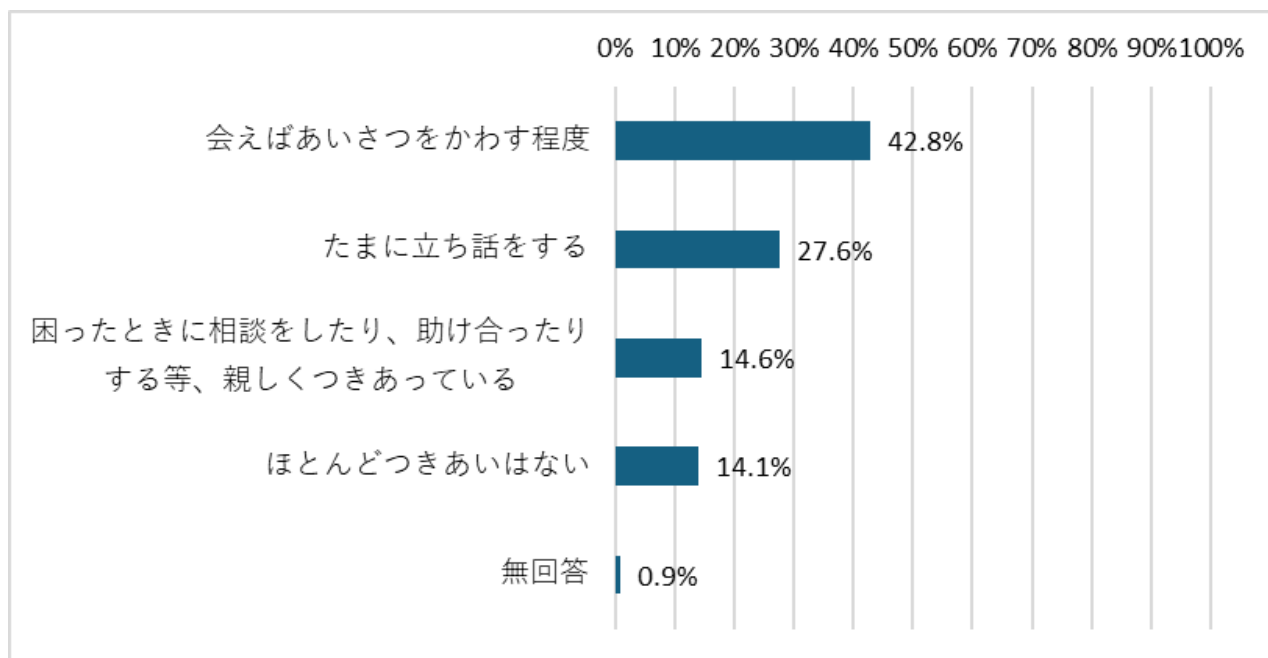
困ったときにみんなで助けあう雰囲気については、あると思う（そう思う、まあそう思う）と回答した割合は、44.8%、思わない（あまりそう思わない、そう思わない）と回答した割合は 37.8%でした。

●自分が住んでいる地域について、困ったときはみんなで助け合う雰囲気があると思うか。

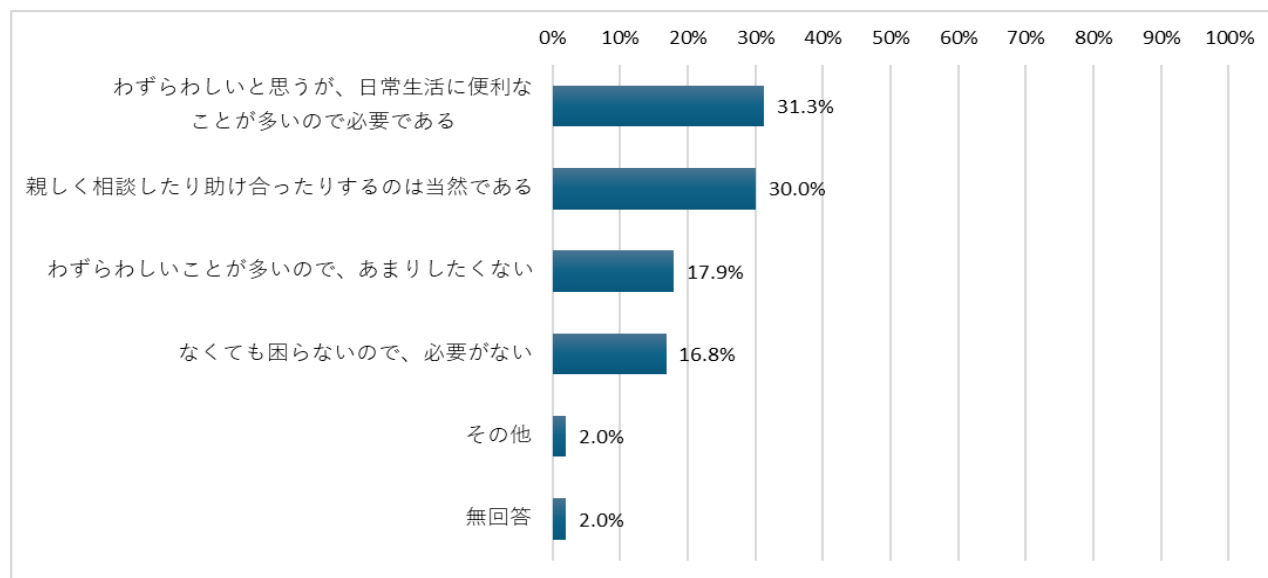


近所づきあいの程度としては、「会えばあいさつをかわす程度」の割合が 42.8%で最も高く、次いで「たまに立ち話をする」の割合が 27.6%でした。「親しく近所づきあいをしている」割合は 14.6%、「ほとんどつきあいはない」割合は 14.1%で、近所づきあいの希薄化が顕著であり、「近所づきあいはわずらわしい」、「なくても困らない」との回答が一定の割合ありました。しかしながら、全体としては近所づきあいについて 61.3%の人が必要であると考えています。

●現在どのような近所づきあいをしているか。

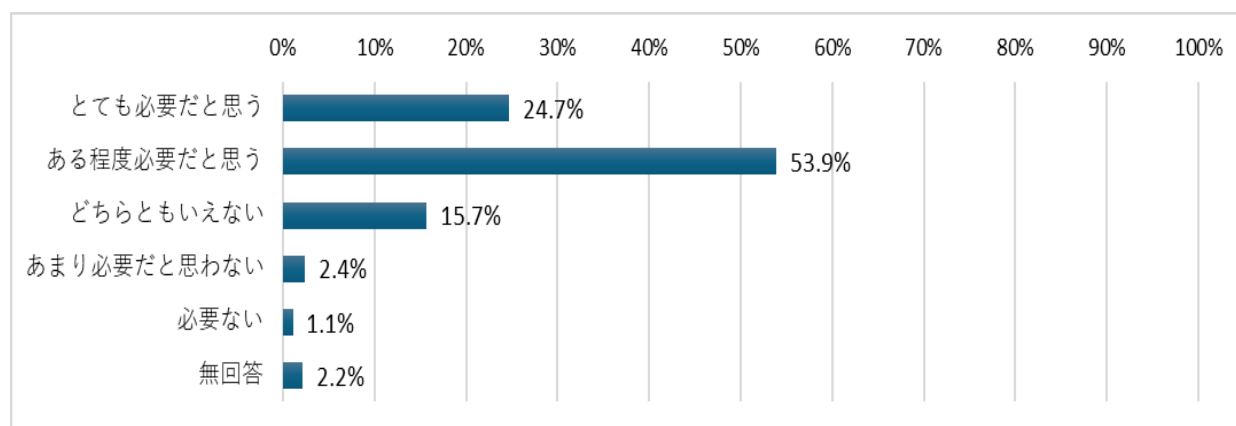


●近所づきあいについて、自分の考え方に近いものはどれか。



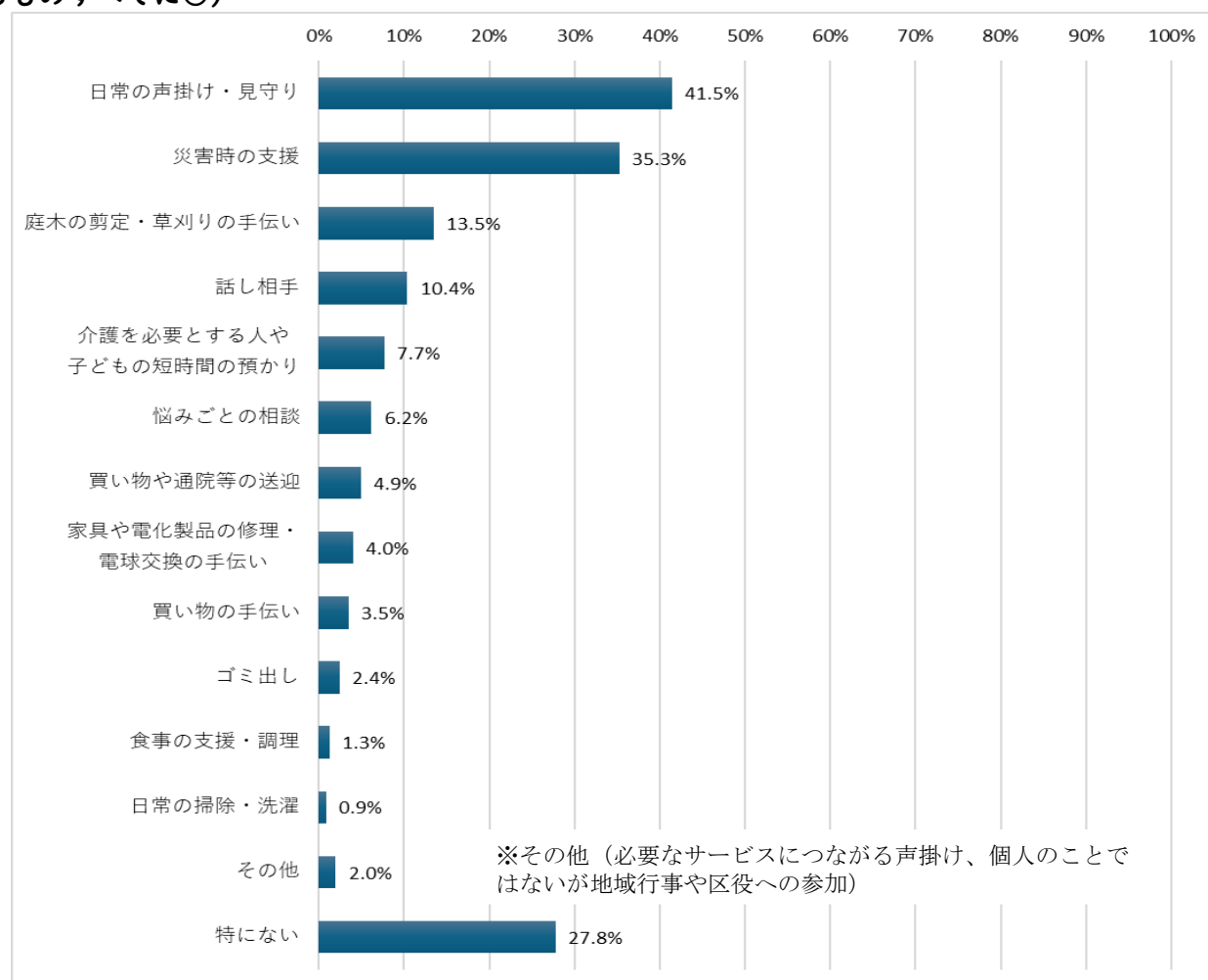
地域福祉に関する課題に対しては、住民同士の助け合いや支え合いの必要性について、とても思うとある程度思うと回答した割合を合わせると 78.6%の人が必要であると感じています。

●地域福祉に関する課題に対して、住民同士の助け合いや支え合いの必要性についてどう思うか。

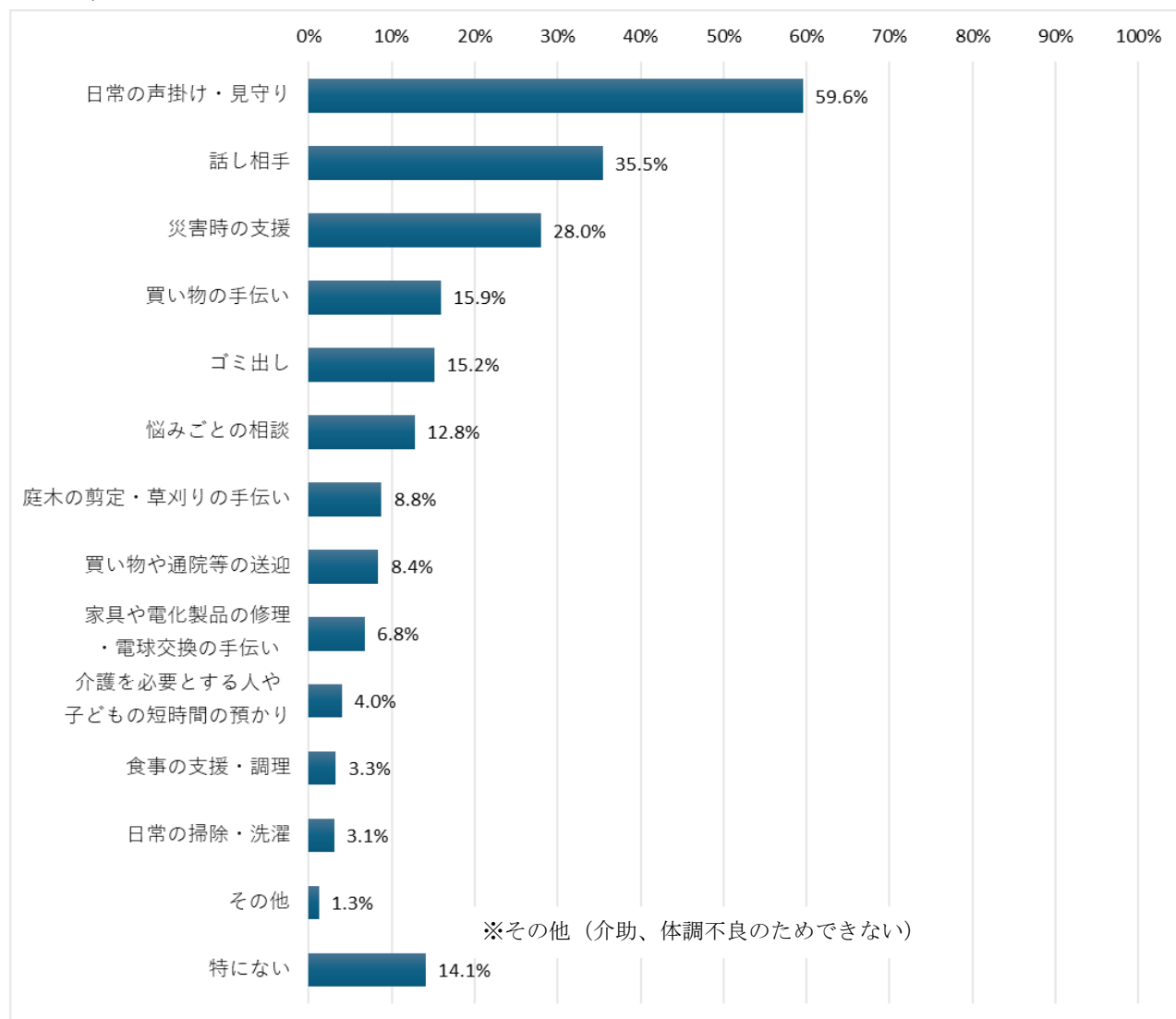


住民同士の支え合いとして近所の人に「してもらいたいこと」と「できること」では、日常の声掛け・見守りの割合が最も高くなっており、次いで、「してもらいたいこと」は災害時の支援・庭木の剪定・草刈りの手伝い、「できること」は話し相手・災害時の支援の順になっています。住民同士の支え合いのニーズに対して、市民の方ができることも同様のことがあり、地域の中でマッチングができ、お互い支え合いができれば、地域力が高くなる可能性が推測できます。

●住民同士の支え合いとして、近所の人にしてもらいたいことはどのようなことか。(あてはまるものすべてに○)



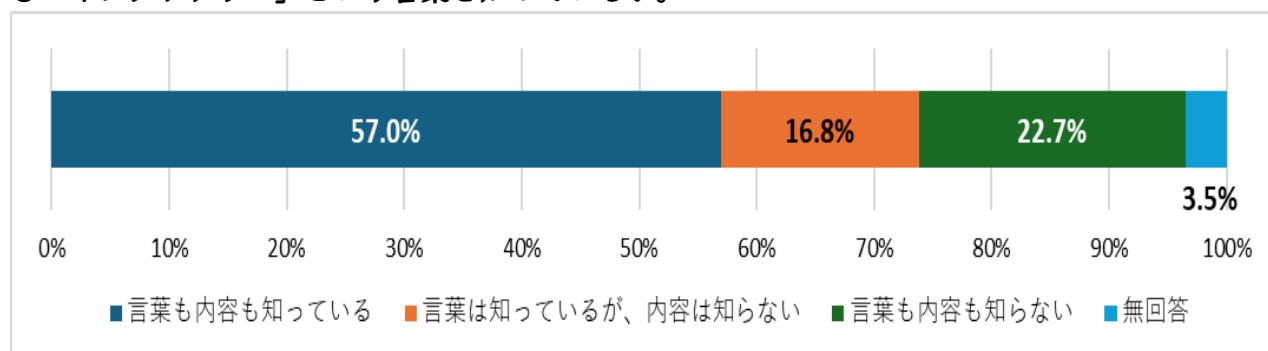
●住民同士の支え合いとして、近所の人にはできることはどのようなことか。(あてはまるものすべてに○)



団体へのアンケート調査では、誰もが住みよい地域づくりを進めていくためには、「近隣住民同士の関係をよくして地域を向上させるための努力を皆で協力しあうこと、あいさつ・声かけ、見守りなど地域のコミュニケーションの場づくりや若者の地域参加等が大事」との意見がありました。

ヤングケアラーについて「言葉も内容も知っている」の割合が 57.0%で最も高く、次いで「言葉も内容も知らない」の割合が 22.7%、「言葉は知っているが、内容は知らない」の割合が 16.8%となっています。内容を知らないと回答した割合が約 4 割であり、周知啓発が必要です。

●「ヤングケアラー」という言葉を知っているか。



【施策の方向性】

高齢や障がい・生活困窮等により支援が必要な人に、家族、隣近所、学校など身近な人が早期に気づき、必要な支援につなぐことができるようネットワークを推進します。民生委員・児童委員、学校、事業者、地域活動団体、行政など、さまざまな主体が連携したネットワークで早期発見・早期対応を行い、継続的・重層的な支援を行います。

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する中核的な役割を担う団体として位置づけられています。地域と行政との協働関係を築く上でのコーディネーターを担う社会福祉協議会との更なる連携を強化していきます。

【役割分担】

自分や家族ができること

- ・あいさつや声かけなど、普段から家庭や地域でのコミュニケーションを大切にしましょう。
- ・地域の活動や行事に積極的に参加するよう心がけ、顔の見える関係づくりに努めましょう。
- ・自分や家族だけでは解決できない問題や悩み・不安等について、一人で抱え込まずに、身近な人や支援者に相談しましょう。

隣近所や地域で取り組むこと

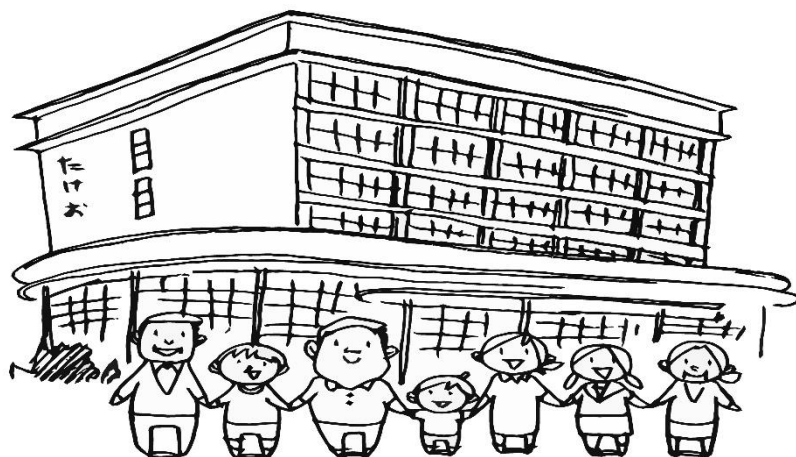
- ・隣近所で気になる人がいるときは、見守りを心がけましょう。
- ・民生委員・児童委員や区長等と連携しながら小地域ネットワークを活用した地域の見守り体制の構築に向けて協力しましょう。
- ・地域行事や地域の交流の場等を活用し多くの人と交流の機会を持てるよう、参加しやすい雰囲気づくりや、誘い合いに心がけましょう。
- ・近所で異変に気づいたら、民生委員・児童委員や行政に連絡しましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと【お互いさまと言えるあたたかいまちづくり】

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 地区社会福祉協議会の活動支援	・地域の実情に応じた地域福祉活動の活性化を図るため、地域住民が主体となって地域の互助活動を行う地区社会福祉協議会に対し、事業の企画、運営等の支援を行います。
② 小地域ネットワークの推進	・地区社会福祉協議会を中心に、高齢者や障がい者等見守りを必要とする人への体制づくりを推進します。
③ ふれあいいきいきサロンの設置	・住み慣れた地域で住民同士の仲間づくりや交流を進めます。
④ 緊急連絡カードの設置推進	・緊急連絡カード配布を行い、高齢者や障がい者等に対する緊急時の迅速な対応に備えます。
⑤ 家屋内ごみ片付け支援事業	・地域から孤立し、自力で家屋内のごみ処理が困難な方のために、地区社会福祉協議会と共働してごみ片付けを実施し、併せて地域とのつながりを支援します。

市が取り組むこと

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 地域福祉ネットワークづくり ・関係機関等（民生委員・児童委員、学校など）による支援会議の開催 ② ヤングケアラー支援チームの連携強化	・住民主体による助け合いや支え合いの地域づくりを推進します。 ・民生委員・児童委員などの地域の見守り活動を行う団体等との平時からの連携や支援会議等の開催などで情報を共有し、ネットワークづくりを進めます。 ・保健・税・住宅・環境等、全庁的な連携体制を整え、生活に課題を抱える人の早期発見・支援体制づくりを促進します。
③ 社会福祉協議会との連携強化 ・社会福祉協議会と関係機関との連携会議の実施	・地域福祉の担い手である社会福祉協議会とは、福祉に関する様々な場面で連携を密にし、個人に対する支援や地域と協働し地域課題の解消に取り組めます。



(2)福祉の担い手づくり

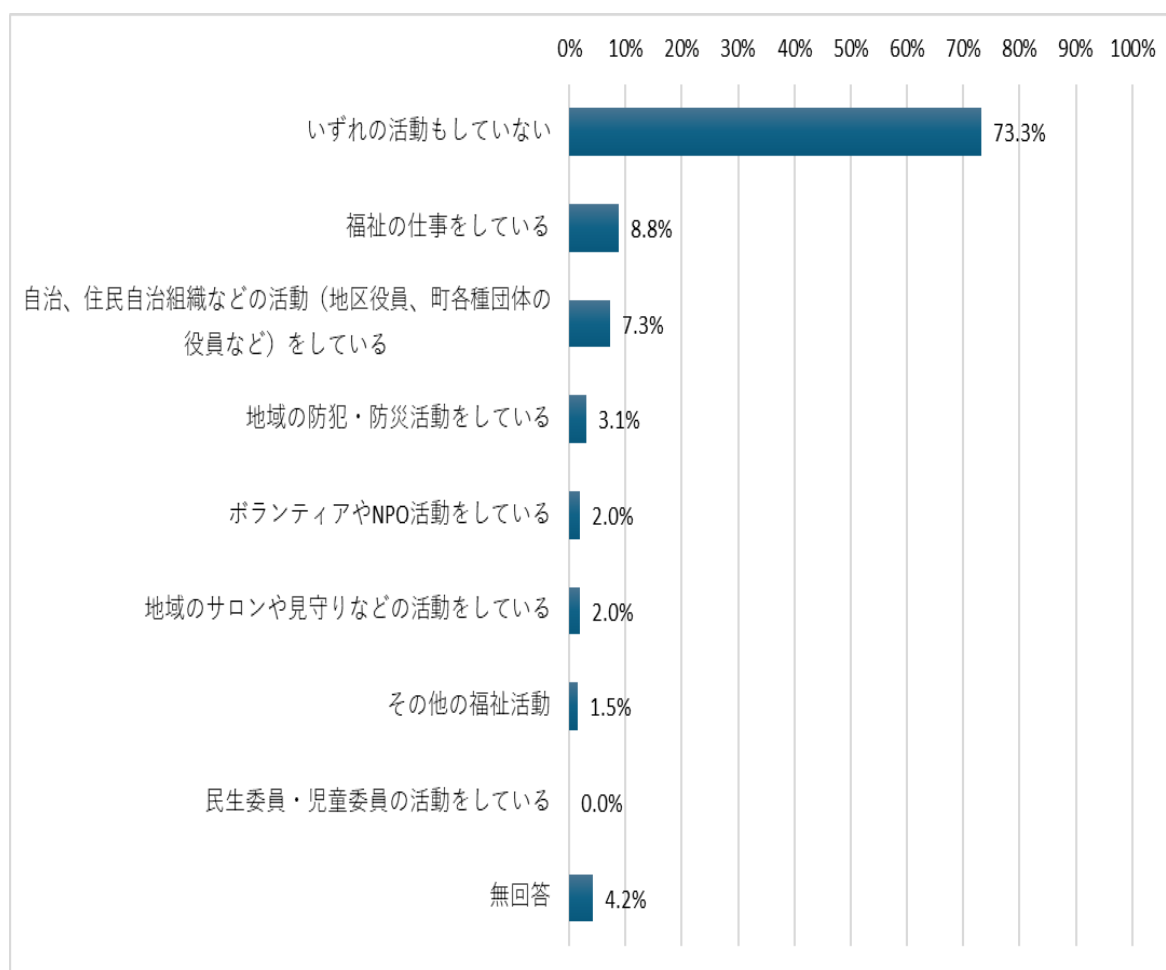
【現状と課題】

地域では、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどのさまざまな団体が地域福祉のために活動されています。その中で、担い手の後継者不足が懸念されています。特に民生委員・児童委員については、活動の広がりや複雑多様化する問題への対応などにより活動は多忙を極め、担い手不足から委員の高齢化が進んでいます。若い担い手の確保を進めるとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりが必要です。

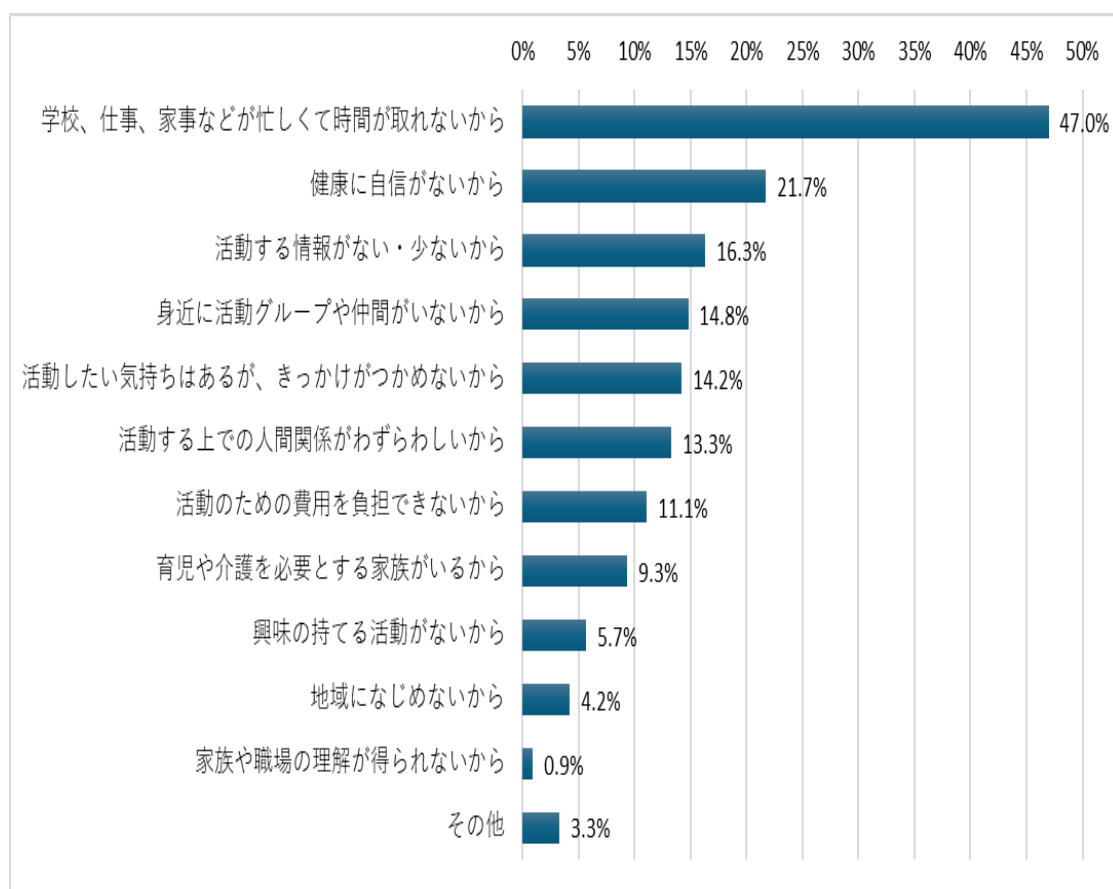
<アンケート調査>

福祉との関りについて、「いずれの活動もしていない」割合が 73.3%と高くなっています。活動していない主な理由は「学校、仕事、家事などが忙しくて時間が取れないから」の割合が最も高く、住民がボランティア活動や市民活動に参加してもらうためには、負担にならない、参加しやすい環境づくりが必要です。

●福祉との関わりは次のどれに当てはまるか。



●福祉との関わりで、地域で活動していない主な理由は何か。（あてはまる主なもの3つまでに○）



その他（高齢、体調不良、入院・入所、必要性を感じない等）

また、団体へのアンケート調査では、活動を担っている人の負担が大きいと思っていると回答した割合が 52.1%、地域福祉に無関心な住民が多いと思っていると回答した割合が 39.4%で、地域での支え合いなど一部の住民に負担がかかっていることがわかります。

【施策の方向性】

民生委員・児童委員の活動がさらに充実するように、その役割を明確にしていきます。また、多様な地域の課題などに対応できるように、自治会など多方面で地域とのつながりがある組織、また、特定の目的意識を持つボランティアグループ、CSOなどによる新たな福祉の担い手づくりを推進していきます。

【役割分担】

自分や家族ができること

- ・自分の持つ趣味や特技が、地域の役に立てられないか考えてみましょう。
- ・できるだけ、地域行事に参加しましょう。
- ・地域行事に参加するときには、ご近所同士誘い合ひましょう。



隣近所や地域で取り組むこと

- ・地域の行事などを通じて、ボランティアや地域活動に参加しやすいきっかけづくりを進めましょう。
- ・他のボランティア団体や地域活動団体等の各種団体間で交流を深めながら、それぞれの団体活動の活性化を図りましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと【お互いさまと言えるあたたかいまちづくり】

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① ボランティアセンターの充実(ボランティアの育成)	・地域の個別ニーズや地域課題を把握し、課題などに対応できるボランティアを開発します。
② ボランティア連絡協議会の運営支援	・ボランティア連絡協議会の事務局機能を担い、各種ボランティア事業の支援を図ります。
③ ボランティアグループ運営支援	・それぞれのボランティアグループが助成金を活用、工夫しながら活動ができるよう支援を行います。
④ 福祉教育推進事業	・小、中、高校生や地域住民への体験学習の機会を増やし、若年層へのボランティア活動の普及啓発を促進し、学生と地域住民が共に活動できる取り組みを支援します。

市が取り組むこと

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 民生委員・児童委員との連携強化、見直し ・役割の明確化、負担軽減、マニュアル作成、研修会の実施	・民生委員・児童委員と連携を強化するとともに、民生委員・児童委員の活動内容の周知や負担軽減に努めます。
② ボランティア・CSO等との協働 ・ボランティアグループ等への支援	・福祉に関わる団体や市民活動を行っているボランティア団体・CSOなどとの連携に努めるとともに、活動の周知や活動に必要な情報を提供します。

(3)地域で暮らせる拠点づくり

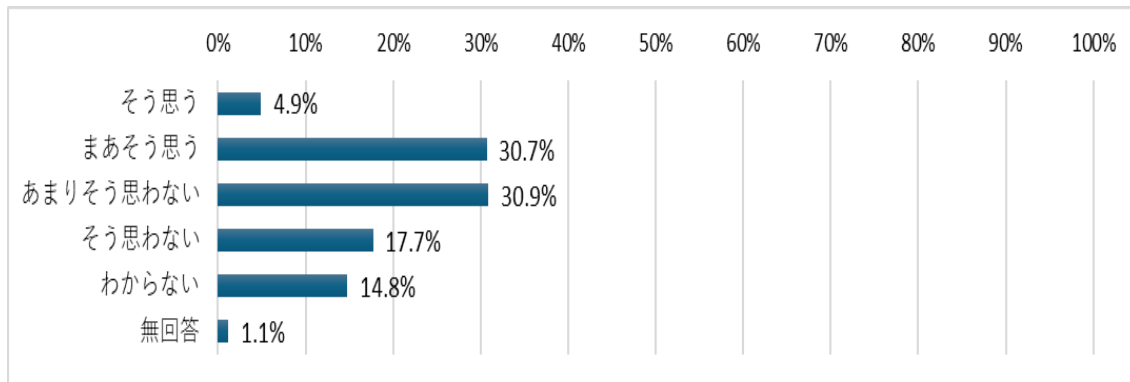
【現状と課題】

少子高齢化が進む中、多くの人々が、高齢期のひとり暮らし、健康や災害などに不安を感じながらも、地域のつながりが希薄化している状況が見られます。さらに、令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症により、外出の機会が減り、地域での交流が中断するなど日常的な関わりやふれあいの機会の減少などから、身近な地域社会におけるつながりを避ける傾向が顕著になりました。

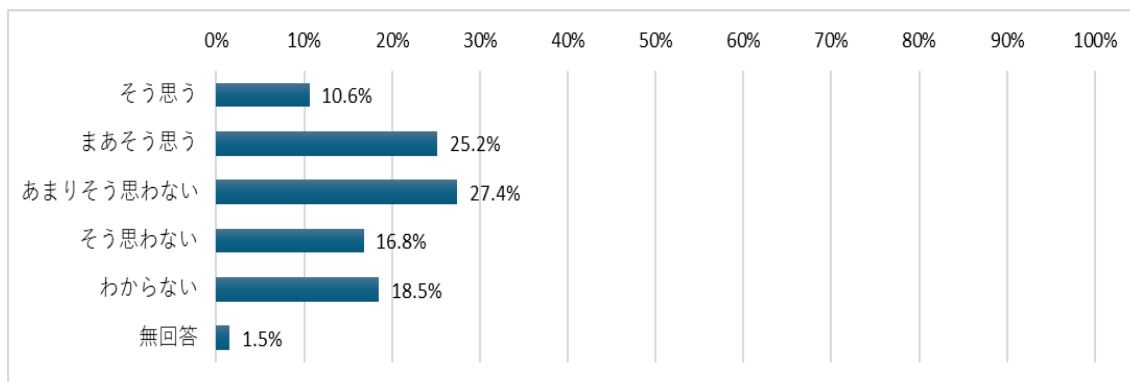
<アンケート調査>

子どもから大人まで住民による交流が活発だと思うかについては、「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した割合が「そう思う」「まあそう思う」と回答した割合より高くなっています。また、住民が気軽に集える場所があるかについても「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した割合が「そう思う」「まあそう思う」と回答した割合より高くなっています。

●自分が住んでいる地域において、子どもから高齢者まで住民による交流が活発だと思うか。



●自分が住んでいる地域において、住民が気軽に集える場所があると思うか。



世代や性別、障がいの有無や国籍などのさまざまな違いを超えて、気軽に安心して過ごせるような居場所や交流の場（機会）の重要性を見直し、これまで以上に地域での交流を促進し、住民間の連帯意識を醸成し、地域力を高めていく必要があると考えられます。

【施策の方向性】

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしたいと願っています。地域の特性を活かしながら、利用者ができる範囲で役割を分担し、お互いに支えあい、誰もが活躍できる拠点整備の推進に努めます。

【役割分担】

自分や家族ができること

- ・普段から地域の一員として、近所づきあいを大切にし、地域活動や行事などに参加するように心がけましょう。
- ・地域で開催されるサロンや交流の場に気軽に参加し、運営にも協力しましょう。

隣近所や地域で取り組むこと

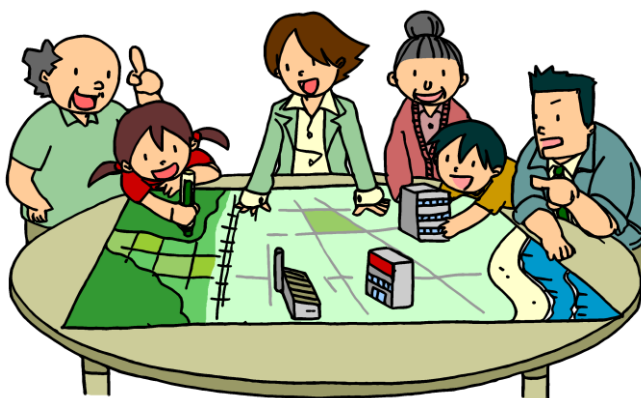
- ・自分が参加したサロンなどを周囲の人に紹介し、つながりの輪を広げるよう努めましょう。
- ・認知症や障がいなどで支援が必要な人やその家族を地域の人が理解し、支援できるよう地域で交流の機会を設け、お互い協力し支え合える地域づくりに取り組みましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと【お互いさまと言えるあたたかいまちづくり】

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 認知症カフェ設置の拡充	・地域の方が認知症について理解を深め、当事者やその家族同士の交流の場として認知症カフェを開催します。
② 生活支援体制整備事業 （武雄町）	・武雄町で高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していけるよう、地域の多様な支援者と連携して支援体制の充実の強化を図ります。
③ 共同募金運動の推進	・地域福祉の推進を図るため、共同募金運動の活動を推進します。
（再掲） ・ふれあいいきいきサロンの設置 〈基本目標 1 （1）ネットワークづくり〉	

市が取り組むこと

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 地域の人々の居場所と出番がある拠点づくりの推進 ・ 地域住民が集う拠点の整備や既存施設の活用	・ 地域で行われている小地域ネットワーク活動や地域ケアシステム拠点活動等の支え合い活動の周知に努め、地域福祉活動の輪が広がるよう支援します。 ・ 買い物支援やゴミ出しサポート等の生活支援について、各町の実情に応じた生活支援及び介護予防の場の提供など、生活支援体制の整備を推進します。
③ 地域づくりにおける官民協働の促進 ・ 寄付や共同募金等の取組みの推進	・ 地域福祉の推進を図るため、寄付がどのような活動に役立てられるのか、NPO等の非営利団体の活動を広く市民に紹介します。



基本目標2

住民一人ひとりに対応した多様なサービスを提供する仕組みづくり

(1)権利擁護

【現状と課題】

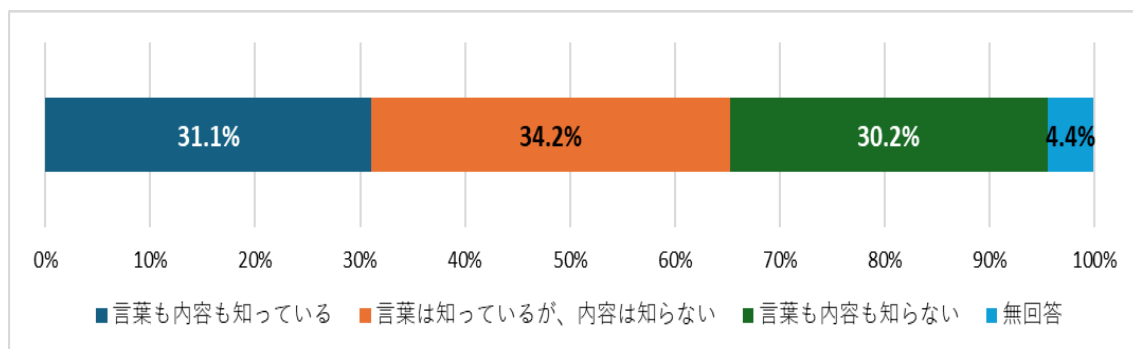
少子高齢化や核家族化により、親族が身近にいない、もしくは疎遠になっている人々が増加しています。そのような支援をしてくれる人が身近にいないなか、判断能力が不十分であるため福祉のサービスを十分に受けられていない、また、金銭管理ができずに生活に困窮する人の事例が多くみられます。

また、加齢・認知症・障がいなどによって自分で物事を決めたりする能力が減退し、悪徳商法の被害にあったり、あるいは介護が必要だが本人が介護契約を結べないなどといった問題が増えています。さらに、新型コロナウイルス感染拡大を受け「巣ごもり消費」としての支出が増加し、その後もインターネットの利用が増え、インターネット上のトラブルや詐欺の相談が増加しています。また、財産管理ができないため親族等がそれを搾取するような虐待（経済的）行為の事例が増えてくることが予測されます。

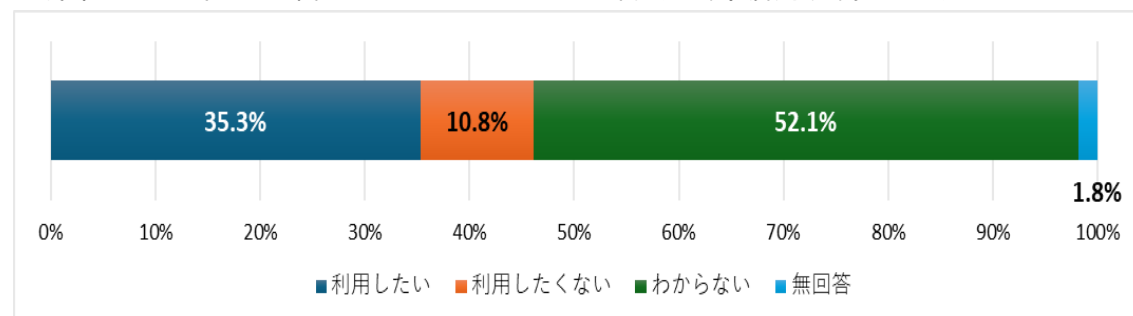
<アンケート調査>

成年後見制度について「言葉も内容も知っている」の割合は31.1%でした。また、将来的に判断能力が不十分になった場合、成年後見制度を利用したい人の割合は35.3%で、市民の間で成年後見制度に関して一定の関心・理解があることが分かります。

●「成年後見制度」について知っているか。



●将来的に自身の判断能力が不十分になった場合、成年後見制度を利用したいか。



【施策の方向性】

判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）が、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な場合や金銭管理が困難な場合に、福祉サービス利用に関する相談に応じ、必要な助言や手続きなどを援助します。

平成 28(2016)年 5 月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度利用促進基本計画のもと、権利擁護支援強化に向けた地域連携ネットワークを構築することが求められました。令和 6(2024)年 4 月に設置した中核機関（武雄市成年後見サポートセンター）を中心に、地域の専門職や関係機関と連携を図り円滑な運営を行い、財産管理及び身上監護として成年後見制度の促進を図ります。

また、武雄市消費生活センターを中心に悪質商法の被害を未然に防ぐための出前講座の開催や、消費トラブルに関する相談対応、解決のための支援を行います。さらに、令和 6(2024)年 3 月に設置された消費者安全確保地域協議会を通して、被害を未然に防ぐための声掛け・見守りに努めます。

【役割分担】

自分や家族ができること

- ・権利擁護に関する広報等での把握や研修会などに参加し、理解を深めましょう。

隣近所や地域で取り組むこと

- ・認知症や障がいのある方への理解を深め、地域で見守りましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと【お互いさまと言えるあたたかいまちづくり】

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート）	・福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート）を実施し、判断能力が不十分な方が福祉サービスを利用しながら、安心して生活を送ることができるよう支援します。

市が取り組むこと

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 福祉サービス利用援助事業の活用(市社会福祉協議会) ・日常的な金銭管理を代行して行うあんしんサポートの活用など ② 成年後見制度の充実・推進 ・制度の普及啓発 ・身寄りのない方の市長申し立ての実施 ・成年後見人等への報酬助成 ・法人後見の支援や市民後見人の育成 ③ 中核機関の整備による権利擁護支援 ・広報及び相談機能の整備 ・成年後見制度の利用促進 ④ 消費生活センターの活用 ・悪質商法等の被害防止のための出前講座の開催 ・消費トラブルに関する情報の提供や相談対応 ・専門機関の紹介等、必要に応じた支援	・成年後見制度の周知・普及啓発などに取り組むとともに、相談体制の構築を図ります。 ・中核機関(武雄市成年後見サポートセンター)を中心に成年後見制度の利用促進、後見人の支援に努めます。



(2)子ども・子育て支援

【現状と課題】

少子高齢化社会の原因については様々な観点がありますが、大きな原因の一つとして出生率の低下が挙げられています。日本の合計特殊出生率は令和 5(2023)年において1.2 と、統計を取り始めて以降最も低く、令和 5(2023)年 1 年間に生まれた日本人の子ども数（出生数）も統計を取り始めて以降最も少なくなっています。

そこで国では、出生率低下に歯止めをかけるべく令和 5(2023)年 12 月に「こども未来戦略」を策定し、次元の異なる少子化対策の実現に向け抜本的に政策を強化する方針を打ち出しました。

武雄市でもこの政策に基づいた、少子化対策、子育て支援を進めています。生まれ育った環境により、教育の機会が得られない子ども達や、健やかな成長に必要な衣食住が確保されていない子ども達がいます。生まれ育った環境により子どもの将来が閉ざされることはあってはなりません。国は子どもの貧困対策の推進に関する法律を平成 26(2014)年 1 月に施行、令和元(2019)年 9 月及び令和 6(2024)年 6 月に法改正を加え、その対策を推進しています。武雄市でも平成 28(2016)年 4 月に「こどもの貧困対策課」の設置、平成 29(2017)年 3 月に「武雄市子どもの未来応援計画」(令和 3(2021)年 12 月改訂)を策定し、対策を進めています。

＜アンケート調査＞

団体へのアンケート調査では、地域で活動する中で気になっていることとして、家の中や地域で孤立して子育てをしている人がいる、訪問を拒否される方(家庭)の子育て・生活について、親子の触れ合いが不足している等の意見がありました。

【施策の方向性】

児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細やかな発育を支援するとともに、現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てるよう支援します。

母親の就労率の上昇等により保育ニーズは高まっています。提供体制の確保にあたっては、既存施設の定員の見直しなどにより、受け皿の拡大に努めます。

子育てに関して、少子化や就労形態の多様化に対応し、いつでも気軽に相談できる体制づくりや、子育てサークルの育成と活動の支援を子育て総合支援センターを中心に促進します。

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互の連絡・調整を図る子育て援助活動支援事業を促進します。

保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難

となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため乳幼児を保育所等で一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。

子どもの突発的な病気に対応する保育の促進を図ります。また、学校の放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。

【役割分担】

自分や家族ができること

- ・市報やホームページ等で、情報収集を行いましょう。
- ・福祉サービスに関する情報を活用するとともに、内容を正しく理解しましょう。

隣近所や地域で取り組むこと

- ・支援が必要だと思われる人や世帯に気づいたら、地域の関係機関やサービス事業者、行政に伝えましょう。
- ・サービス事業者は、必要な福祉サービスに関する情報を利用者やその家族に対し丁寧に説明しましょう。また、利用者の声を基に、サービス内容を見直しながら、サービスの質の向上に努めましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと【お互いさまと言えるあたたかいまちづくり】

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 地域食堂(旧子ども食堂)の設置推進	・地域の子どもたちや高齢者、障がい者など誰もが自分で歩いて行ける距離のところに集える居場所づくりや交流事業を推進します。
② チャレンジ教室の開催	・生活困窮世帯や支援が必要な子どもたちに、こどもの笑顔コーディネーターや教育委員会(こどもの貧困対策課)等と連携をとり、長期休暇期間中の居場所づくりを行います。
(再掲) ・ボランティアグループ運営支援〈基本目標 1 (2)福祉の担い手づくり〉	



市が取り組むこと

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 利用者支援事業 ② 乳児家庭全戸訪問事業 ③ 養育訪問支援事業 ④ 子育て短期支援事業 ⑤ 児童手当給付事業 ⑥ 子どもの医療費助成事業 ⑦ ひとり親家庭等支援事業 ⑧ 教育・保育施設の充実 ⑨ 地域子育て支援拠点事業(子育て世代包括支援センター) ・子育て相談の充実 ・サークルの育成、活動支援 ⑩ 子育て援助活動支援事業 ・ファミリーサポートセンターの周知 ⑪ 一時預かり事業 ⑫ 延長保育事業 ⑬ 障がい児保育事業 ⑭ 病児保育事業 ⑮ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ⑯ 子どもの貧困対策事業	・市報やホームページ、CATVなどは、支援が必要な人に情報が伝わるように、情報提供の充実を図ります。 ・子育て家族への支援の充実を図ります。 ・子どもの居場所づくりを推進すべく、居場所等を運営する団体を支援します。



(3)高齢者支援の充実

【現状と課題】

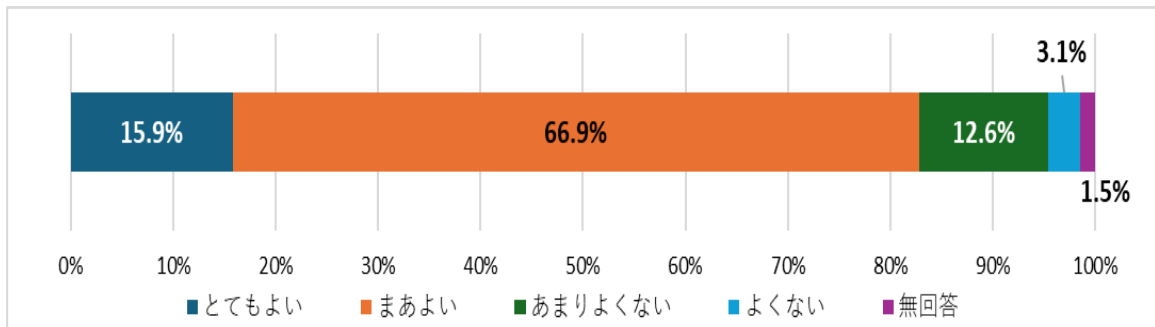
今後ますます高齢化が進むとともに、生産年齢人口は減少していくことが予測される中、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的運営が危惧される状況にもなっています。特に今後は団塊の世代や団塊ジュニアが75歳以上に達する時期には介護需要等の急増が想定され、その対応が大きな課題となっています。

要介護高齢者のほぼ半数に認知症の影響が認められると言われています。また介護者の身体的・精神的ストレスも大きく介護者の負担が重くなっています。今後、高齢化の進展によって、認知症を発症する方は増加すると推測されており、介護予防を含め、認知症高齢者ケアは介護の中心的な課題であると言えます。

<アンケート調査>

健康状態がよい（とてもよい・まあよい）と回答した60歳代の割合は80.4%、70歳以上では75.7%で年齢が上がるほど低くなっており、よくない（あまりよくない・よくない）と回答した割合は、年齢が上がるほど高くなっています。

●現在、健康状態はよいか。

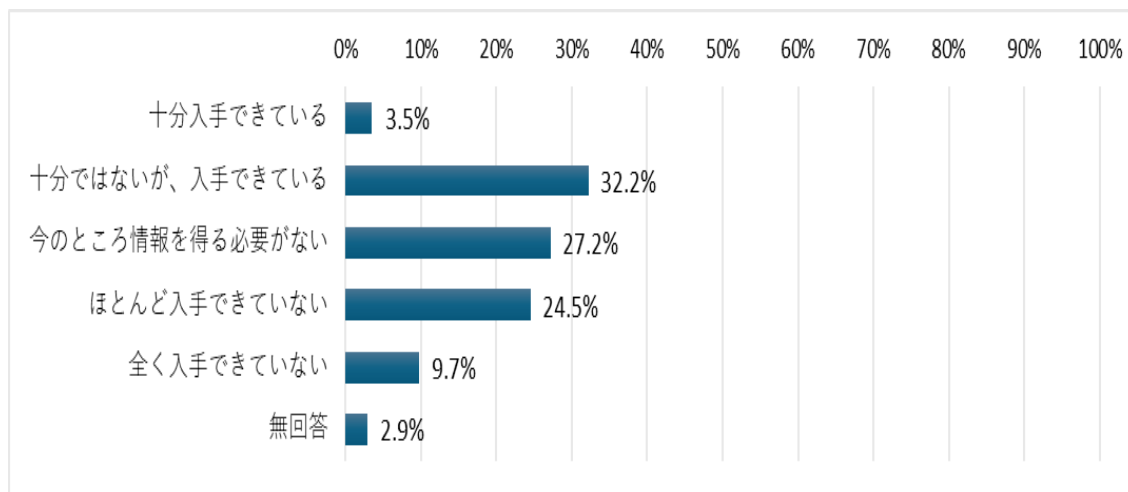


単位：％

区分	回答者数（人）	とてもよい	まあよい	あまりよくない	よくない	無回答
全体	453	15.9	66.9	12.6	3.1	1.5
年齢別	18～29歳	25.6	69.8	4.7	0.0	0.0
	30歳代	24.6	66.7	8.8	0.0	0.0
	40歳代	27.0	63.5	7.9	1.6	0.0
	50歳代	16.2	66.2	14.9	2.7	0.0
	60歳代	7.5	72.9	15.0	4.7	0.0
	70歳以上	9.7	66.0	17.5	5.8	1.0

福祉サービスに関する情報の入手については、入手できていると回答した割合と入手できていないと回答した割合は、ほぼ同じ割合でした。年齢別でみると、70歳以上では入手できていると回答した割合は約5割となっています。また、情報の入手ができていない人の入手先は市の広報紙の割合が一番高くなっています。

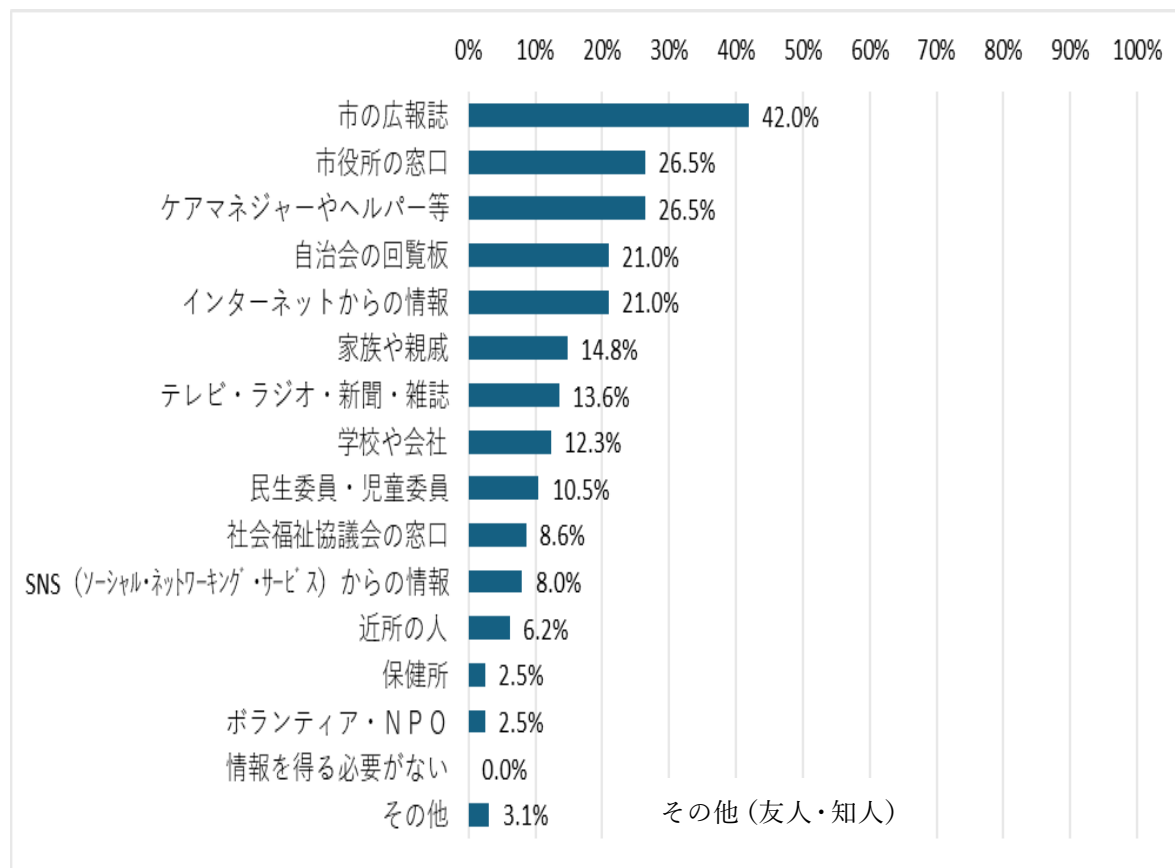
●「福祉サービス」に関する情報をどの程度入手できているか。



単位：%

区分		回答者数 (人)	十分に入手 できている	十分ではないが、入手 できている	今のところ 情報を得る 必要がない	ほとんど入 手できてい ない	全く入手で きていない	無回答
全体		447	3.5	32.2	27.2	24.5	9.7	2.9
性別	男性	156	5.1	24.4	30.1	26.9	12.2	1.3
	女性	282	2.8	35.1	25.9	24.5	8.2	3.5
	回答したくない	5	0	60	20	0	20	0
年齢別	18～29歳	43	7	18.6	27.9	25.6	16.3	4.7
	30歳代	57	1.8	31.6	26.3	26.3	14	0
	40歳代	63	4.8	22.2	28.6	34.9	6.3	3.2
	50歳代	74	4.1	31.1	39.2	20.3	5.4	0
	60歳代	107	2.8	27.1	23.4	28	15	3.7
	70歳以上	103	2.9	48.5	21.4	17.5	4.9	4.9
居住地区	武雄町	189	4.2	29.6	25.4	26.5	11.6	2.6
	武雄町以外	257	3.1	33.5	28.4	23.7	8.6	2.7

●「福祉サービス」に関する情報を「十分入手できている」又は「十分ではないが、入手できている」と答えた方について、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手しているか。（あてはまる主なもの3つまでに○）



団体へのアンケート調査では、地域で活動する中で気になっていることとして、地域や家庭内での孤立、支援拒否、老々介護での負担等の意見がありました。

【施策の方向性】

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。

また、令和5(2023)年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の推進に向け、認知症の人のみならず、周囲の人が認知症に対する理解を深め、地域社会で支えていくこと、また認知症の人だけでなく、その家族などについても安心して暮らせる社会づくりを目指します。

具体的には、認知症になっても本人の意思が尊重される新たなケアの流れを作る、「認知症ケアパス（認知症ハンドブック）」を活用し、その普及を推進します。

また、地域包括支援センター等に「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の初期の段階で認知症の人やその家族に対して個別の訪問を行い「認知症初期集中支援チーム」と連携し適切な支援を行います。

地域においては、認知症サポーターの養成を引き続き進めるとともに、その自主的な活動が認知症の人を支える地域づくりへと広がりをみせるよう支援していきます。

在宅福祉サービスについては、個々の高齢者のニーズにあったサービスが利用できるよう在宅介護支援センターと連携を図りながら、きめ細やかな相談業務を継続していきます。

また、高齢者ができる限り介護を必要とせず、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう転倒予防など介護予防を推進していきます。

障がい者が 65 歳以上になっても使い慣れた事業所において引き続きサービスを利用できるよう高齢者や障がい者が共に利用できる共生型サービスを推進していきます。

【役割分担】

自分や家族ができること

- ・市報やホームページ等で、情報収集を行きましょう。
- ・福祉サービスの内容がわからない場合は、身近な支援者や相談窓口等に尋ねましょう。
- ・地域で開催される介護予防の活動やサロンなどに参加するなど、継続して介護予防に取り組まましょう。

隣近所や地域で取り組むこと

- ・地域の実情に応じて、サロンなど生きがいづくりに向けた取り組みを実施しましょう。
- ・支援が必要だと思われる人や世帯に気づいたら、地域の関係機関やサービス事業者、行政に伝えましょう。
- ・サービス事業者は、必要な福祉サービスに関する情報を利用者やその家族に対し丁寧に説明しましょう。また、利用者の声を基に、サービス内容を見直しながら、サービスの質の向上に努めましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと【お互いさまと言えるあたたかいまちづくり】

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 移動サービス・福祉車両貸出事業	・公共交通機関を利用した外出が困難な高齢者や障がい者を対象に、移動サービス及び移送車を貸出し、外出の機会の確保を図ります。

② 認知症地域支援・ケア向上事業	・市や関係機関と連携し、認知症に関する相談受付や認知症イベントなどを実施し、当事者や家族の交流の場を設けます。また、出前講座やイベントを通じて、認知症に対する正しい理解を広げます。
③ 福祉機器等の貸し出し事業	・歩行が困難な高齢者や障がい者または、ケガなどにより一時的に車いすが必要な方に対し、車いす、スロープの貸し出しをいたします。
(再掲) ・ふれあいいきいきサロンの設置 〈基本目標 1 (1)ネットワークづくり〉 ・生活支援体制整備事業 〈基本目標 1 (3)地域で暮らせる拠点づくり〉	



市が取り組むこと

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 地域包括ケアシステムの構築 ・住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立 ② 認知症対策事業 ・認知症地域支援推進員の配置 ・「認知症初期集中支援チーム」との連携 ・認知症サポーターの養成 ・認知症高齢者、障がい児者あんしん登録制度及び個人賠償責任保険事業の実施 ③ 地域ケア会議の推進 ④ 共生型サービスの推進	・市報やホームページ、CATVなどは、支援が必要な人に情報が伝わるように、わかりやすい表現に努め、情報提供の充実を図ります。 ・高齢者が身近な場所で継続して活動できる、生きがいつくりや健康づくり、介護予防に取り組む場（機会）を提供・支援します。 ・家族介護者の支援の充実を図ります。 ・「医療・介護・福祉」と情報共有し、早期に必要な支援につながるよう、つながり手帳の周知・啓発に努めます。

(4)健康づくりの推進

【現状と課題】

健康に関しては、生活機能の低下を引き起こす脳血管疾患及び心疾患、人工透析等の心血管疾患が増加しており、発症のリスクを高める生活習慣病を予防することが重要です。心血管疾患の原因となる動脈硬化の変化に早期に気づくためには特定健診等の結果を把握し、生活習慣の改善や治療につなげる必要があります。

がんによる死亡者数は、全体の死亡数の約3割を占めています。そのため、がん予防についての啓発や、がん検診を受診しやすい体制づくりが必要です。

健康寿命の延伸を実現するには、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが重要であり、加齢に伴う機能の低下を遅らせるために、高齢者の健康に焦点を当てた取組を強化する必要があります。

このため、フレイル（虚弱）や認知機能低下を予防しつつ、高齢者の就業等の社会参加の促進等を図ることが必要です。

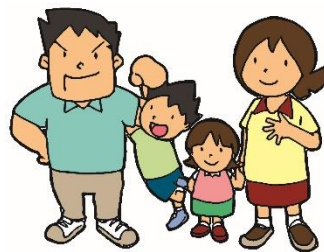
現代のストレス社会においては、うつ病が大きな問題になっています。武雄市の自殺による死亡率は、全国や県の数値と比較して高い率で推移してきました。自殺の原因は様々な要因が絡み合っており、特に働き盛りの男性の自殺は家族や職場にとって大きな損失となります。本人のみならず、家族や身近な人の相談にも応じていくことが必要です。

またアルコールの多量飲酒には、胎児性アルコール症候群、脳梗塞やがんなどの病気、認知症、精神疾患、併せてアルコールハラスメント、家庭内暴力、子どもや高齢者への虐待、飲酒運転、犯罪など本人の健康だけでなくその家族への影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高くなっています。

<アンケート調査>

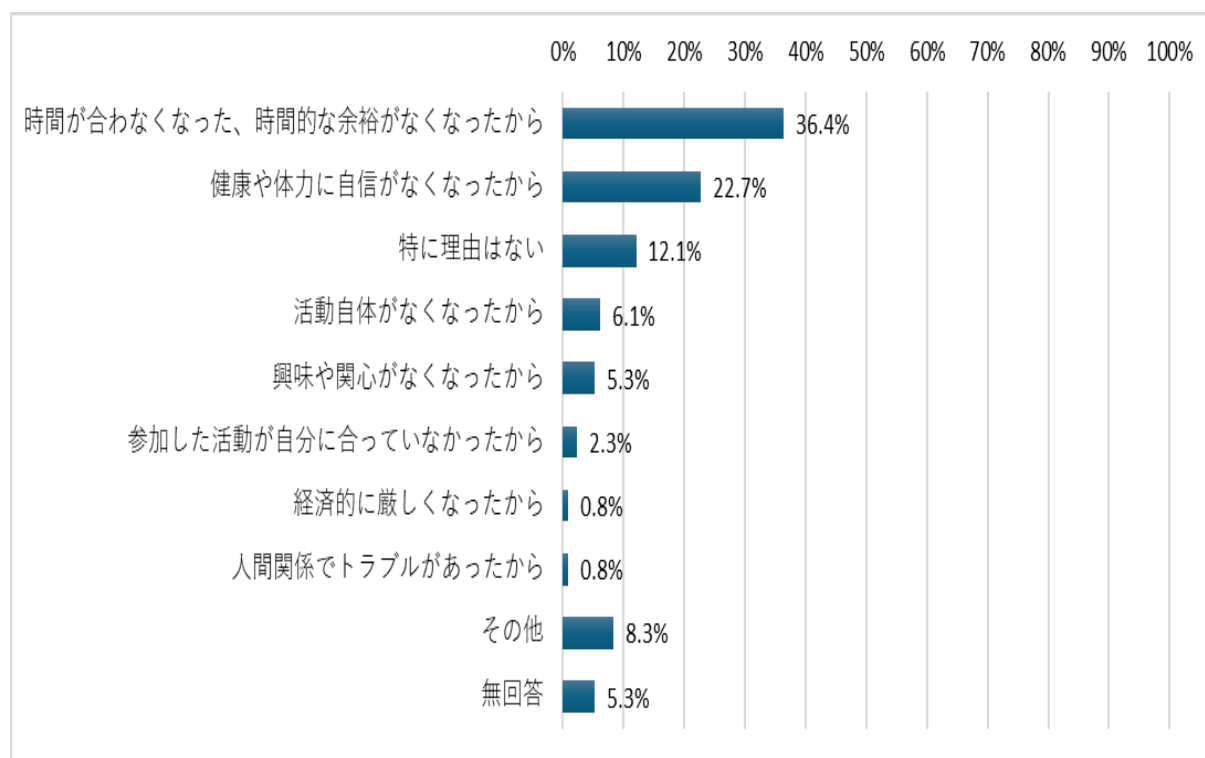
健康状態がよい（とてもよい・まあよい）と回答した全体の割合は82.8%ですが、よくないと回答した割合は15.7%と、一定数の方が健康に不安を抱えています。また、健康状態が「とてもよい」の割合は、若い年齢の方が高くなっています。逆に、「あまりよくない」「よくない」の割合は、少しずつではありますが、年齢があがるほど高くなっています。

(P. 35 参照) ※「(3) 高齢者支援の充実」掲載



地域活動やボランティアへの参加について、過去に参加したことがあるが現在は参加していないと回答した人の中で、時間的な理由の次に多かった理由が健康や体力に自信がなくなったからでした。

●地域活動やボランティアに「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」と回答した方について、現在参加していない理由は何か。



【施策の方向性】

「団塊の世代」の全てが 75 歳以上となる令和 7(2025)年に向け、日本再興戦略や健康・医療戦略等を踏まえ、『市民の健康寿命が延伸する社会』を構築し、市民が健やかに生活し、年を重ねることができる社会を目指して予防・健康管理等に係る具体的な取組を推進します。

脳血管疾患及び心疾患、人工透析等の心血管疾患の原因となる糖尿病等の生活習慣病の発症を予防するため、各種健診の結果から対象者を明確にし、早期介入を図ります。

また、「がん予防推進員」と協力し、地域全体でがん検診の普及啓発を行います。

こころの病気を予防、早期発見するために相談日を開設するとともに、こころの健康について普及啓発を行います。また、国・県と比較して 30 歳代、50 歳代、60 歳代、80 歳代以上に自殺者が多いこと、職業別特徴では被雇用者・勤め人、原因・動機では経済・生活問題が多いと分析できるため、勤務・経営対策、生活困窮者対策・高齢者対策に重点的に取り組みます。

【役割分担】

自分や家族ができること

- ・年に1回は、健康診断を受けましょう。また、必要に応じて、病院受診や健康相談を受け、生活習慣の改善など健康づくりを実践し、自らの健康管理に努めましょう。
- ・自分の好きな趣味や活動を継続し、ストレスをため込まないようにしましょう。

隣近所や地域で取り組むこと

- ・地域の活動の場や出前講座等を活用し、健康づくりの意識を高めましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと【お互いさまと言えるあたたかいまちづくり】

本項目における具体的な事業
(再掲) ・ボランティアセンターの充実〈基本目標1(2)福祉の担い手づくり〉 ・ボランティア連絡協議会の運営支援〈基本目標1(2)福祉の担い手づくり〉 ・認知症地域支援・ケア向上事業〈基本目標2(3)高齢者支援の充実〉

市が取り組むこと

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 糖尿病等生活習慣病予防対策事業 ・健康診断、健康相談事業 ・食事、運動等保健指導	・自分の健康は自分で守るという意識を持ち、自ら健康管理の習慣を持てるよう啓発に努めます。
② 脳血管疾患や心疾患等重症化予防事業 ・訪問等保健指導、医療機関との連携	・生きがいづくりや健康づくり等、活動の場(機会)を提供・支援します。
③ がん予防事業 ・がん検診の実施と受診勧奨	・職場におけるメンタルヘルス対策の推進に努めます。
④ 認知機能・運動機能の維持増進 ・健康講座の開催	・生活困窮者が抱える、多様な問題に対する相談支援と専門部署との連携の強化に努めます。
⑤ こころの健康づくり事業 ・相談窓口の開設 ・休養に関する情報提供と普及啓発	

(5)障がい者への支援

【現状と課題】

自閉症スペクトラム、ADHD（注意欠如・多動性障害）、LD（学習障害）など発達障がいと診断される子どもが増えています。これらの障がいは脳の機能の偏りからくるものであると考えられていますが、詳しくはまだわかっていません。したがって障がいそのものを治療することは不可能であり、早期療育によって症状を軽減し、二次障がいを予防することが重要になってきます。

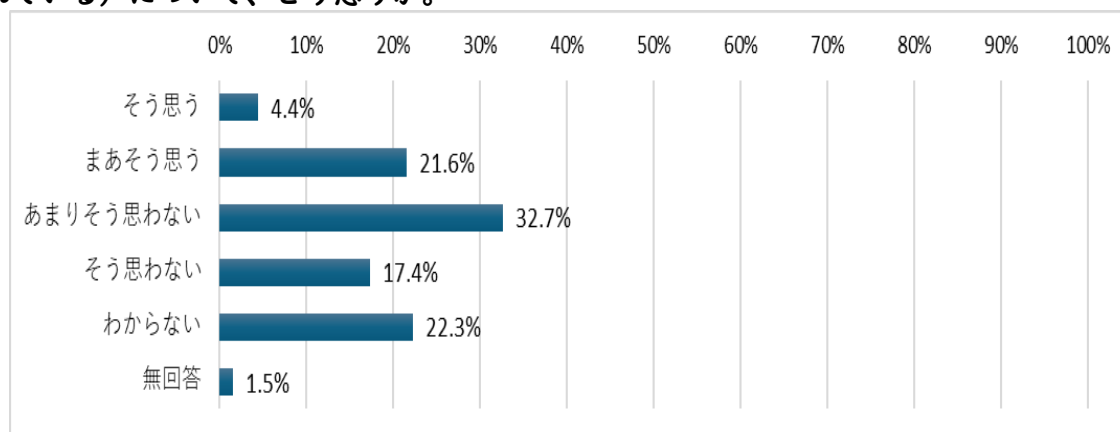
発達障がいのある方の中には、診断を受けないまま高等学校や専修学校、大学等に在籍・卒業し、社会に出てから障がいを指摘され、相談する人もいないまま孤立していくケースも多くあります。教育から福祉・就業への支援の途切れがないよう、在学時から家族や学校の障がいへの理解をはじめ、福祉へつながるような支援を行っています。

就労に関しては、障がいのある人は、その障がいがあることを理由に就労ができない場合があります。そのため、経済的にも困窮し、何よりも就労意欲が減退し生きる喜び、気力さえも失ったりします。障がいの特性を関係機関、民間企業等が理解をし、障がい者の就労機会を創出するよう努めています。

<アンケート調査>

自分が住んでいる地域の住みやすさについての周辺施設が高齢者や障がい者の利用に配慮されているかどうかでは、思わないと回答した割合が5割となっています。配慮が必要な人にとって、ハード面・ソフト面での取り組みが重要であると考えます。

●自分が住んでいる地域の住みやすさ（周辺施設が高齢者や障がい者の利用に配慮されている）について、どう思うか。



団体へのアンケート調査では、地域で活動する中で気になっていることとして、必要なサービスが受けられていないケースがある、必要なサービスがわからない、障がい者の親が高齢となって大変な世帯がある等の意見がありました。

【施策の方向性】

発達障がいによって「生きづらさ」を感じている人が増えています。そこで、発達障がい児の家族や学校等からの相談に応じ、助言を行っていきます。

また、発達障がいは早期発見・早期療育が有効であり、発達の気になる子を早い段階で適切な療育につなげたり、子育ての不安の軽減を図るよう、支援体制を整えます。

医療的ケア児については、NICU等からの退院前から在宅生活に必要なサービス調整、関係機関との連携を図り、安心して在宅生活を送れるよう支援します。

障がいの特性や状況に即した多様な就業支援・就業形態が求められています。通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障がいのある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会の確保に努めます。

また、企業における障がいのある人の職域の開発を進めるとともに、就職困難者等の雇用・就労への支援を行っているハローワークや障がい者就業・生活支援センターとの連携を図ります。

【役割分担】

自分や家族ができること

- ・市報やホームページ等で、情報収集を行いましょう。
- ・福祉サービスに関する情報を活用するとともに、内容を正しく理解しましょう。

隣近所や地域で取り組むこと

- ・支援が必要だと思われる人や世帯に気づいたら、地域の関係機関やサービス事業者、行政に伝えましょう。
- ・サービス事業者は、必要な福祉サービスに関する情報を利用者やその家族に対し丁寧に説明しましょう。また、利用者の声を基に、サービス内容を見直しながら、サービスの質の向上に努めましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと【お互いさまと言えるあたたかいまちづくり】

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 共生型ふれあい交流事業	・地域で暮らす障がい者への理解促進のため、イベントやレクリエーションなどを通して、様々な人との交流を深め、共生社会の推進を図ります。
② 障がい児・者交流活動助成事業	・障がい児者との交流会や在宅訪問による交流活動を行うボランティアグループ及び団体に対し助成事業を実施します。
(再掲) ・福祉教育推進事業<基本目標 1 (2)福祉の担い手づくり>	

市が取り組むこと

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 発達障がい児等の支援 ・発達障がい児専門相談窓口の充実 ・認定こども園、幼稚園、保育園、学校への巡回相談 ・研修会、出前講座等の実施 ・子育て交流サロンの開催 ・学校教育と福祉の連携体制の確立 ② 医療的ケア児等コーディネーターの配置 ③ 障がい者就労支援の推進 ・就労支援事業の実施 ・障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進 ④ 共生型サービスの推進	・市報やホームページ、CATVなどは、支援が必要な人に情報が伝わるように、情報提供の充実を図ります。また、障害者週間におけるイベント等について周知を行い障がい者への理解啓発に努めます。 ・各種制度や関係機関と連携し、その人にあった支援やサービスの提供を行います。



(6)男女共同参画の推進

【現状と課題】

配偶者等からの暴力による相談や婦人相談所による一時保護の件数は、年々増加し、その内容は多様化してきています。DV防止法第6条で、DV被害者を発見したものは、その旨を通報するよう努めなければならないとされ、特に医師その他の医療関係者は被害者を発見しやすい立場にあることから、発見と通報に関し積極的な役割が期待されています。被害者が安心して適切な相談が受けられるようにするため、被害者のさまざまな状況に応じた安全な相談体制の維持と強化、また、被害者への相談窓口の一層の周知が必要です。

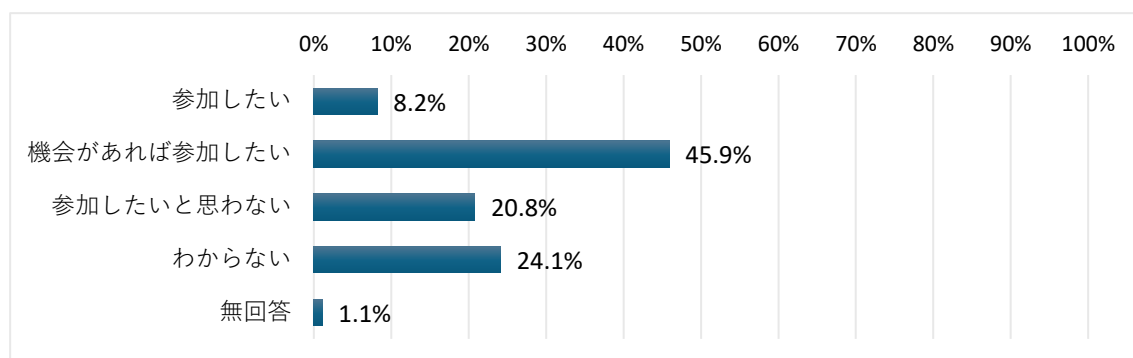
DVや虐待は潜在化しやすい傾向にあるため、特に子どもや障がい者、高齢者、LGBTs（性的マイノリティの方）等については、相談事業や福祉サービス等を通じて被害者の早期発見に努めることも重要です。また、被害者の早期発見や将来の被害者・加害者を作らないために、広く市民に対してもDVに関する正しい理解を深めるための啓発が必要です。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関しては、仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすと同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものです。これらの充実が人生の生きがいや喜びになるところです。しかしながら、市民の意識調査では、「仕事」と「家庭生活」を共に優先したいという希望はあるものの、現実には「仕事」を優先せざるを得ない状況です。安定した仕事に就けず経済的に自立することができない、仕事に追われ心身の疲労から健康を害しかねない等、仕事と子育て、介護との両立に悩み、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。改めて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の在り方を考えることが重要です。

<アンケート調査>

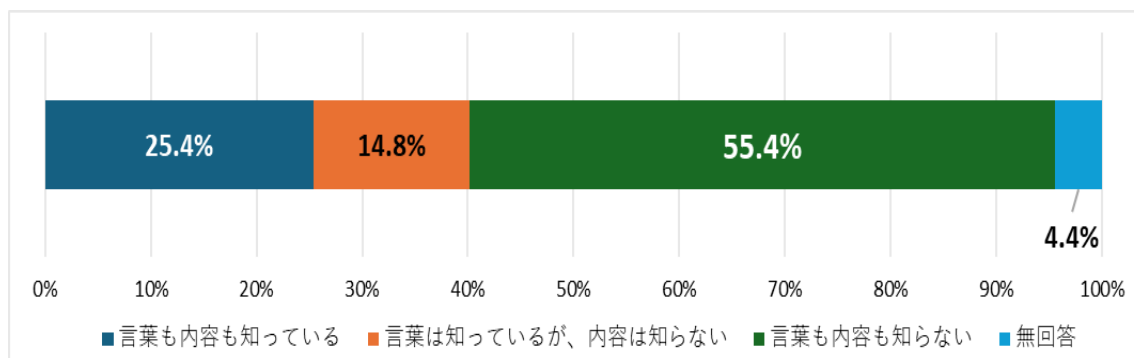
地域活動に「現在は参加していない・参加したことがない」理由の多くは、「時間が合わない・時間的な余裕がない」でしたが、45.9%の人が「機会があれば参加したい」と回答しています。仕事と家庭生活や地域活動の両立にむけた、子育てや介護などに対する支援体制整備が必要です。

●今後、地域活動やボランティア活動などの活動や行事に参加したいと思うか。



●「ダブルケア」という言葉を知っているか。

ダブルケアについては、「言葉も内容も知らない」の割合が 55.4%で最も高く、次いで「言葉も内容も知っている」の割合が 25.4%、「言葉は知っているが、内容は知らない」の割合が 14.8%で、内容を知らないとの回答が約 7 割であり、周知啓発が必要です。



【施策の方向性】

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その回復を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。特に、SNS 等インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力は多様化・低年齢化してきており、こうした課題に対しては、新たな視点から迅速かつ効果的に対応していくことが求められます。

また、子どもや障がい者、高齢者、LGBTs、外国人等はそれぞれ異なる背景事情や影響を有していることから、これらの被害者の支援に当たっては様々な困難を伴うものであることにも十分配慮し、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが不可欠となっています。

こうした状況を踏まえ、社会的認識の徹底等配偶者等からの暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、配偶者等からの暴力、性犯罪等、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進します。

すべての人が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実践を通じ、仕事と家庭生活や地域活動を両立できるよう、子育て介護などに対する支援体制を整備します。

【役割分担】

自分や家族ができること

- ・DVや高齢者や子ども、障がい者などへの虐待問題について理解を深めましょう。
- ・市報やホームページ、パンフレットなどを通じ、子育てや介護などに関する情報を収集し、意識を高めましょう。

隣近所や地域で取り組むこと

- ・高齢者や子ども、障がい者に対する虐待を防ぐため、日ごろからのあいさつや気になる世帯に対しては、地域の支援者や近所の方と協力し見守りをしましょう。
- ・虐待かもと思った時など、警察や児童相談所、市などにすぐに連絡しましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと【お互いさまと言えるあたたかいまちづくり】

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 相談体制の連携強化	・相談を受ける中で虐待が疑われる内容があった場合は、関係機関へ連絡し対応します。 ・日頃から関係機関との連携強化に努めます。

市が取り組むこと

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① ドメスティックバイオレンス(DV)の相談体制の充実 ・DV防止に関する啓発活動の実施 ・相談・カウンセリング対策等の充実 ・関係機関等の相談窓口の連携強化 ・研修・人材確保の促進	・気になる方や世帯に対して地域に理解や協力を求めながら、早期発見や防止など見守り体制の充実を図ります。
② 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) ・広報啓発活動、地域・団体等での出前講座の実施	・家事・育児・介護における支援制度の周知に努め、仕事と家庭生活や地域活動を両立できるように支援体制を整備します。



(7)生活困窮者の自立支援

【現状と課題】

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しています。

生活保護制度は、これまでの生活困窮者支援の軸であり、この国の生活保障に果たしている役割にはきわめて大きなものがあるとともに、新しい生活支援体系においても依然として重要な制度であります。

こうした中で、自立を助長するというその理念を、新たな方法も取り入れながら再生していくことが求められています。生活保護が最後のセーフティネットとして受給者の生活を支える機能を着実に果たしつつ、なおかつ稼働年齢世代の受給者の自立を支援できる制度としていくべきです。

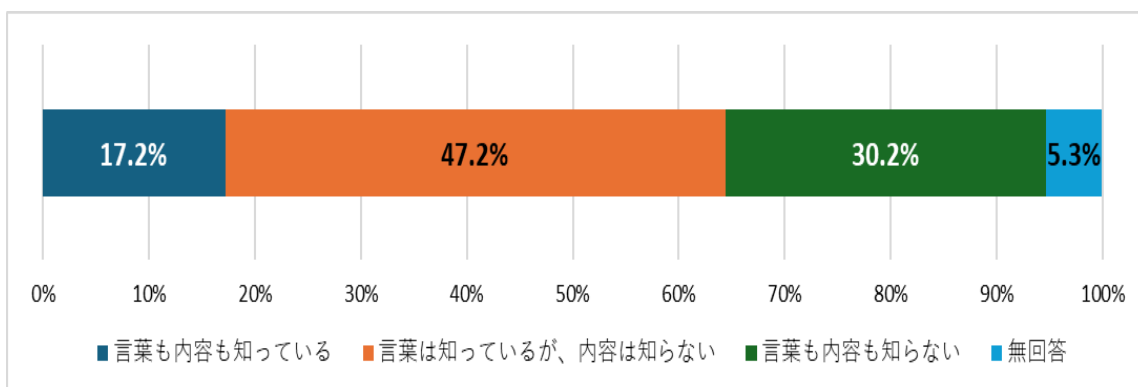
生活保護制度の自立助長機能を高めることと併せて、増大する生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階から安定した就労を支援することが必要です。

<アンケート調査>

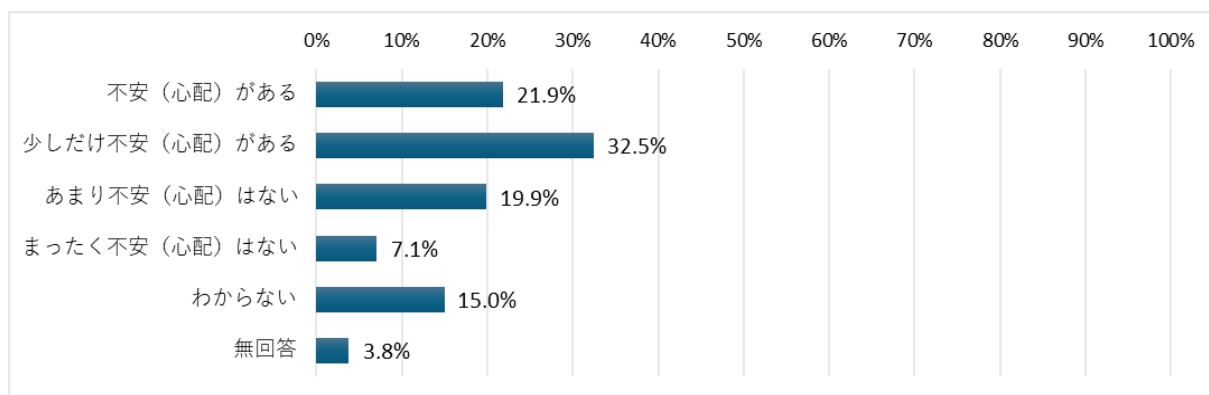
生活困窮者自立支援制度について内容を知らないと回答した人の割合は77.4%でした。生活が急変して生活に困ることが生じた場合、市や社会福祉協議会へ相談することに対して不安があると回答した人の割合は5割以上となっています。理由としては、個人情報話すことの不安と回答した割合が最も高くなっています。

困りが生じた場合、気軽に、安心して相談できる相談窓口の周知や体制づくりが必要です。

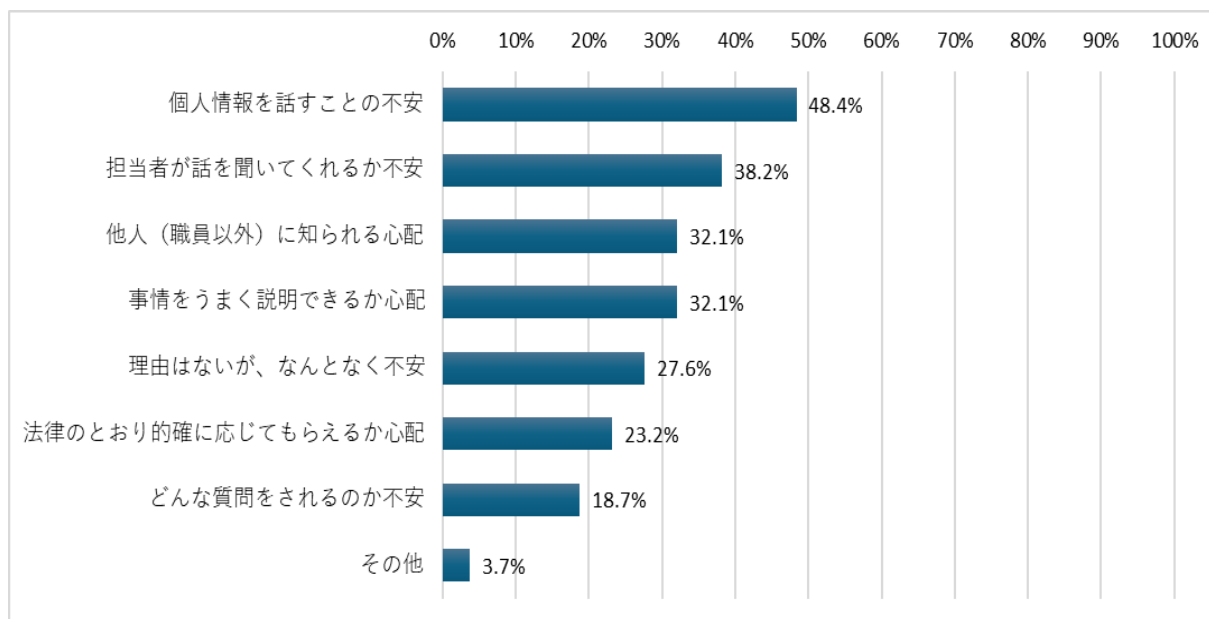
●生活困窮者自立支援制度について知っているか。



●生活状況が急変して、生活に困ることが生じた場合、市役所又は社会福祉協議会に相談することについて、何かしら不安を感じるか。



●市役所又は社会福祉協議会に相談することについて、不安（心配）がある、少しだけ不安（心配）があると回答した方について、どんな不安や心配があるか。（あてはまるものすべてに○）



【施策の方向性】

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、家計、就労の支援やその他の自立に関する問題について相談対応を行います。また、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、それに対応した支援が計画的に行われるよう自立支援計画を策定します。

離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に、一定の要件のもと、有期で住居確保給付金を支給します。

【役割分担】

自分や家族ができること

- ・生活に不安を感じていたり困っているときには、一人で抱え込まずに早めに相談しましょう。



隣近所や地域で取り組むこと

- ・生活困窮が疑われる世帯に気づいたときには、早めの相談を勧め、市や支援関係機関につなぎましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと【お互いさまと言えるあたたかいまちづくり】

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 生活困窮者自立支援事業	・生活困窮者の相談窓口として、生活困窮者自立支援事業を担い、武雄市生活自立支援センターの運営に取り組みます。 ・市や支援関係機関と連携し、家計改善支援や就労支援などを行い、相談者の生活の安定に向け相談支援に取り組みます。
② 生活福祉資金貸付事業及びつなぎ生活費貸付事業	・低所得者、障がい者又は高齢者の世帯に対し、臨時的に必要な生活費等の貸付と相談支援を行います。
③ いのちをつなぐ糧事業	・団体や個人から食料などを寄付いただき、生活困窮者へ食料支援を行います。

市が取り組むこと

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業	・各協議会や支援者間と連携し、情報交換や情報共有を図ることで、課題解決に向けた取り組みを推進します。
② 生活困窮者の包括的な相談窓口の充実	
③ 住居確保給付金の支給	

(8)福祉に関する相談・支援体制の充実(重層的支援体制整備事業の推進)

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化が進み、高齢者のひとり暮らし、孤立死、子育て家庭の孤立などが増加しています。それから生じる不安感や精神的な負担感などを背景とする高齢者虐待や児童虐待、また、判断能力が低下した認知症高齢者や障がい者の悪質商法の被害など、生活課題は多様化・複雑化しています。

また、暮らしのなかで複数の問題を抱え、福祉制度の狭間や複合的な問題で悩む人も多くいます。介護が必要な親と無職独身や障がいのある50代の子どもの世帯(8050問題)やヤングケアラー・ダブルケアなど、課題がいくつもあるケースが増えてきており、これらは高齢者支援制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な問題のため広い視野での対応が必要となっています。

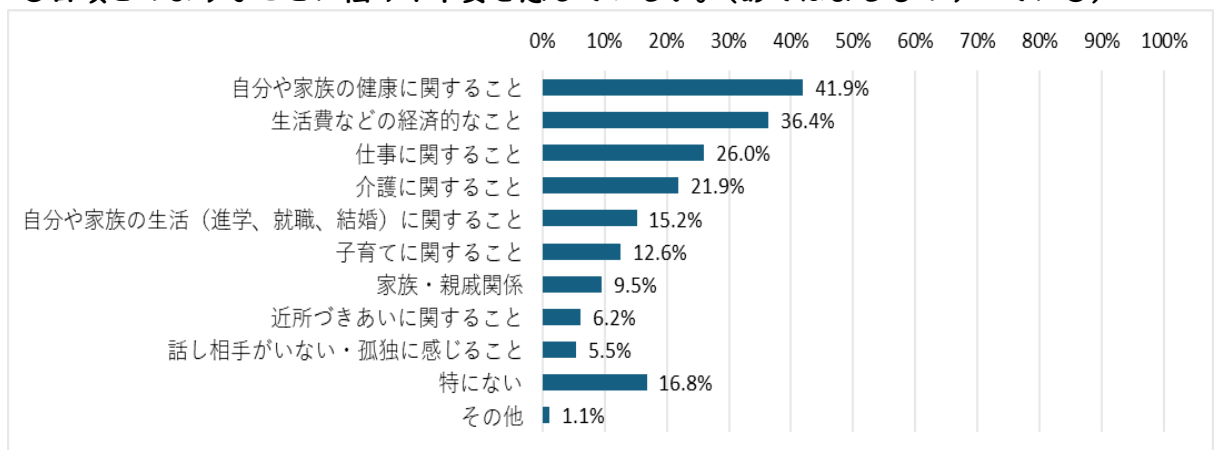
孤立死やひきこもりなど行政や地域でも把握できないケースが増加しています。本人の状況や立場にたち、身近な地域における支え合いがこれまで以上に求められています。

複雑化・複合化した相談内容に対し地域福祉を支援するため、福祉に関する総合窓口として令和4(2022)年4月「福祉まるごと相談窓口」を設置し、様々な相談について対応しています。さらに令和6(2024)年4月に地域福祉支援員(コミュニティーソーシャルワーカー)を社会福祉協議会に設置し相談窓口の充実を図っています。

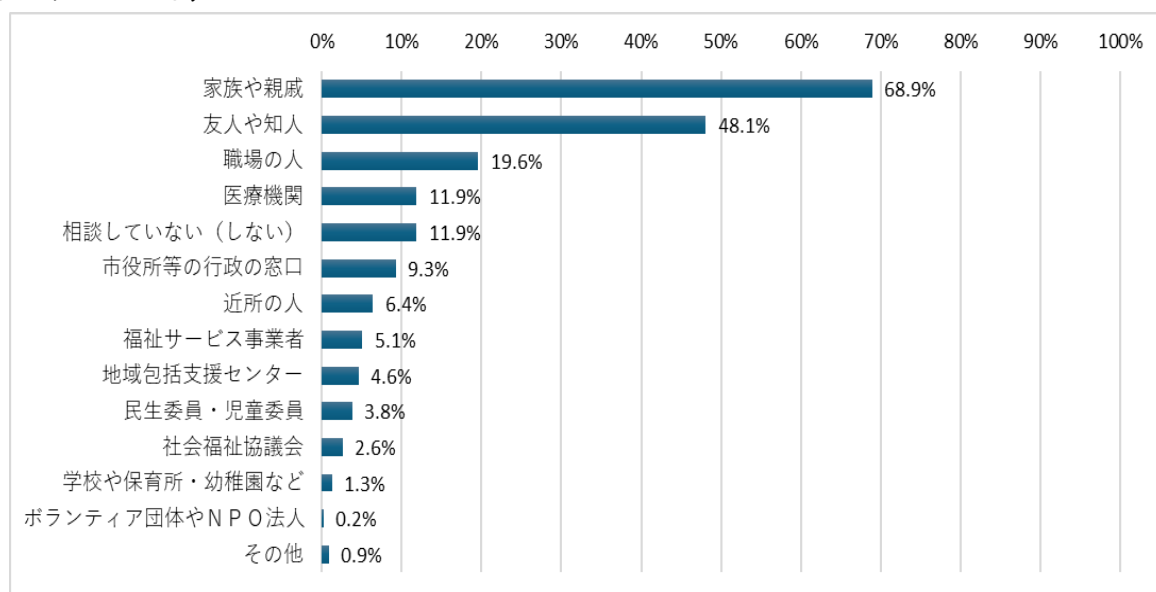
<アンケート調査>

日常生活で悩みや不安を感じていることについて、「自分や家族の健康」と回答した人の割合は41.9%で最も高く、次いで「生活費などの経済的なこと」が36.4%でした。また、悩みや不安があるときの相談先については、「家族や親戚」と回答した人の割合が68.9%で最も高く、次いで「友人や知人」が48.1%で、自分の身近な人に相談しやすいことがわかります。市や福祉サービス事業所・専門機関などへ相談すると回答した人も一定割合ありますが、自由意見では、悩みや不安があったときに、どこに相談してよいかわからない、相談しにくい、夜間や休日の相談体制の整備についてなど福祉相談窓口の充実についての意見がありました。

●日頃どのようなことに悩みや不安を感じているか。(あてはまるものすべてに○)



●自身や家族に悩みや不安などがあるとき、どこ（誰）に相談するか。（あてはまるものすべてに○）



【施策の方向性】

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では対応が困難な状況になっているため、属性や分野を問わない包括的な支援体制を構築する必要があり、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施できるよう重層的支援体制整備事業に取り組みます。

【役割分担】

自分や家族ができること

- ・家族や親戚、近所との付き合いを大切にし、日ごろから声をかけ合いましょう。
- ・困っているときには、悩みを一人で抱え込まずに、民生委員・児童委員や地域で相談支援に携わる人たちに相談するよう心がけましょう。

隣近所や地域で取り組むこと

- ・隣近所で気になる人がいたら、見守りを心がけるとともに、相談窓口へ連絡しましょう。
- ・相談活動に携わる人たちは、日頃から地域において、あいさつや声かけを行うことで信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと【お互いさまと言えるあたたかいまちづくり】

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 包括的な支援体制の構築	・地域福祉支援員を配置し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民の相談窓口の充実に取り組みます。 ・複合的な課題を抱える課題解決において市や関係機関と連携・協働に努めます。 ・社会福祉協議会のこれまでの地域福祉事業や地域とのつながりを生かしつつ、課題を抱える地域住民の支援のため社会資源の活用・開発に取り組みます。

市が取り組むこと

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 包括的相談支援体制の整備	・相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止めることができるよう、福祉まるごと相談窓口と社会福祉協議会や庁内の部署間および庁外関係機関との連携を図り相談支援体制の強化を図ります。
② 社会参加に向けた支援	・介護・障がい・子ども・困窮など既存の制度では対応できない狭間のニーズに対応するため、地域の社会資源との関係性づくりを推進します。
③ 地域における交流や活躍の場を確保する地域づくり支援	・地域とのつながりが強い社会福祉協議会や関係機関と連携し、地域の社会資源を活用しながら、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場の確保に取り組みます。
④ アウトリーチ等を通じた継続的支援	・支援が必要であるにもかかわらず、必要な支援が届いていない人に対し、積極的な訪問等を通じて、寄り添い、伴走しながら、継続的につながり続けることを目指す伴走型支援を実施します。
⑤ 多機関協働による支援体制の整備	・複合的な課題を抱える困難事例の課題解決について、重層的支援会議等を開催し関係機関等のそれぞれの役割を確認し、適切な対応ができるよう包括的な支援体制の充実に努めます。

基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

(1)虐待防止対策

【現状と課題】

少子高齢化や子育ての孤立化などにより、高齢者や子ども、障がい者への虐待が増加しています。虐待については、問題が複雑であったり、内在する場合が多く、早期対応にむけて、各関係機関の連携が必要です。

【施策の方向性】

高齢者虐待、児童虐待、障がい者虐待に対して、防止に関する意識の高揚と普及啓発活動を推進します。また、地域住民、関係団体、行政が連携しながら、虐待の予防及び早期発見・早期解決のための体制づくりを推進します。

併せて、その家庭の問題にも着目し、虐待を繰り返すことのないよう支援を行います。

【役割分担】

自分や家族ができること

- ・相手の立場に立って考えましょう。
- ・高齢者や子ども、障がい者などへの虐待問題について理解を深めましょう。

隣近所や地域で取り組むこと

- ・高齢者や子ども、障がい者などに対する虐待を防ぐため、日ごろからのあいさつや、気になる世帯に対しては、地域の支援者や近所の方と協力し見守りをしましょう。
- ・虐待かもと思った時など、警察や児童相談所、市などにすぐに連絡しましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと【お互いさまと言えるあたたかいまちづくり】

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 情報の共有と見守り活動の充実	・地区社会福祉協議会を核に、民生委員・児童委員や自治会長、ボランティア等と連携しながら情報の共有をし、見守りの体制(小地域ネットワーク)を強化します。

市が取り組むこと

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 高齢者・障がい者・子ども等への虐待防止 ・ 防止に向けた啓発活動 ・ 人材の育成及び確保 ・ 関係機関との連携強化 ・ 子ども家庭総合支援拠点事業 ・ 要保護児童対策協議会の設置	・ 気になる方や世帯に対して地域に理解や協力を求めながら、早期発見や防止など見守り体制の充実を図ります。 ・ 高齢者や子ども、障がい者などに対する虐待について、未然に防ぐことができるよう学ぶ機会の充実など啓発に努めます。また、11月の「高齢者虐待防止月間」や「児童虐待防止月間」を活用した周知に取組みます。 ・ 虐待問題の相談に対応する相談窓口の周知と支援機関と連携しながら適切な対応ができるよう取組みます。



(2)災害対策

【現状と課題】

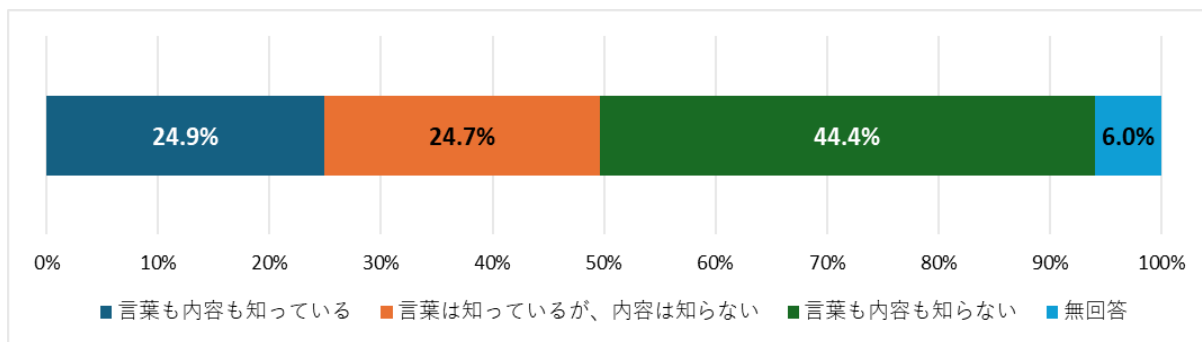
近年、地震や台風、大雨などの大規模災害が全国各地で頻発しています。こうした災害の教訓を踏まえ、災害対策基本法を基に高齢者や障がい者など要配慮者の被害を最小限に止める取組が求められています。

武雄市においても令和元年、3年の豪雨で甚大な被害を受け、多くの方が避難されました。緊急時に迅速な対応ができるよう地域コミュニティの強化が重要です。

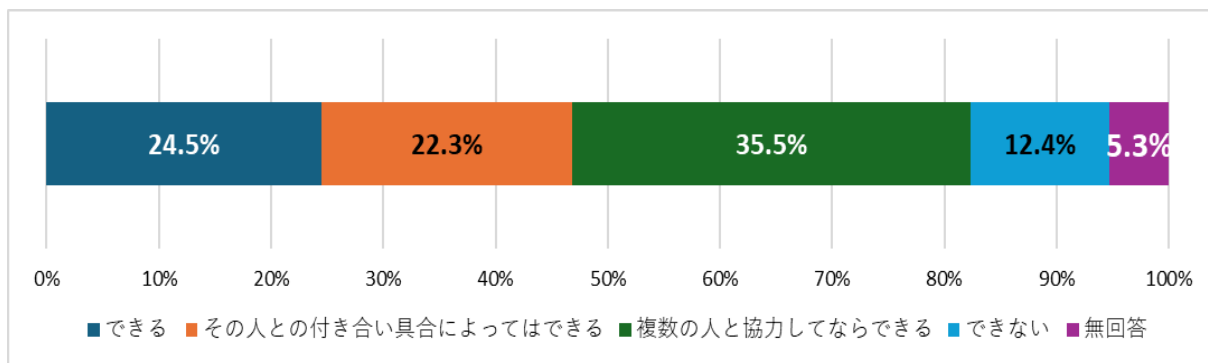
＜アンケート調査＞

避難行動要支援者について、「言葉も内容も知らない」と回答した割合が 44.4%で最も高く、次いで「言葉は知っているが、内容は知らない」の割合が 24.7%でした。一方、災害時や災害が発生する恐れがあるときに近所の避難行動要支援者に対して、声かけや避難の手伝いなどの協力については、「複数の人と協力してならできると」「その人との付き合いの具合によってはできると」協力できると回答した人を合わせると、82.3%の割合の人ができると回答しています。また、住民同士の支え合いとして、近所の人「してもらいたいこと」と「できること」では、災害時の支援と回答した人が多くありました。適切な避難について、わからないと回答した人の割合が 49.4%、できないと思うと回答した人の割合が 15%で、事前の備えが必要であることがうかがえます。

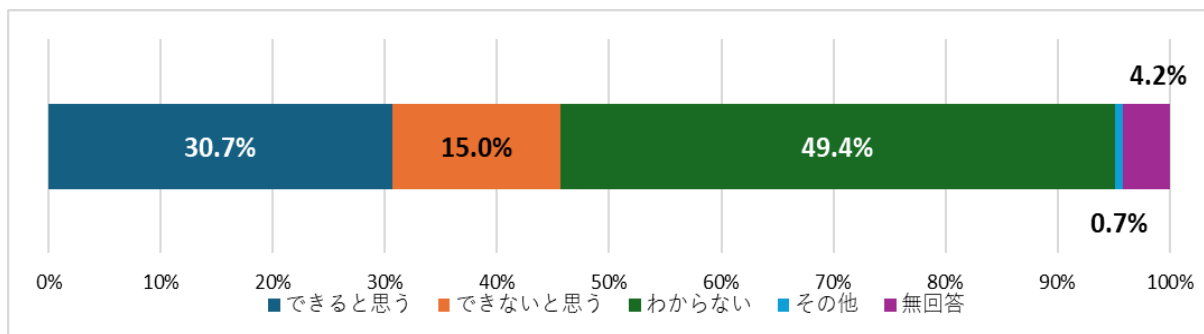
●避難行動要支援者について知っているか。



●災害時や災害が発生する恐れがあるときに近所の避難行動要支援者に対して、声かけや避難の手伝いなどの協力ができるか。



●災害などの緊急事態が発生した場合、適切に避難できると思うか。



団体へのアンケート調査では、外国人への災害情報が届きにくいとの意見がありました。

【施策の方向性】

災害対策基本法の改正に基づき、避難行動要支援者への必要な支援を行える体制づくりを進めます。起こりうるさまざまな自然災害や高齢化の進展等に留意し、自主防災組織等の関係機関と連携しながら、普段から避難行動要支援者となる対象者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成します。これらは、日常的な地域福祉活動と連動して取り組みます。

また、対象者の個人情報保護に配慮しながら、災害時の避難支援や安否確認のため、避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供など情報の共有化を図り、日ごろから顔の見える関係づくりを進めます。さらなる避難行動支援のために、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、防災訓練の実施などにより自主防災組織の強化・充実を図ります。

【役割分担】

自分や家族ができること

- ・日頃から防災意識を持ち、非常用持出品の備蓄や家族との連絡方法の確認、避難場所・避難経路の確認、家具の転倒防止策の実施等に努めましょう。
- ・地域での防災訓練や講座などに参加しましょう。

隣近所や地域で取り組むこと

- ・災害時には、隣近所の助け合いが重要になるため日頃から声をかけ合える関係づくりに努めましょう。
- ・災害時に支援が必要な人を把握するとともに、普段の見守りや声かけを通じて災害に備えた地域づくりに努めましょう。
- ・自主防災組織による防災活動の推進に努めましょう。



社会福祉協議会が取り組むこと【お互いさまと言えるあたたかいまちづくり】

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 災害救援講習会助成事業	・各地区の防災訓練の実施にあたり、助成を行い、減災防災意識の向上に努めます。
② 災害ボランティアセンター事業	・災害が発生した場合は、被災者支援のため災害ボランティアセンターの設置・運営に取り組みます。 ・災害ボランティアセンターのスムーズな運営のため、平時から市や関係機関等と協議し事前準備と連携強化に取り組みます。

市が取り組むこと

本項目における具体的な事業	取り組み内容
①要配慮者の災害等における安全確保 ・避難行動要支援者名簿作成 ・名簿情報の共有化 ・要配慮者の把握と地域の連携 ・個別避難計画作成	・防災訓練の実施や避難場所の周知及び整備に取り組み、迅速な避難体制を整えます。 ・住民の防災意識を高めるため、市の広報紙やホームページ、多言語に対応している武雄市防災アプリ「たけぼう」等を通して、防災や減災などの情報提供の充実を図ります。
②自主防災組織の育成強化 ・自主防災計画の作成 ・防災訓練の実施	・避難行動要支援者名簿のさらなる整備に向け、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係機関などとの情報共有を図りながら、随時更新を行い、避難支援体制の充実に取り組みます。 ・災害時の要配慮者施設の状況把握に努めます。 ・各避難所での要配慮者スペースの設置と福祉避難所の拡充を図ります。 ・災害時にスムーズな対応ができるよう、佐賀災害支援プラットフォームや社会福祉協議会等と平時から定期的な会議を通し連携強化に努めます。 ・災害時に社会福祉協議会や民間団体等が設置するボランティアセンターや入浴支援協定を締結した事業所等と連携を図りながら、被災者支援に取り組みます。

(3)ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

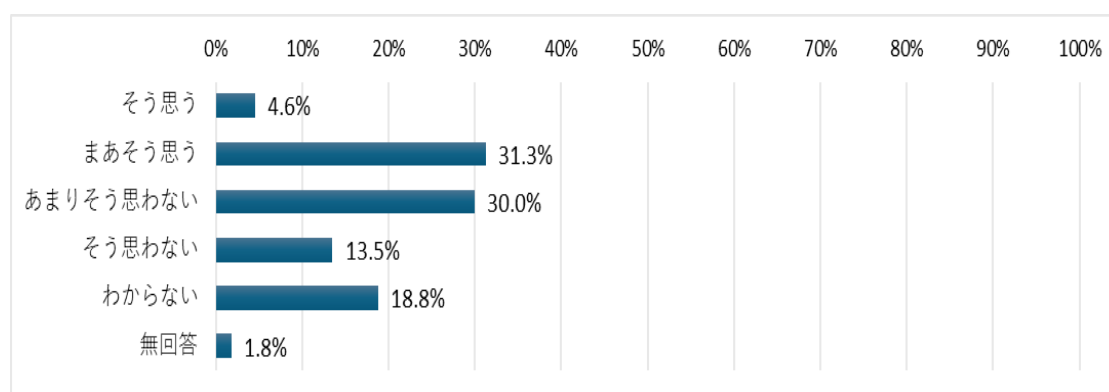
すべての人にとって住みやすいまちにするためには、施設や整備などのハード面の整備とあわせて、社会的、制度的、心理的などのソフト面すべての障壁に対処するという考え方（「バリアフリー」）が重要です。また、施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（「ユニバーサルデザイン」）が必要であり、この両方に基づく取組を併せて推進することが求められています。

このようなことを理解し、すべての人が快適に暮らせるユニバーサルデザインの考え方に基づいた環境の整備を促進することが必要です。

＜アンケート調査＞

自分が住んでいる地域について、手助けや見守りが必要な人への関心度については、「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた割合（43.5%）は、「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた割合（35.9%）よりも高くなっています。

●自分が住んでいる地域について、手助けや見守りが必要な人への関心が高いと思うか。



【施策の方向性】

性別や年齢、国籍、障がいの有無などによって、社会における活動や参加が妨げられることのないよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりや合理的配慮の提供など、共生社会の充実に向けた取組を進めていきます。外国籍の方も生活しやすいまちづくりを推進します。

また、市民の誰もが、障がい者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、幅広

い市民参加による各種の啓発・広報活動及び児童生徒や社会人などを対象に様々な機会を活用した幅広い教育活動を推進します。

住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など個別の施設等だけではなく、公共交通機関を利用して目的地に行くまでの空間を一体としてとらえるなど、生活空間全体を面としてとらえて、連続したバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進し、より快適で生活しやすい環境を整備します。

【役割分担】

自分や家族ができること

- ・バリアフリー化やユニバーサルデザインの趣旨を理解し、公共施設の利用に際しては、周囲に配慮して行動しましょう。
- ・障がいのある人や妊婦、けが人などが利用しやすい駐車スペースを確保しましょう。

隣近所や地域で取り組むこと

- ・地域の人とのふれあいを通じて、子どもや高齢者の安全安心を守りましょう。
- ・バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点で地域の状況を点検し、利用しにくい箇所や危険な箇所等、気づいたことについて施設の管理者に意見・要望を伝えましょう。

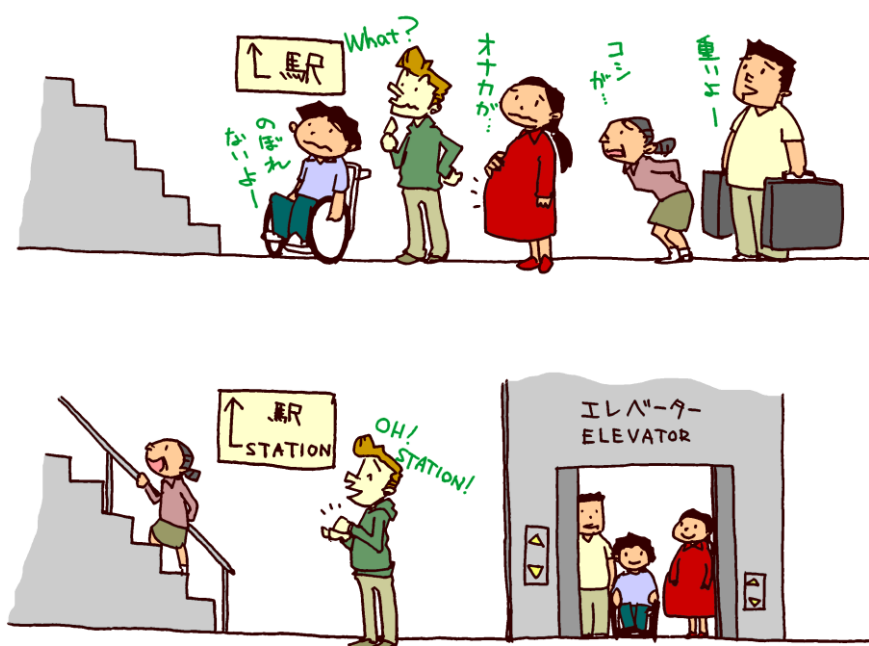
社会福祉協議会が取り組むこと【お互いさまと言えるあたたかいまちづくり】

本項目における具体的な事業
(再掲)
・福祉教育推進事業 〈基本目標1 (2)福祉の担い手づくり〉
・共生型ふれあい交流事業 〈基本目標2 (5)障がい者への支援〉

市が取り組むこと

本項目における具体的な事業	取り組み内容
① ユニバーサルデザインの意識啓発 ・意識啓発事業の実施	・ユニバーサルデザインに基づき、ハード面だけでなく、心のバリアフリーの普及啓発に向けた取り組みを行います。
② 合理的配慮の周知	・様々な機会を活用し、障がいや合理的配慮への理解を深めるための周知を行い、障がいを理由とした差別や障がい者の生きづらさの解消を図っていきます。

	・人にやさしい施設やサポート体制の整備を推進するため「さがすたいる推進支援事業※」の積極的な活用周知に努めます。 ※さがすたいる（年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、みんなが自然に支え合い心地よく過ごせる佐賀らしいやさしいカタチ）を広めるため実施する取組に対して支援を行うことにより、人にやさしい地域の創出を図ることを目的とするもの。
③ 既存公共施設等のバリアフリー化の促進 ・パーキングパーミットの推進 ・歩道等のユニバーサルデザイン化	・道路・公共施設・公園等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの視点に基づいた施設整備を推進します。
④ 多文化共生事業の推進	・外国人の暮らしの困りごとや特有の課題の把握に努め、課題の解決に向けて、関係機関と連携し、国際交流員（C I R）を活用した地域での外国人との共生を支援します。 ・多言語電話通訳サービス等を活用し、外国人の日常生活の悩み相談や各種手続きなど、困りごとへの支援を推進します。



(4)再犯防止対策（武雄市再犯防止推進計画）

【計画策定の背景及び趣旨】

犯罪や非行をした人の多くは、事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の一員として暮らしていきます。しかし、仕事や住居がないため、経済的に困窮したり社会的に孤立したりして、再び犯罪や非行に走るという悪循環に陥っています。再犯防止推進法において地域の状況に応じた再犯防止施策を講じることが地方公共団体の責務として明記され、犯罪のない安全で安心して暮らせる社会を実現するための施策が求められています。

そこで、この第3期武雄市地域福祉計画の再犯防止対策を武雄市再犯防止推進計画に位置付け、再犯の防止等の推進に関する法律第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を兼ねるものとし、計画の期間も第3期武雄市地域福祉計画と同期間とします。

【現状】

佐賀県内では令和元（2019）年から令和5（2023）年の刑法犯検挙件数は、増加に転じていますが、再犯率は若干の減少傾向にあります。武雄警察署管内の刑法犯検挙件数はほぼ横ばい、再犯率は増減を繰り返しながら若干の減少傾向となっています。

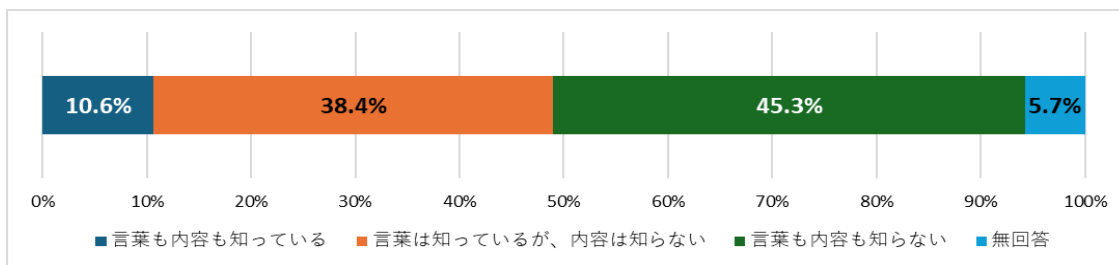
刑法犯検挙人員の推移						
		(単位：人)				
		令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
佐賀県内	刑法犯検挙人員	1,406	1,481	1,573	1,393	1,478
	うち 初犯	726	760	826	805	850
	再犯	680	721	747	588	628
	再犯率	48.36%	48.68%	47.49%	42.21%	42.49%
武雄署管内	刑法犯検挙人員	81	87	62	85	84
	うち 初犯	40	59	32	53	49
	再犯	41	28	30	32	35
	再犯率	50.62%	32.18%	48.39%	37.65%	41.67%

※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く）を問わず、前科又は前歴を有する者。
※犯行時の年齢が20歳以上の者を計上。

<アンケート調査>

再犯防止推進法について内容を知らないと回答した人の割合が83.7%で、関心と理解が十分に深まっていないことがわかります。犯罪をした人等への社会復帰を支援することが、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に寄与することについて、住民の理解を深める必要があります。

●再犯防止などの推進に関する法律（再犯防止推進法）について知っているか。



【施策の方向性】

犯罪により刑事施設等に収容された人も社会へ戻り、社会の一員として暮らしていくには社会の中で適切な居場所や仕事が必要です。

高齢により医療や福祉の支援が必要な人の再犯や再非行を防ぐために、保護司や関係機関、団体が連携し、地域社会の中で円滑に社会復帰ができるように支援します。

【役割分担】

自分や家族ができること

- ・様々な課題が身近にあることを知り、理解を深めましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと【お互いさまと言えるあたたかいまちづくり】

本項目における具体的な事業
(再掲) ・生活困窮者自立支援事業〈基本目標2 (7)生活困窮者の自立支援〉

市が取り組むこと

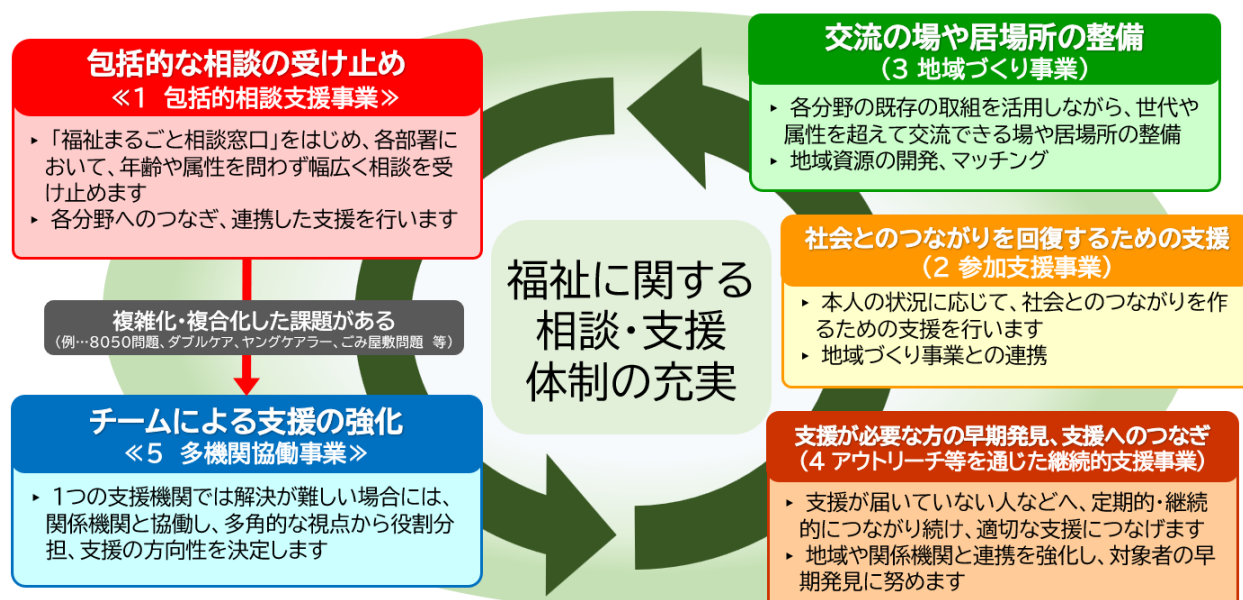
本項目における具体的な事業	取り組み内容
① 就労・住居の確保の支援 ・関係機関との連携	・地域社会において、安定した生活を送ることができるよう、就労支援や適切な住居の確保を支援するための取組を推進します。
② 医療や福祉の支援が必要な犯罪者等の社会復帰支援	・地域生活課題を抱えながら適切な支援を受けていない人に対して、保護司会や関係機関と連携し、適切な保健医療や福祉サービスの提供に取り組みます。 ・社会復帰する上で福祉的支援を要する人には、関係機関、保護司会やボランティア団体と連携して適切な支援を行います。
③ 学校等と連携した健康教育の推進	・学校等と連携し、犯罪の入り口になり得る飲酒・喫煙・薬物乱用について児童・生徒のへの教育を推進します。
④ 広報啓発活動の推進	・保護司会や更生保護連絡協議会等と連携し、再犯防止啓発月間や社会を明るくする運動を通して広報活動を行っていきます。

第5章 重点項目

福祉に関する相談・支援体制の充実

本計画の基本理念である「人と地域がつながり明るく安全・安心なまちづくり」の実現に向け、複雑化・複合化した地域生活課題を解決するための体制づくりとして、基本目標2「住民一人ひとりに対応した多様なサービスを提供する仕組みづくり」の施策（8）「福祉に関する相談・支援体制の充実（重層的支援体制整備事業の推進）」を重要施策とします。

この事業は、「1 属性を問わない包括的相談支援」、「2 参加支援」、「3 地域づくりに向けた支援」を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、「4 アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「5 多機関協働による支援」を新たな機能として強化し、これらの5つの事業を一体的に実施するものです。それぞれの事業は個々に独立して機能するものではなく、下図のとおり各事業が連動し、一体的に展開することで一層の効果が発揮されます。



≪武雄市重層的支援体制整備事業 イメージ≫

1 包括的相談支援事業(法第106 条の4第2項第1号)

事業概要	介護、障がい、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。
実施主体	- 庁内担当部署…福祉課、健康課、こども家庭課、こども未来課、こどもの貧困対策課 - 武雄市社会福祉協議会 - 武雄市地域包括支援センター - 武雄市相談支援センター（社会福祉法人 天童会） - 武雄市子育て総合支援センター - 武雄市生活自立支援センター（武雄市社会福祉協議会）
対象者	すべての市民

2 参加支援事業(法第106 条の4第2項第2号)

事業概要	複雑化・複合化した支援ニーズを有し、必要な支援が届いていない者等で、既存の各制度の支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、関係機関と連携し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などのコーディネートを行うとともに、本人と参加の場のマッチングを行い社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。
実施主体	武雄市社会福祉協議会（委託）
対象者	既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している方 など

3 地域づくり事業(法第106 条の4第2項第3号)

事業概要	各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備、地域の社会資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。
対象事業	・一般介護予防事業（介護予防教室） ・生活支援体制整備事業（武雄市生活支援体制整備事業） ・地域活動支援センター事業（オアシスみふね） ・地域子育て支援拠点事業（子育て総合支援センター） ・地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業 など
対象者	各事業の対象者すべて （※高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者だけでなく、地域住民を広く対象とする）

4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第106 条の4第2項第4号)

事業概要	複雑化・複合化した支援ニーズを有し、必要な支援が届いていない者や支援につながることに拒否的な者、地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、地域福祉支援員が自宅訪問等により、信頼関係の構築を通じたつながりづくりを行います。
実施主体	武雄市社会福祉協議会（委託）
対象者	複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために自ら支援を求めることのできない人や、支援されること自体に拒否的な人、長期間にわたるひきこもり状態で外出することが困難なケース など

5 多機関協働事業(法第106 条の4第2項第5号)

事業概要	包括的相談支援事業者等からつながれた複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった全体の調整機能を担います。「支援者の支援」という側面も有しています。
実施主体	福祉課まると相談係
対象者	複合的な課題を抱えており、単独の支援関係機関では対応が難しく、かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められるような課題を有する方 など

第6章 計画の推進方法

1 関係機関等との連携・協働

本計画を推進していくにあたっては、地域住民はもとより、地域の組織・団体、ボランティア、NPO、支援関係機関、福祉や介護のサービス事業者、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会と行政が、それぞれの役割を担いながら、連携・協力し、取り組んでいくことが大切です。

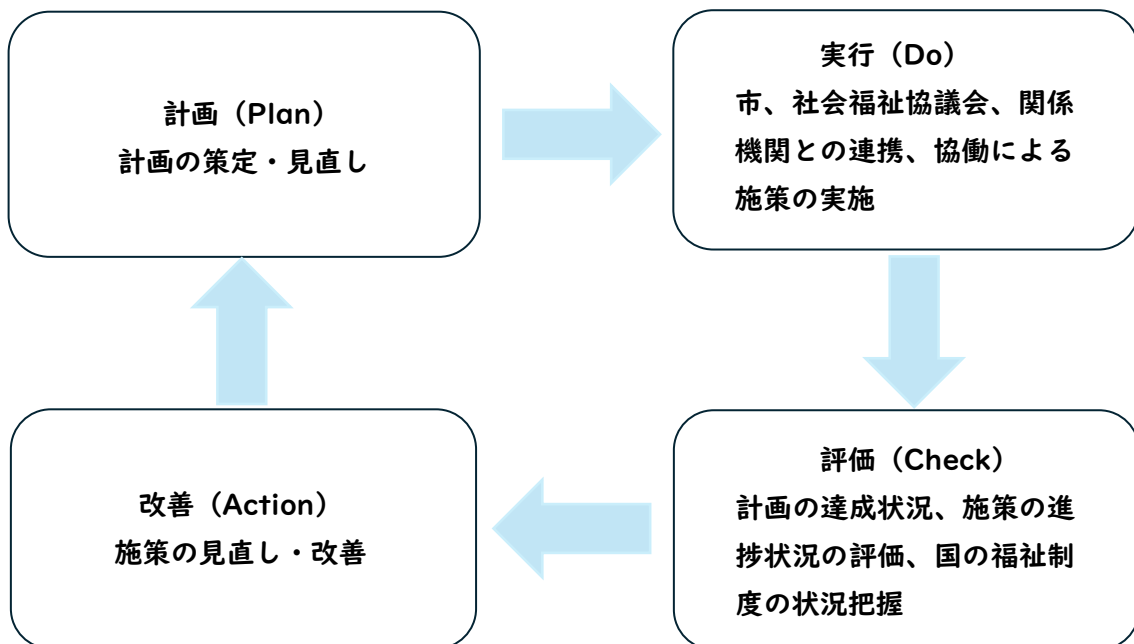
2 計画の普及・啓発

市ホームページや関係団体・機関等を通じこの計画を公表するとともに、各種行事や日々の行政活動の中で計画内容の広報・啓発に努め、市民への周知を図ります。

3 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、武雄市地域福祉計画策定委員会・地域福祉活動計画策定委員会において、国の社会福祉制度改革の動向を踏まえながら、武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる数値目標などを用いて進捗を管理します。

また、本計画に関連する福祉分野の個別計画などとも連携を図りながら、本計画の点検・評価を行っていきます。



資料編

1 本計画と関係計画の取組期間

本計画の計画期間は、令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 5 年間とします。

【本計画と関係計画の取組期間】

年度		平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	
武雄市地域福祉計画		第1期		第2期					第3期(地域福祉計画) 第5次(地域福祉活動計画)					次 期 計 画	
武雄市地域福祉活動計画		第3次		第4次											
※地域福祉計画・地域福祉活動計画一体化（R7～）															
上位計画	武雄市まち・ひと・し ごと創生総合戦略	第1期		第2期					第3期					次 期 計 画	
関連計画	武雄市高齢者福祉計画	第7期		第8期			第9期			次期計画			次 期 計 画		
	武雄市障がい者計画	第1次						第2次						次 期 計 画	
	武雄市健康増進計画	第3期											次期計画		
	武雄市子ども・子育て 支援事業計画	第1期		第2期					第3期					次 期 計 画	
	武雄市自殺対策基本計画		第1期												次期計画
	武雄市子どもの未来応援計画	第1期		第2期					次期計画						
	武雄市男女参画推進計画	第3次					第4次					次期計画			
	武雄市地域防災計画	毎年度見直し													
	武雄市重層的支援体制 整備事業実施計画									第1期					次 期 計 画

2 アンケート調査結果からみる武雄市の状況

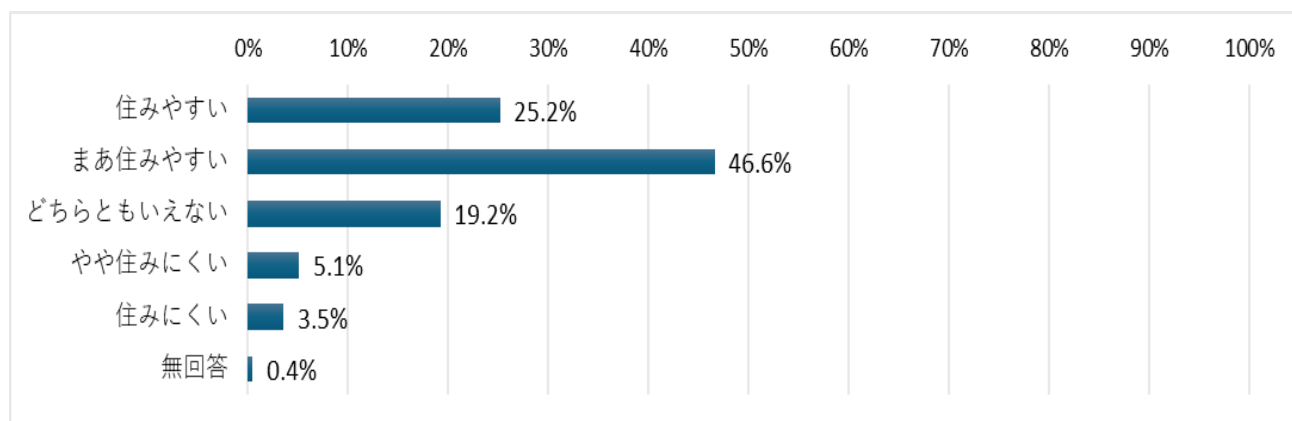
(1) アンケート調査の概要

本計画の策定に際し、市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

(2) 武雄市の住みやすさについて

自分が住んでいる地域については、住みやすい（住みやすい・まあ住みやすい）と回答した人の割合は71.8%です。

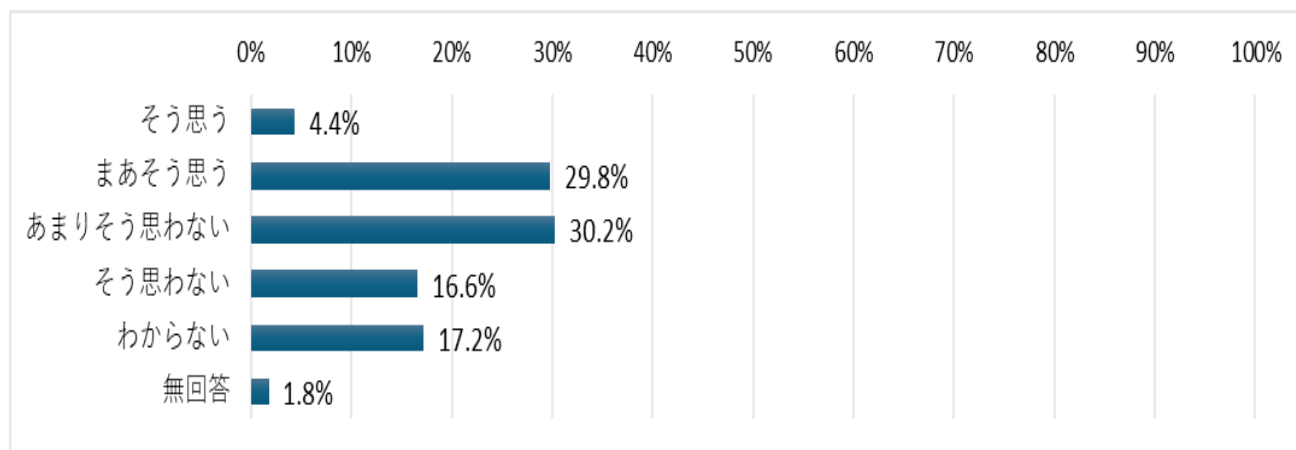
●自分が住んでいる地域の住みやすさについて総合的にどう感じるか。



(3) 自分が住んでいる地域や周辺の環境について

防災・防犯・交通など安全対策の充実度については、思わない（あまりそう思わない・そう思わない）と回答した割合は46.8%、思う（そう思う・まあそう思う）と回答した割合は34.2%で、思わないと回答した割合が12.6ポイント高くなっています。今後も引き続き安全対策に取り組んでいく必要があります。

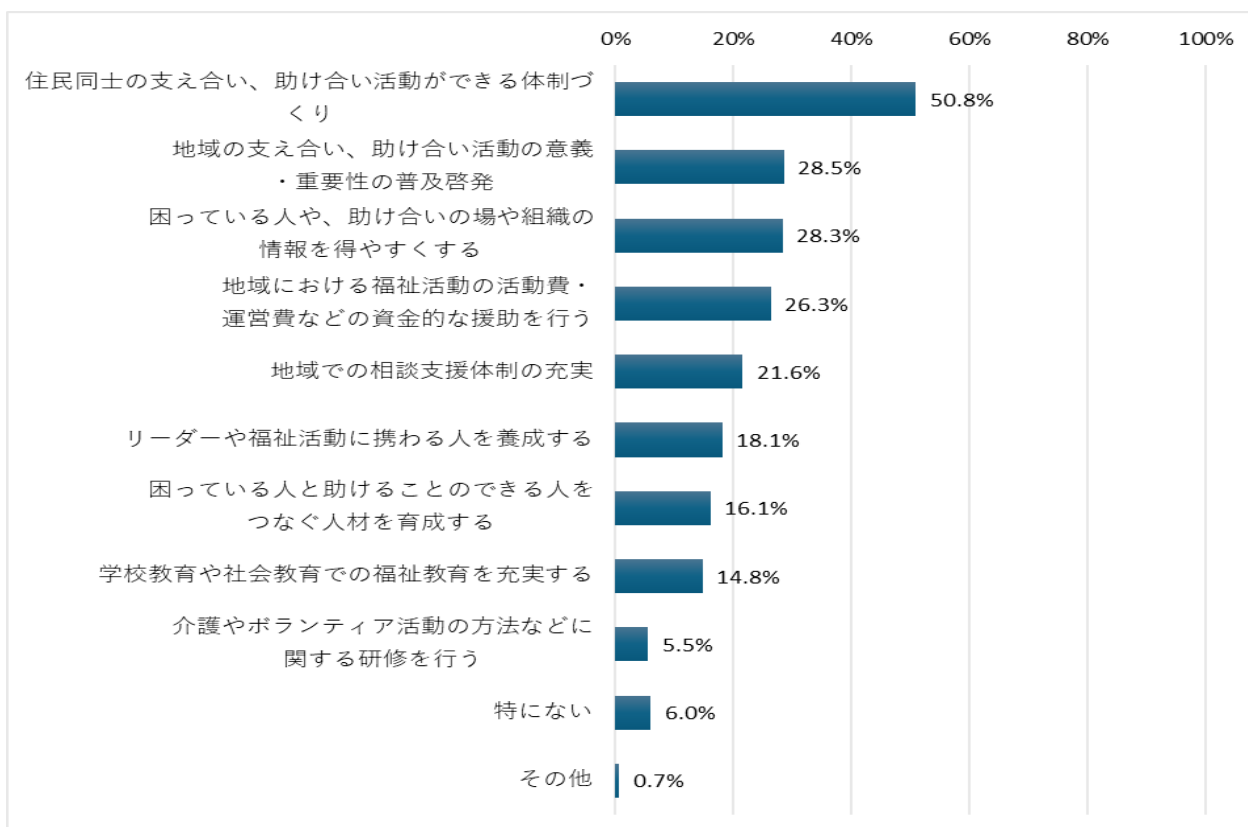
●自分が住んでいる地域や周辺は、防災・防犯・交通など安全対策が充実していると思うか。



(4) 地域における支え合いについて

今後、地域における支え合い、助け合い活動を活発化することが重要になってきますが、そのために重要だと思うことについては、「住民同士の支え合い、助け合い活動ができる体制づくり」の割合が 50.8%で最も高く、次いで「地域の支え合い、助け合い活動の意義・重要性の普及啓発」の割合が 28.5%、「困っている人や、助け合いの場や組織の情報を得やすくする」の割合が 28.3%とほぼ同じ割合になっています。地域における支え合いのための意識を啓発するため、住民や地域、行政、社会福祉協議会など関係機関が一体となって地域活動を盛り上げていく必要があります。

●今後、地域における支え合い、助け合い活動を活発化することが重要になってくるが、どのようなことが重要だと思うか。(あてはまる主なもの3つまでに○)

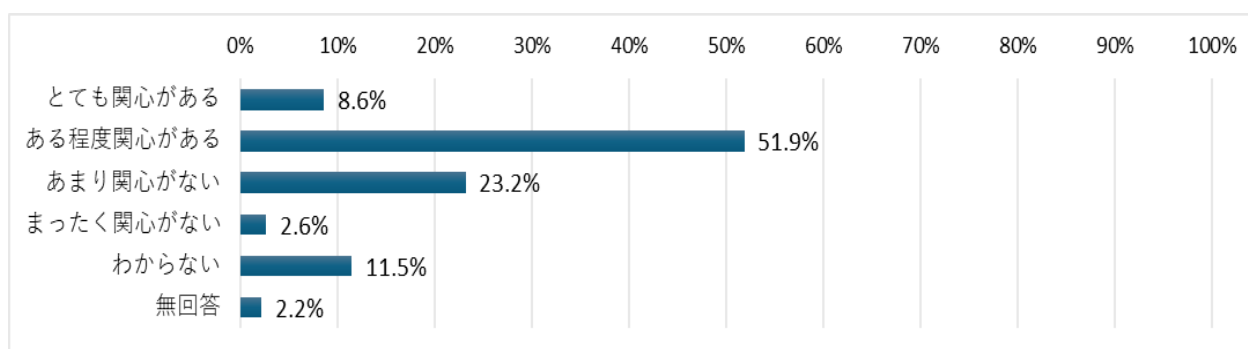


その他（昨今の社会情勢の中で地域による支え合い・助け合いは無理があるとする。転入者と地元の方とをつなぐ役割また仕組みを置いてほしい。）

(5) 武雄市民の福祉に関する関心について

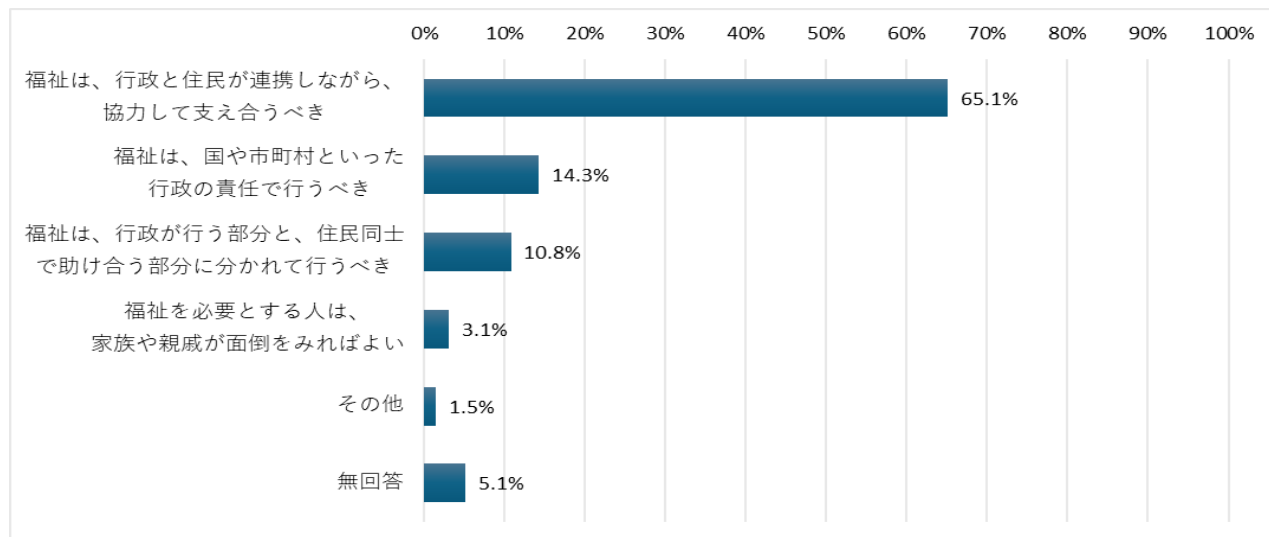
福祉に関する考えとして、福祉に関心がある（とても関心がある・ある程度関心がある）と回答した人の割合は 60.5%です。一方、関心がない（あまり関心がない・まったく関心がない）と回答した人の割合は 25.8%で一定数の割合を占めています。

●福祉について関心があるか。



福祉を必要とする人に対しては、「福祉は行政と住民が連携しながら協力して支え合うべき」と回答した人の割合は 65.1%でした。「家族や親戚が面倒をみればよい」と回答した割合はわずか 3.1%と極めて少数であり、「行政の責任で行うべき」との回答も 14.3%に留まっています。

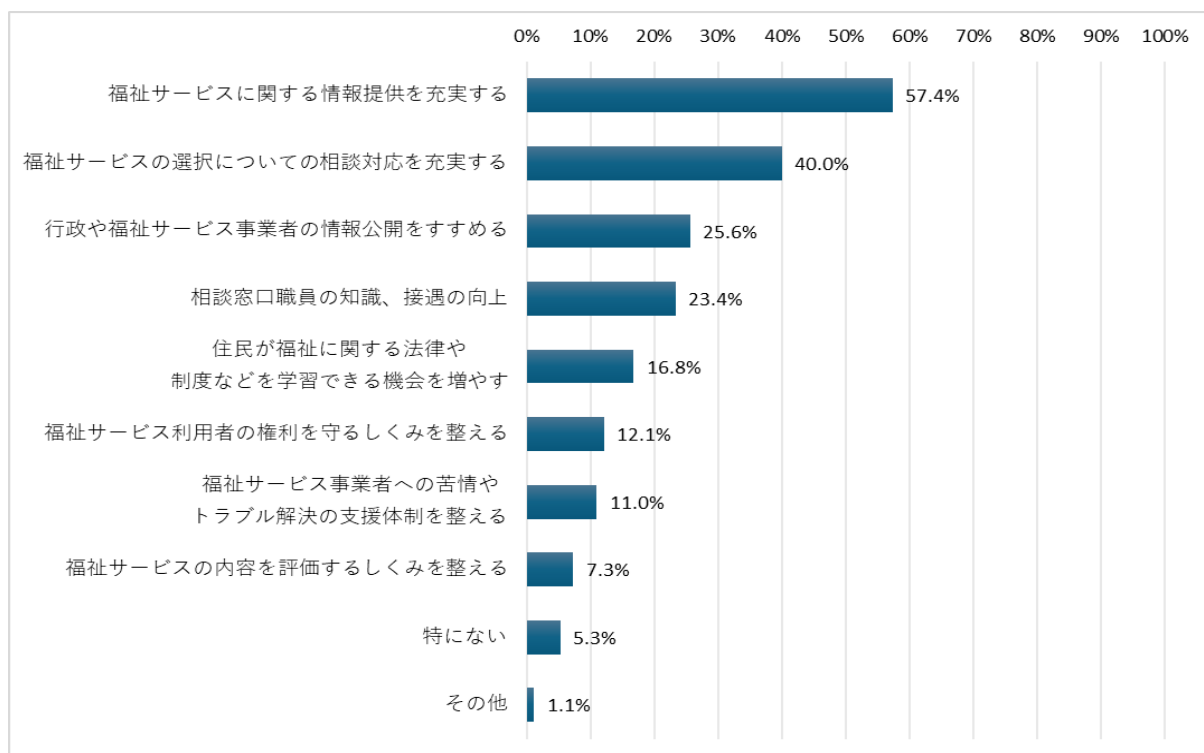
●「福祉」の在り方は、どのようであるべきだと思うか。



(6) 福祉サービスの利用について

福祉サービス利用者が、自分に最適な福祉サービスを選び安心して利用するために、行政が取り組む必要があると思うことについては、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」の割合が 57.4%で最も高く、次いで「福祉サービスの選択についての相談対応を充実する」の割合が 40.0%、「行政や福祉サービス事業者の情報公開をすすめる」の割合が 25.6%となっています。サービスの認知度を高め、最適なサービスを利用してもらうためには、わかりやすい情報提供に努める必要があります。

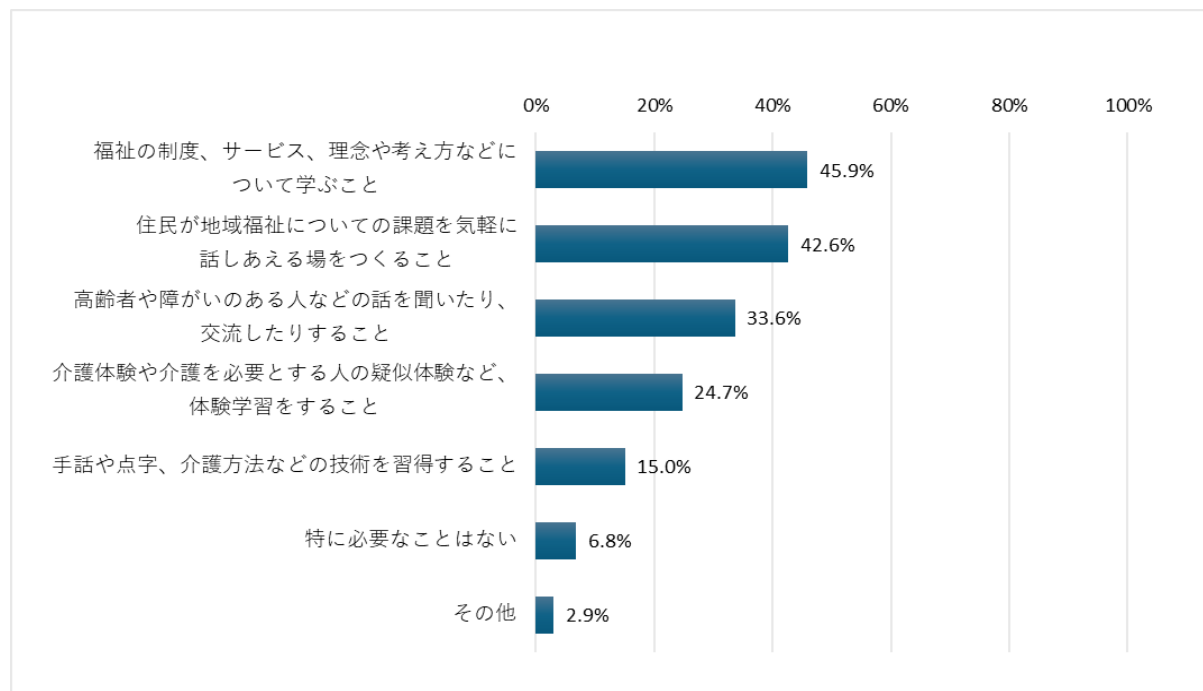
●福祉サービス利用者が、自分に最適な福祉サービスを選び安心して利用するために、行政はどのようなことに取り組む必要があると思うか。(あてはまる主なもの3つまでに○)



(7) 福祉に関する理解について

住民が福祉について理解を深めるために必要な機会として、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」の割合が 45.9%で最も高く、次いで「住民が地域福祉についての課題を気軽に話しあえる場をつくること」の割合が 42.6%、「高齢者や障がいのある人などの話を聞いたり、交流したりすること」の割合が 33.6%となっています。まずは、様々な機会を通じて、福祉について知ってもらうため、福祉に関する普及啓発を継続して行う必要があります。

●住民が福祉について理解を深めるためには、どのような機会が必要だと思うか。(あてはまるものすべてに○)



3 地域資源(地域福祉を支える人・組織)の状況

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき市民の中から選ばれ厚生労働大臣が委嘱します。児童福祉法に基づき児童委員も兼務しているので民生委員・児童委員と呼びます。そのうち、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として、また、関係機関へつなぐ等必要な支援を行っています。本市では、令和 6(2024)年 4 月 1 日現在、143 人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員が 18 人）が活動しています。

【人権擁護委員】

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき市民の中から選ばれ、市町村長からの推薦を受けて法務大臣が委嘱します。市民の基本的な人権が侵害されないように絶えず監視し、もし侵害があったときは、その相談相手になり、適切な救済を図り、また、人権思想の普及高揚にも努めています。本市では、令和 6(2024)年 4 月 1 日現在、9 人の人権擁護委員が活動しています。

【保護司】

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱され、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアとして活動しています。

【母子保健推進員】

母子保健推進員は、武雄市の委嘱を受けて赤ちゃん訪問や子育てサロンの開催、乳幼児健診の協力などの活動をしています。

【障がい者相談員】

障がい者相談員は、障がいのある方の様々な相談に応じ、悩みごとの傾聴、制度の活用方法の助言、行政とのつなぎ等を行っています。

【食生活改善推進員】

食生活改善推進員は、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、食を通した健康づくりのボランティアとして、身近な地域で生涯にわたる健康増進の活動を行っています。

【生活支援コーディネーター】

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人で、各町に 1 人ずつ配置しています。

【地区社会福祉協議会（地区社協）】

市内 9 町に各地区の社会福祉協議会が設置されています。地区社協は、自治会や民生委員・児童委員、老人会、婦人会、PTA、消防団、ボランティアなど様々な団体や個人で構成され、地域住民とのつながりを構築するとともに、地域で考え、実行していく仕組み（組織）です。

【ボランティア団体】

市内には、スポーツ、文化芸術、環境、まちづくり等の分野でボランティア団体が活動しています。社会福祉協議会と連携を図りながら活動を進めています。

【老人会】

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。仲間作りを通して、生きがいつくりや、健康づくりなどの生活を豊かにする楽しい活動が行われています。

【地域婦人会】

地域社会の振興に寄与することを目的として、青少年の健全育成や子育て支援、高齢者や障がい者の福祉、地球や生活環境の保全等、地域の実情に即した活動を行っている組織です。

4 第2期武雄市地域福祉計画のふりかえり

第2期武雄市地域福祉計画における基本目標の進捗状況

基本目標1 地域福祉を支えるネットワークづくり

(1) ネットワークづくり

・関係機関との会議として、毎月1回開催される武雄市民生委員・児童委員連絡協議会町会長会（以下「民児協会会長会」という）及び各町定例会へ参加し、行政や武雄市社会福祉協議会（以下「社協」という）から福祉に関する情報提供並びに事例検討や意見交換を行い、福祉問題を抱える高齢者などの実態把握に努めるなど、協力関係を強化しています。また、在宅介護支援センターからも各町定例会に参加し、サービス利用等の報告を行うとともに、連携強化に努めました。

・民生委員・児童委員や学校、事業所等関係機関による支援会議の開催による早期発見早期対応に努めました。

・地域福祉のネットワークとして、要支援者一人に対し複数の地域住民による見守り・援助活動により地域の中で孤立することなく安心した生活を送ることができるよう、小地域を単位としたネットワークづくりを構築しました。

(2) 福祉の担い手づくり

・民生委員・児童委員の一斉改選後は、活動するうえで必要な知識や福祉制度について研修会を開催しました。民生委員・児童委員の負担軽減の一つとして、証明事務の見直し等を行ったものの、役割は多岐にわたり負担感が増しています。

・ボランティアグループ等へ社協と連携した活動支援を実施しました。

(3) 福祉の総合窓口の明確化

・福祉に関する総合的な相談窓口として、「福祉まるごと相談窓口」を設置し、属性や分野を問わない福祉の総合的な相談支援体制を整備しました。

(4) 地域で暮らせる拠点づくり

・日常生活圏ごと（各町）に「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と「協議体（支え合いの輪を広げるため地域住民同士で話し合う場）」を配置し、地域の高齢者の身近な居場所のみならず、困りごとの相談、移送サービス、ゴミ出しや買い物などの生活支援の取組を実施しています。

基本目標2 住民一人ひとりに対応した多様なサービスを提供する仕組みづくり

(1) 権利擁護

・判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）で日常的な金銭管理が必要な人には、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート）の窓口である社協へつなぎ、財産管理及び身上監護としては、成年後見制度について市報での普及啓発や身寄りのない方の市長申し立てを実施しました。

・高齢者・障がい者・児童の虐待に関する通報を受け、安否の確認と事実調査を実施し、早期解決を図るための地域関係者のネットワーク構築・連携体制を図りました。

・新たに中核機関（武雄市成年後見サポートセンター）を設置し、広報および相談機能を充実しました。

・消費生活センターの活用により、悪質商法などの被害防止のための出前講座の開催や消費トラブルの相談対応、専門機関の紹介等を実施しました。また、令和 6(2024)年 3 月消費者安全確保地域協議会を設置し、被害防止のため体制を強化しました。

(2) 子ども・子育て支援

・各学校と主任児童委員や事業所等関係機関、市等による支援会議の開催により関係機関の連携を推進し、課題解決に努めました。

・子どもとその家庭、妊産婦を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行うため、子ども家庭総合支援拠点を整備しました。また拠点に、子ども家庭支援員を配置し、子育てにおける様々な相談対応に取り組んでいます。

・妊娠期から子育て期までの、切れ目ない子育て支援を実施するために、子育て世代包括支援センターを拠点として、母子健康手帳交付時や出産後の乳児家庭全戸訪問など、全ての妊産婦に面談を行い、育児不安の解消など子育て支援に取り組んでいます。

・子どもの貧困対策事業として、令和 3(2021)年 12 月に「第二期武雄市子どもの未来応援計画」を策定し、事業を推進しています。特に困難を抱える子ども及びその保護者等に対する支援として伴走型支援を更に推進すべく、こどもの笑顔コーディネーター（教員OB）を増員しています。また支援を必要としている子どもたちの中には、基本的な学習習慣が身に付いていなかったり、学校以外の活動の体験が不足している子どももいるため、その子たちの学習機会の創出、体験不足等を補うことを目的としてこどもの笑顔コーディネーターを中心としたこどもの居場所「笑顔ルーム」を開催しています。

・母親の就労率の上昇等に伴い保育ニーズも高まってきており、提供体制の確保については、利用定員の弾力化により受入れを行っており、あわせて利用定員の適正化にも取り組んでいます。

・保育料については、令和元年度に国の「無償化制度」が始まり、3 歳以上の保育料は無償とし保護者の負担軽減を図っています。

・保護者の育児への負担軽減やリフレッシュのため、延長保育や一時預かりなどの子育て支援を実施しています。また、保護者の育児と就労の支援を図るため、病児保育を実施し、様々な特性のある障がい児や医療的ケア児の受入れや突発的な病気のため園で預かることができない子どもの受入を行っています。

・放課後児童クラブでは、学校の放課後や週末において、様々なプログラムを取り入れ、子どもの安全かつ安心な居場所づくりとして内容充実を図ってきました。また、支援を要する児童の接し方に関して助言を受けるため、専門機関（作業療法士等）による巡回支援事業を実施しました。

・子育て総合支援センターでは、子育てに不安や心配を抱えた保護者が気軽に相談できる体制づくりや居場所づくりに努めています。また、異なる年齢との交流を行い、学校や地域との連携を図るための事業を推進しています。

・ファミリーサポート・センター事業では、子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人の相互の連絡・調整を図り支援に努めています。

(3) 高齢者支援の充実

・日常生活圏ごと（各町）に「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と「協議体（支え合いの輪を広げるため地域住民同士で話し合う場）」を配置して、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進しています。

・令和 2(2020)年度に創設した「地域包括ケアシステム拠点整備事業費補助金」を活用し、令和 4(2022)年度末までに、9 町に地域包括ケアシステムを推進するための住民主体の支え合い活動の「拠点」の整備がなされました。令和 5(2023)年度からは拠点運営継続支援補助金を交付しながら支援を行っています。

・介護保険サービスの活用や介護予防事業を行い、高齢者がその能力を生かして自立した生活を営むことができる支援体制の整備や相談等を行っています。

・認知症ケアパスの活用・普及や、認知症サポーターの養成、認知症地域支援推進員の配置等、認知症基本法に基づき施策を推進しています。

(4) 健康づくりの推進

・糖尿病や高血圧などの生活習慣病予防及び重症化予防に向けて、特定健診や特定保健指導を行っています。また、市民にがん検診の重要性を伝え、定期的な受診の啓発と各種がん検診を実施しています。

・健康寿命の延伸のため、高齢者の保健事業を行っています。個々の健康状態に合わせたアプローチを実施し、フレイル予防や口腔ケア等に着目した保健指導や栄養指導を行っています。

・こころの健康づくりについては、悩みや不安をかかえる市民の身近な相談の場として月 1 回「こころの相談」を実施しています。また、市民や関係者にメンタルヘルスについて正しい知識を広め、自殺やその予防に対する正しい知識と理解を深めるためゲートキーパー養成講座を実施しています。自殺予防月間には、自殺予防活動を強化し、普及啓発活動を行っています。

(5) 障がい者への支援

・障がい者の雇用促進を図るため、事業所向け障がい者雇用普及啓発セミナーや障がい者就労説明会・面接会を開催しました。

・意思疎通（コミュニケーション）支援の充実として、令和 3(2021)年に「武雄市手話言語の普及及び障がい者の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行し、手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及、コミュニケーション支援者の養成及び確保に取り組んでいます。また、コミュニケーション支援ボードの市内店舗等への設置、市役所窓口で筆談ボードの設置を行いました。

(6)男女共同参画の推進

・配偶者等からの暴力防止に対する取り組みとして、チラシ、広報誌等で啓発を実施し、暴力の防止、被害者に対する相談先の周知を積極的に行いました。被害者支援にあたっては、毎年、関係機関での情報交換、連携強化を行い、庁内では相談対応職員向けの研修を行いました。

・すべての人が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実践するために、講座の開催、広報誌等による啓発など意識醸成を図りました。

(7)生活困窮者の自立支援

・生活困窮者への「自立相談支援」「家計改善支援」「就労準備支援」の 3 事業を武雄市生活自立支援センター（社協）へ委託しています。月 1 回開催される支援調整会議において、関係部署との情報共有や相談者が抱える諸問題について検討し、支援の方向性の確認を行いました。

・生活保護受給者の自立支援としては、福祉課に就労支援員を配置し、ハローワークとも連携して就労につなげているところです。

基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

(1) 虐待防止対策

・子ども家庭総合支援拠点では、子ども家庭支援員を配置し、しつけや養育に関すること、子どもへのかかわりや家庭内の問題（家庭内暴力、虐待や不登校）など子育てについての様々な悩みについて、相談に応じています。

・障がい者虐待防止センターを中心とした関係機関と連携し虐待における相談に応じており緊急時には一時保護を行いました。

(2) 災害対策

・避難行動要支援者の災害時における安全確保のため情報提供同意者の名簿を作成し、避難支援者（民生委員・児童委員、区長、消防団、消防署、警察、社協）へ配布しています。名簿登録対象者の内、同意を得た方への訪問調査の実施率は、45.6%（R6(2024).4.30 現在）となっています。個別避難計画について、同意を得た方の作成率は 98.1%となっています。さらに、ハザード地域居住・心身の状況などにより優先順位の高い方から福祉専門職等の協力を得て個別避難計画の作成・見直しに順次取り組んでいます。

・電源が必要な医療的ケア児に対し、令和 2（2020）年度から毎年避難訓練を実施しています。関係機関の協力も得ながら、災害時にスムーズな避難ができるよう具体的な確認を行っています。

(3) ユニバーサルデザインの推進

・令和 5(2023)年 4 月にリニューアルした「きたがた四季の丘公園」では、インクルーシブ遊具を導入するなど既存公共施設のバリアフリー化を促進しました。また、同年 5 月に開館した「武雄市民体育館（CableOne SPORTS PARK）」は、段差や傾斜がないフルフラットな造りで完全バリアフリーな体育館とするなど、新規公共施設のバリアフリー化を促進することで、ユニバーサルデザインの意識啓発を行いました。

(4)再犯防止対策

・毎年 7 月が「社会を明るくする運動」の強調月間、再犯防止啓発月間であることに合わせ、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、武雄市更生保護連絡協議会とともに行事を行っています。メッセージ伝達式の開催や街頭パレードを実施しながら各町公民館を廻り広報に取り組んでいます。また、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、地域の方々へ理解と協力を求めるため、武雄地区保護司会武雄支部と武雄市更生保護女性会が「“社会を明るくする運動” 大会」を開催しています。

5 第4次武雄市地域福祉活動計画のふりかえり

第4次武雄市地域福祉活動計画における基本目標の進捗状況

基本目標1 地域で支え合う体制をつくろう

(1) 地区社会福祉協議会の活動支援

・地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という）の総会時には、役員及び会員の方へ地区社協の活動説明を行いました。また、民児協会長会（地区社協会長兼務）時に地区社協の事業周知や情報交換等を行い、地区社協の役割等について再確認ができました。

・コロナ禍により事業縮小を余儀なくされ、令和5(2023)年度からコロナ禍前のように事業を再開しましたが、参加者が減少し継続が難しい状況にあり、事業内容を見直していく必要があります。

(2) 地域の見守り・援助体制の強化

・小地域ネットワーク活動推進事業

高齢者一人暮らし、障がい者等に対し、令和2(2020)年度から見守りネットワークの推進に努めてきましたが、設置状況は地域により増減の差があり、全体的に年々減少している状況です。理由としては、入院や施設入所などで転居される方が多く、また、人口減少により、近隣に見守る住人が誰もいない方も増えてきていること等が考えられます。

※小地域ネットワークとは、地区社協を基盤に、住民の参加と協力により、同じ地域の中で援護が必要な方々の生活を見守り、支えあっていく隣人同士のたすけあい活動です。

・支えあいマップづくりの推進

支えあいマップづくりの推進は行ったものの、個人情報により、見守りを必要としないと言われる方が多く、活動も進めにくい状況であり、事業の在り方について検討していく必要があります。

※支えあいマップとは、地域の「気になる人（支援が必要と考えられる人）」とその人への住民の関わりをマップ（住宅地図）に落とし込み、支え合い活動の実施状況や支援の欠けている状況を把握し、その地域の取組課題を抽出するものです。このマップづくりは、単に要援護者に印をつけるだけではなく、地域福祉や福祉の実態をマップに浮き上がらせることが目的です。（支えあいマップは、地域福祉課題を抽出する手段となるものです。）

・緊急連絡カード配布事業

民生委員・児童委員を通じて、日頃の訪問先である単身高齢者及び障がい者宅等に配布しています。高齢者一人暮らしの方の自宅での転倒時の発見の際、緊急連絡カードの配置により、早急に親族に連絡を取ることができた等の事例を聞くことができました。

※緊急連絡カードとは、救急車を呼ぶ事態になった時など、いざという時のために必要な情報（住所、生年月日、緊急連絡先、かかりつけ病院等）をあらかじめ書き留めておくカードです。

・ふれあいいきいきサロン推進事業

サロンの立ち上げの際には、活動の説明やレクリエーションの用具貸出、出前講座の紹介をしました。

サロン周知ができていることもあり、様々な世代のサロンができ、地域の活動拠点として多くのサロンを設置することができました。

(3) ボランティア活動の充実

1. ボランティアセンター事業

- ・地域の福祉課題対応へのボランティア開発

個別ニーズについては、民生委員・児童委員や関係機関から相談を受け、社協の福祉事業や地域での見守り活動へ繋ぐことができました。また、民生委員・児童委員やボランティアの会議において活動の周知に努めました。

- ・ボランティア講座の実施

市民の意見を聞きながら生活支援に役立つ講座として「手話講座」と「傾聴講座」を開催しました。講座終了後は、聴覚に障がいがある方達と交流ができる「手話サークル」を紹介し、親子で参加された方や障がいのある方なども入会され、レベルアップの向上に努めました。

- ・ボランティア活動保険

事故報告が数件ありましたが、適切な対応により迅速に報告することができ、加入者に安心していただくことができました。活動保険は災害ボランティアにも対応でき、市外で災害ボランティアセンターが立ち上った際に、多くの加入申込みがありました。

2. ボランティア活動支援事業

- ・ボランティア連絡協議会運営支援

ボランティア連絡協議会の事務局として各事業に関わっています。西九州新幹線開通時は、啓発事業を行うなど、既存事業だけでなく新たな取組も行い、事務局としてサポートを行いました。会員全体の高齢化が課題となっています。

- ・グループ運営支援

コロナ禍で従来通りの活動が行えないグループも多く見られましたが、全く活動を休止するのではなく、助成金を活用、工夫しながら活動ができるよう支援を行ってきました。

(4) 福祉教育の推進

- ・福祉体験事業

小学校の総合授業の中での体験学習の依頼が多く、ボランティア連絡協議会の協力を得て、福祉の体験(高齢者擬似体験、アイマスク体験、車いす体験、手話講座等)を行うことで、車いすの使い方等の習得ができ、また障がい者や高齢者などに優しく接することができています。

- ・ボランティア活動実践校活動推進事業

市内小中高校へ社協の活動情報や活動助成金についての説明会を社協会議室で行っていましたが、コロナ禍をきっかけに、各校へ職員が出向いての個別説明に切替えました。個別対応することで質問も出やすくなり、固定化していた活動内容も徐々に変化が見られるようになりました。

- ・共生型ふれあい交流事業

障がいがある方もない方も一緒に活動を行うことで、障がいがない方には、障がい者の特性や接し方などを学んで理解してもらうことができました。また、障がい者も地域の方との関わり方を知ることができたようです。

基本目標2 生活の困りごとを見逃さず、解決しよう

(1) 相談機能の充実

- ・無料相談事業（弁護士相談、遺言・相続相談）

日常生活上で抱える法律問題等に対し、弁護士、行政書士による相談を実施しました。広報誌で事業の周知を図り、毎月多くの相談がありました。

- ・生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

相談者へ支援を行い、生活が安定した人、年金受給につながった人、就職し就労継続ができている人、家計管理ができるようになった人など相談者が自立意欲を出されたことが成果です。また、コロナ禍を経てこれまで表面化していなかった相談者が顕在化し伴走的な支援につながりました。

(2) 生活支援の充実

- ・福祉サービス利用援助事業（県社協受託事業）

新規利用者の増加に伴い、相談支援件数は増加し、利用者が抱える課題も複雑化、深刻化しています。関係機関と連携し利用者一人ひとりに寄り添い、利用者が自らの力で権利を行使し必要な福祉サービスを利用しながら安心して生活を送ることができるよう支援を行いました。

- ・生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

生活自立支援センター等の関係機関と情報を共有しながら相談支援を実施し、特に令和2（2020）年3月から令和4（2022）年9月まではコロナ禍による特例貸付の相談、申請を受付けました。特例貸付終了後は、償還相談などのフォローアップ支援を行いました。

- ・つなぎ生活費貸付事業

生活自立支援センター等と連携を取り、相談者の生活上、緊急に必要なつなぎの生活費の貸付を行いました。償還計画に沿った償還ができず償還が遅れている方には、関係機関と連携を取りながら償還相談を行いました。

- ・いのちをつなぐ糧事業

コロナ禍での収入減少や物価高騰で食料支援の件数も増加しました。寄付による食料だけでは不足する時もあり共同募金を活用し一部購入しながら対応しました。また、新たに日用品の寄付募集も追加し、相談者に寄り添い、自立に向けた支援の一つとして事業実施ができました。

- ・移動サービス・福祉車両貸出事業の実施

年間100件を超える利用があり、利用者からは大変喜ばれています。しかし、運転ボランティアの担い手不足により、利用者を増やせないことが課題であるため、運転ボランティア募集の周知を定期的に行っています。

- ・福祉機器等の貸出事業

車いす、スロープ、綿菓子機などの貸し出しについて、地域への周知もできており、特に車椅子の貸し出しの需要が多い状況となっています。

(3) 困りごとを見逃さない体制づくり

- ・エンディングサポート事業

エンディングノート(遺言・相続)の講習会を開催した際、家族のために自分が亡くなった後の事も考えておく必要があると気づいた等の意見が多くありましたが、身寄りが無い方も増えていることから死後委託事務(自分が亡くなった後に行わなければならない手続きを第三者に委任する契約)が今後の課題となっています。

※エンディングノートとは、自分の人生の終末について記したノートをいいます。

- ・認知症地域支援・ケア向上事業（市受託事業）

認知症についての正しい理解を深めるため、小学生から高齢者までの幅広い年代向け認知症出前講座やアルツハイマー月間に展示等を行っています。認知症カフェを継続的に開催することで、認知症当事者の方や家族が悩み事を相談できる場となっています。

基本目標3 災害に負けないまちをつくろう

(1) 災害時の支援体制の推進

- ・災害ボランティアセンター事業

令和元(2019)年に続き、令和3(2021)年も水害が発生し災害ボランティアセンターを設置運営しました。市主催の被災者支援連携会議や県主催の災害協働研修等へ参加しNPOとの連携促進に努めました。

- ・避難行動要支援者調査事業（市受託事業）

災害時の要支援者への迅速な支援に備えるため、要支援者宅を訪問し、緊急連絡先の確認や避難優先度の調査、ニーズの収集を行いました。調査事業受託は令和4(2022)年度で終了しました。

(2) 災害時に備える平常時の社協活動強化

- ・災害救援講習会助成事業

各地区を単位として毎年多くの地区で防災訓練が開催されており、社協では災害に備えての意識向上が福祉の向上にも繋がることができると考え助成金を支援しています。区民や子どもたちが主体的に取り組む避難訓練(風水害、地震を想定)を開催した地区へ、備蓄品や防災グッズ、研修会時の資料代などに対し助成を行いました。

- ・広報の充実

奇数月に発行し、市内全戸、学校、幼稚園、保育園に配布して、相談日程や事業参加募集などについて広報することができました。

- ・ホームページの充実

事業のお知らせや学校などからの募金、義援金の紹介やお礼など随時最新情報の掲載に努め、ホームページの閲覧数は増加傾向です。

6 計画策定の体制と市民参加

●住民アンケート

【方法】

地域福祉やその推進にかかわる事項についての意識調査で、調査票を郵送で配布・回収する方法で実施

【調査対象・回収率】

18歳以上の方から無作為に抽出した1,500人
回答者数453件（回答率30.2%）

【調査時期】

令和5(2023)年12月

●団体アンケート

【方法】

地域で活動している各種団体、ボランティア、市民活動を行っている団体やグループ103団体に、地域福祉やその推進にかかわる事項についての調査票を郵送で配布・回収する方法で実施

【回収率】

回答団体数71件（回答率68.9%）

【調査時期】

令和5(2023)年12月

●実績調査等

【調査項目】

- ・統計資料分析
- ・既存計画等調査
- ・第2期武雄市地域福祉計画のふりかえり
- ・第4次武雄市地域福祉活動計画のふりかえり

現状・課題の抽出



武雄市地域福祉計画・武雄市地域福祉活動計画策定委員会

- 第1回 計画の策定の趣旨、現計画の構成等説明、アンケート結果の報告（R6.2.27）
- 第2回 前計画の進捗状況報告、本計画の計画方針について（R6.7.11）
- 第3回 計画素案について協議（R6.10.3）
- 第4回 計画素案について協議（R6.11.21）
- 第5回 パブコメ結果報告、計画案についての協議・確定（R7. ）



第3期武雄市地域福祉計画・第5次武雄市地域福祉活動計画

7 社会福祉法(抜粋)

地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による課題解決を図ることを目指すことが明記されました。

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする

重層的支援体制整備事業をはじめとして、地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、身近な地域で分野を超えて地域課題の相談を受け止める場の整備、課題を解決するネットワークの整備などを実施することで、包括的な支援体制を整備することが、市町村の努力義務とされました。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 （略）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができると規定されました。

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
 - ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
 - 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
 - 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
 - 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
 - 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
 - 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3～5（略）

重層的支援体制整備事業を実施するときは、重層的支援体制整備実施計画を策定することが、市町村の努力義務とされました。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2～5（略）

市町村地域福祉計画について、その策定が努力義務とされ、高齢者、障がい者などの福祉の各分野における計画の「上位計画」と位置付けられました。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉協議会は、社会福祉法 109 条の規定に基づき、地域福祉を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
 - 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
 - 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5～6 (略)

8 武雄市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

○武雄市地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和5年12月12日

告示第181号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき武雄市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、武雄市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の策定に関する事項について協議及び検討を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域福祉に関わる団体に属する者
- (3) 各種市民団体に属する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 策定委員会において、必要と認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和5年12月12日から施行する。

○武雄市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 武雄市における地域福祉の推進を図るため、社会福祉法人武雄市社会福祉協議会定款第31条の規定に基づき、「地域福祉活動計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、武雄市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じて、市民主体による計画的な地域福祉の推進が図られるよう、地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定並びに改定することを目的とする。

(任 務)

第3条 委員会は、次の事項を協議し、その結果を会長へ答申する。

- (1) 活動計画の策定及び改定に関すること。
- (2) 活動計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (3) 前各号に定める事項の他、委員会で必要と認める事項

(構 成)

第4条 委員会は次の各号に掲げる者で構成し、概ね15名以内で組織し、次の各号に書あげる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 地域福祉に関わる団体に属する者
 - (3) 各種市民団体に属する者
2. 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
 3. 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
 4. 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から活動計画の策定が終了する日までとする。

2. 委員は会長が委嘱する。
3. 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を委嘱する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。

2. 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、武雄市社会福祉協議会地域福祉係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、武雄市社会福祉協議会会長が別に定めることができる。

(附 則)

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

9 武雄市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

	所属機関等	役職名	氏名	備考
1	公益社団法人 佐賀県社会福祉士会	社会福祉士	久野 和重	委員長
2	武雄市民生委員・児童委員連絡協議会	会長	黒川 和広	副委員長
3	武雄市社会福祉協議会	事務局長	水町 直久 松尾 徹	R6.2.27～3.31 R6.4.1～
4	武雄市ボランティア連絡協議会	会長	諸石 和子	
5	武雄市老人クラブ連合会	会長	蒲地 雄三 小柳 義和	R6.2.27～3.31 R6.4.1～
6	養護老人ホーム シルバーケア武雄	施設長	松尾 健司	
7	武雄市身体障害者福祉協会	会長	白濱 忠次	
8	武雄市手をつなぐ育成会	会長	梶川 ゆり子	
9	社会福祉法人 天童会	在宅係長	南 光博	
10	武雄市保育部会	会長	砥上 隆男	
11	武雄市校長会	北方小学校校長	坂元 俊文	
12	たけお若者サポートステーション	相談員	江島 千代	
13	武雄市区長会	橘町区長会長	前田 信俊	
14	武雄市地域婦人連絡協議会	副会長	大島 久美枝	

10 用語解説(五十音順)

【あ行】

◆アウトリーチ

地域で支援を必要とする状況にありながらサービスに結びつきにくい人のもとに、行政や支援関係機関などが積極的に訪問し支援する手法のこと。

◆医療的ケア児

たんの吸引、経管栄養、胃ろう、人工呼吸器の管理など医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

◆NICU

N I C Uとは「Neonatal Intensive Care Unit」の略で新生児集中治療室のことである。予定日より早く生まれた赤ちゃん、小さく生まれた赤ちゃん、または何らかの疾患のある赤ちゃんを集中的に治療・管理する。

◆NPO

N P Oとは「Non-profit Organization」の略称で、継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。

【か行】

◆介護保険制度

介護が必要な人（要支援者・要介護者）に介護サービス費用の一部を給付する制度。介護保険は、一般に市町村が保険者（武雄市は、武雄市・鹿島市・嬉野市・大町町・江北町・白石町・太良町を構成市町とする杵藤地区広域市町村圏組合）となり、その地域に住んでいる65歳以上の高齢者（第1号被保険者）や、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）が支払う介護保険料と税金とで運営されている。また、介護サービスを受ける場合、1割の自己負担が必要で、年収によっては自己負担率が2割または3割になる場合がある。

◆ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のこと。

◆健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

◆国際交流員(CIR)

翻訳や通訳の他、国際理解のための地域の交流推進を図るために招致した外国人。

◆コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

地域において、生活上の課題を抱える人や家族を把握・発見し、地域住民や関係機関と連携し、制度の狭間にある方々の個別の課題に対応し、地域支援につなげていく専門職。

【さ行】

◆在宅介護支援センター

地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う機関。

◆サロン

高齢者や子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することにつながりを深めていき、地域の「憩いの場」となることを目指す場所。

◆自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う団体（組織）のこと。

◆児童相談所

18歳未満の子どもの福祉に関する相談・通告を受け、子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動などについて専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行い、子ども、保護者、関係者などに対して指導・援助を行う。また必要に応じて子どもの一時保護、児童福祉施設などへの入所措置などの機能を併せ持つ相談援助活動を行う機関。

◆社会資源

社会福祉の支援過程で用いられる資源を意味し、人々のニーズ（課題）を充足させるための物的・人的資源の総称で、各種制度、サービス、人材、組織・団体、活動、情報、拠点、ネットワークなど。

◆重層的支援体制整備事業

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備のために、社会福祉法106条の4に規定されている事業。高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者の各分野における支援を一体的（包括的）に実施することによって、“誰一人取り残さない”地域共生社会の充実を目指すもの。

◆身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）等に分けられる。

◆生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、包括的な相談支援や個々の状況に応じた支援を行うことにより自立に向けた支援を行う制度。

◆生活自立支援センター

生活困窮者自立支援制度の実施のため、さまざまな理由で経済的な問題や困難を抱えている人に向けた相談窓口。センターでは、専門の相談員が問題の解決に向けて一緒に考え、必要があれば他の支援関係機関と連携し、相談者の生活の自立を図る。家計管理の支援や就労に向けた準備訓練なども行う。

◆生活支援体制の整備

生活支援コーディネーターや協議体の設置等を通じて、市町村が中心となって、サービスが創出されるよう取り組みを積極的に進める事業のこと。

◆生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症、進行に関与する疾病群。悪性新生物（がん）、脳血管障害、心臓疾患、高血圧、慢性気管支炎、肺気腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病などを指す。

◆生活保護

資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮状態に応じて必要な保護を行い、その生活が保障されるとともに、自立した生活が送れるよう支援する制度。

◆精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級から3級までである。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

◆成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人を支援するための制

度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

【た行】

◆地域ケア会議

高齢者支援に関わる情報の共有化や連絡調整、支援活動における連携の強化と地域の実情に沿った地域資源の構築を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法で、介護や福祉サービス事業所等の関係組織・団体や関係機関により構成する会議。

◆地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

◆地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい、医療、介護、生活支援、介護予防が一体的に提供されるケアシステム。

◆地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などを配置して、3職種が連携して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケアの実現をめざすもの。

【な行】

◆認知症サポーター

養成講座を受講することで、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人。

【は行】

◆8050問題

子どものひきこもりが長期化することなどで、80代の親が50代の子どもを養うといった状態に至り、経済的に困窮・孤立する社会問題。

◆パブコメ

パブリックコメントの略。市の政策などを策定する際に、事前にその案を公表し、市民などから意見を求め、寄せられた意見を参考に政策を決定するとともに、寄せられた意見の概要と市の考え方を明らかにする一連の手続きのこと。

◆伴走型支援

社会的に孤立している人に寄り添い、つながり続けることを目的とする支援。

◆避難行動要支援者

主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、自力で避難することが困難な方で生活の基盤が自宅にある人。

◆福祉サービス

日常生活を営む上で何らかの生活支援を必要とする人に対して、自立した日常生活を営むことができるように支援するもの。

◆福祉避難所

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者等、一般の避難所では生活に支障がある人たちのために、何らかの特別な配慮をした施設。

◆福祉まるごと相談窓口

どこに相談してよいのかわからない、どこに相談するか迷う、世帯で複数の課題を抱えているなどの福祉に関する困りごとを抱える人や世帯の相談を受け付ける窓口。世代や属性を問わない包括的な相談窓口で、相談受付後は、必要に応じて関係機関と連携し課題の解決に向けて支援する。

◆フレイル予防

病気ではないけれど、年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい健康と要介護の間の虚弱な状態のこと。健康長寿を実現するために欠かせないフレイル予防の3本柱は、「栄養」「運動」「社会参加」である。普段から低栄養やたんぱく質不足に注意し、適度な運動で体力を保ち、さらに外出などで日常生活の活動を高めることでフレイル予防につながると言われている。

◆ボランティアセンター

ボランティアの活動拠点であり、ボランティア活動に関する相談窓口。ボランティアによる支援を受けたい人や団体とボランティア活動をしたい人をつなぐ役割も担っている。

【ま行】

◆まちづくり協議会

地域住民が主体となって地域の課題解決と活性化を図るため、住民間で話し合い、実践する組織。自治会やその他の地域団体、ボランティア、市民などが連携し、まちづくり協議会を運営している。市内9町に設置されている。

【や行】

◆要介護認定

介護保険制度において、被保険者が寝たきりや認知症などで常時介護を必要とする状態であることを保険者が認定するもの。介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が規定されている。

◆要保護児童対策協議会

虐待を受けている子どもや非行児童など要保護児童（保護者のない児童、保護者に監護されることが不相当であると認められる児童）の早期発見や迅速な支援に向け関係機関同士が情報共有し、役割分担しながら連携・協力し支援する協議会。

【ら行】

◆療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導・相談や各種福祉制度上の援助を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。